

○障害等級の決定について

〔昭和51年10月29日地基補第599号〕
各支部長あて 理事長

第1次改正	昭和56年4月1日地基補第100号
第2次改正	昭和57年9月30日地基企第33号
第3次改正	昭和61年6月3日地基補第108号
第4次改正	平成4年5月29日地基補第96号
第5次改正	平成12年4月10日地基補第111号
第6次改正	平成13年6月19日地基補第124号
第7次改正	平成14年3月28日地基補第66号
第8次改正	平成16年3月12日地基補第53号
第9次改正	平成16年4月19日地基補第104号
第10次改正	平成16年11月30日地基企第88号
第11次改正	平成18年3月31日地基企第21号
第12次改正	平成23年3月3日地基補第46号
第13次改正	平成30年4月1日地基補第80号

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第29条の規定による障害等級の決定について、別紙のとおり定めたので、今後は、これにより取り扱われたい。

（別紙）

目 次

第1 基本的事項

- 1 法第29条第1項の取扱いについて
- 2 法第29条第5項、第6項及び第7項の取扱いについて
- 3 施行規則第26条の5の第2項の取扱いについて
- 4 法第29条第8項の取扱いについて
- 5 法第29条第9項の取扱いについて

第2 部位別障害等級決定の取扱い細目

I 眼（眼球及びまぶた）の障害

（平成16年7月1日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用）

- 1 障害の等級及び程度
- 2 障害等級決定の基準
 - (1) 眼球の障害
 - ア 視力障害
 - イ 調節機能障害

ウ 運動障害

エ 視野障害

(2) まぶたの障害

ア 欠損障害

イ 運動障害

3 併合等の取扱い

(1) 併合

(2) 準用

(3) 加重

I 眼（眼球及び眼けん）の障害

（平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

II 耳（内耳等及び耳かく）の障害

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

(1) 内耳等の聴力障害

(2) 耳かくの欠損障害

3 併合等の取扱い

(1) 併合

(2) 準用

(3) 加重

III 鼻の障害

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

3 準用の取扱い

IV 口の障害

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

(1) そしやく及び言語機能障害

(2) 歯牙障害

3 併合等の取扱い

(1) 併合

(2) 準用

(3) 加重

V 神経系統の機能又は精神の障害

(平成15年10月1日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用)

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

(1) 中枢神経系（脳）の器質性の障害

(2) せき髄障害

(3) 末梢神経障害

(4) 外傷性てんかん

(5) 頭痛

(6) 失調、めまい及び平衡機能障害

(7) 疼痛等感覚異常

(8) 中枢神経系（脳）の非器質性の障害

3 その他

V 神経系統の機能又は精神の障害

(平成15年9月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用)

VI 外貌（頭部、顔面、頸部）、上肢・下肢の露出面等の障害

(平成22年6月10日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用)

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

(1) 外貌の醜状障害

(2) 上肢・下肢の露出面の醜状障害

3 併合等の取扱い

(1) 併合

(2) 準用

(3) 加重

(4) その他

VI 外ぼう（頭部、顔面、頸部）、上肢・下肢の露出面等の障害

(平成22年6月9日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用)

VII 胸腹部臓器の障害

(平成18年4月1日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用)

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

- (1) 呼吸器の障害
- (2) 循環器の障害
- (3) 腹部臓器の障害
- (4) 泌尿器の障害
- (5) 生殖器の障害

3 併合等の取扱い

- (1) 併合
- (2) 準用

VII 胸腹部臓器の障害

(平成18年3月31日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用)

VIII 体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害

(平成16年7月1日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用)

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

- (1) せき柱の障害
 - ア 変形障害
 - イ 運動障害
- (2) その他の体幹骨の障害(変形障害)

3 併合等の取扱い

- (1) 併合
- (2) 準用
- (3) 加重
- (4) その他

VIII 体幹(せき柱及びその他の体幹骨)の障害

(平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用)

IX 上肢(上肢及び手指)の障害

(平成16年7月1日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用)

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

(1) 上肢の障害

ア 欠損障害

イ 機能障害

ウ 変形障害

(2) 手指の障害

ア 欠損障害

イ 機能障害

3 併合等の取扱い

(1) 併合

(2) 準用

(3) 加重

(4) その他

IX 上肢（上肢及び手指）の障害

（平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

X 下肢（下肢及び足指）の障害

（平成16年7月1日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用）

1 障害の等級及び程度

2 障害等級決定の基準

(1) 下肢の障害

ア 欠損障害

イ 機能障害

ウ 変形障害

エ 短縮障害

(2) 足指の障害

ア 欠損障害

イ 機能障害

3 併合等の取扱い

(1) 併合

(2) 準用

(3) 加重

(4) その他

X 下肢（下肢及び足指）の障害

（平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

別添 労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領

（平成16年7月1日以後に支給すべき事由が生じた場合に適用）

別添 労災保険における関節可動域の測定要領

（平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

第1 基本的事項

1 法第29条第1項の取扱いについて

(1) 「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によつては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によつて到達すると認められる最後の状態（症状の固定）に達したときをいい、同一の事故により2以上の負傷又は疾病があるときは、その2以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもつて「治ったとき」とする。（第11次改正・一部）

(2) 障害等級の決定は、「治ったとき」に行うものであるが療養の終了となつた場合において、なお、症状の固定に至るまで相当長期間を要すると見込まれるときは、医学上妥当と認められる期間を持つて障害等級を決定するものとし、6か月以内の期間において症状の固定の見込みが認められないものにあつては、療養の終了時において、将来固定すると認められる症状によつて等級を決定するものとする。（第11次改正・一部）

(3) 「障害等級に該当する程度の障害」は、原則として、次に掲げる障害系列表のとおり、解剖学的観点及び生理学的観点から区分された35の系列のいずれかに属するものであつて、この表の同一欄内の障害については、これを同一の系列に属するものとする。

なお、この場合において、次のアからウまでに掲げる障害については、本来、系列を異にする障害ではあるが、同一の系列に属するものとして取り扱うものとする。（第2次改正・一部、第11次改正・一部）

ア 両眼球の視力障害、調節機能障害、運動障害、視野障害の各相互間

イ 同一上肢の機能障害と手指の欠損障害又は機能障害

ウ 同一下肢の機能障害と足指の欠損障害又は機能障害

障 害 系 列 表 (第10次改正・一部)

部 位		器 質 的 障 害	機 能 的 障 害	系列 区分	
眼	眼 球 (両 眼)		視力障害	1	
			調節機能障害	2	
			運動障害	3	
			視野障害	4	
まぶた	右	欠損障害	運動障害	5	
	左	欠損障害	運動障害	6	
耳	内 耳 等 (両耳)		聴力障害	7	
	耳 か く (耳介)	右	欠損障害	8	
		左	欠損障害	9	
鼻		欠損及び機能障害		10	
口		そしやく及び言語機能障害		11	
		歯牙障害		12	
神経系統の機能又は精神		神経系統の機能又は精神の障害		13	
頭 部、顔 面、頸 部		醜状障害		14	
胸腹部臓器(外生殖器を 含む。)		胸腹部臓器の障害		15	
体 幹	せ き 柱		変形障害	運動障害	16
	その他の体幹骨 (鎖骨、胸骨、ろつ骨) (肩こう骨又は骨盤骨)		変形障害		17
上 肢	上 肢	右	欠損障害	機能障害	18
			変形障害 (上腕骨又は前腕骨)		19
			醜状障害		20
		左	欠損障害	機能障害	21
			変形障害		22

肢			(上腕骨又は前腕骨)		
			醜状障害		23
	手 指	右	欠損障害	機能障害	24
		左	欠損障害	機能障害	25
下 肢	下 肢	右	欠損障害	機能障害	26
			変形障害		27
			(大腿骨又は下腿骨)		
			短縮障害		28
			醜状障害		29
	左	欠損障害	機能障害	30	
		変形障害		31	
		(大腿骨又は下腿骨)			
		短縮障害		32	
		醜状障害		33	
足 指	右	欠損障害	機能障害	34	
	左	欠損障害	機能障害	35	

(4) 同一の系列に属する障害は、当該障害に係る労働能力の喪失の程度に応じて、地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3上、一定の等級の上位・下位の関係（障害の序列）にあるものであり、等級の決定に当たっては、この障害の序列を乱さないよう考慮して決定するものとする。（第2次改正・一部、第11次改正・一部）

(5) 上記(4)により障害の序列を考慮する場合としては、例えば、次のような場合がある。

ア 併合して等級を決定すると（下記2の(1)参照）、障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従って等級を決定する場合

（例）「1上肢を手関節以上で失い」（第5級第4号）、かつ、「他の上肢をひじ関節以上で失った」（第4級第4号）場合には、併合繰り上げすると第1級となるが、当該障害は「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」（第1級第5号）の程度には達しないので、併合等級第2級とする。（第10次改正・一部）

イ 併合の方法を用いて準用等級を決定すると（下記3の(1)参照）、障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従い、直近上位又は直近下位の等級に決定する場合

（例1）直近上位の等級に決定する場合

1手の「中指の用を廃し」（第12級第10号）、かつ、同手の「小指を失った」（第12級第9号）場合には、併合の方法を用いると第11級となるが、当該障害は「1手の母指以外の2の手指の用を廃したものの」（第10級第7号）より重く、「1手の母指以外の2の手指を失ったものの」（第9級第12号）の程度には達しないので、準用等級第10級とする。（第10次改正・一部）

（例2）直近下位の等級に決定する場合

「1上肢の3大関節中の2関節の用を廃し」（第6級第6号）、かつ、「他の1関節の機能に著しい障害を残した」（第10級第10号）場合には、併合の方法を用いると第5級となるが、「1上肢の用を廃したものの」（第5級第6号）の程度には達しないので、直近下位の準用等級第6級とする。（第10次改正・一部）

ウ 併合等級又は準用等級を定める場合において、欠損障害は、労働能力の完全喪失であつて同一部位に係る最上位の等級として評価されるため、同一部位に欠損障害以外のいかなる障害（両上肢又は両下肢の機能の全廃を除く。）を残したとしても、その程度は欠損障害の程度に達することはないものとして取り扱う場合（第2次改正・一部）

（例）「右手の5の手指を失い」（第6級第8号）、かつ、「右上肢の3大関節中の1関節（手関節）の用を廃した」（第8級第6号）の場合には、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1上肢を手関節以上で失ったものの」（第5級第4号）の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。（第10次改正・一部）

2 法第29条第5項、第6項及び第7項の取扱いについて（第11次改正・一部）

(1) 「障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合」とは、1の事故により、系列を異にする障害を2以上残した場合をいい、この場合においては、重い方の障害の等級により（法第29条第5項）、又はその重い方の等級を1級ないし3級繰り上げて（法第29条第6項）当該障害の等級を決定

するものとする（併合）。ただし、次の場合にあつては、併合の方法を用いることなく等級を決定するものとする。（第2次改正・一部、第11次改正・一部）

ア 系列を異にする2以上の障害が、施行規則別表第3において1の障害として定められているもの（以下「組合せ等級」という。）に該当する場合にあつては、当該2以上の障害を1の障害として取り扱うものとする。（第2次改正・一部、第11次改正・一部）

（例）「1上肢をひじ関節以上で失い」（第4級第4号）、かつ、「他の上肢をひじ関節以上で失つた」（第4級第4号）場合は、併合の方法を用いることなく「両上肢をひじ関節以上で失つたもの」（第1級第5号）に該当するものとして第1級に決定する。

イ 1の障害に他の障害が通常派生する関係にあると認められる場合にあつては、そのうちの最も重い障害をもつて1の障害として取り扱うものとする。（第2次改正・一部）

（例）「1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す」（第7級第10号）とともに、当該箇所に「がん固な神経症状を残した」（第12級第13号）場合は、上位の等級である第7級をもつて当該障害の等級と決定する。（第10次改正・一部）

ウ 1の障害が、外見上、2以上の系列に該当すると認められる場合があるが、これは1の障害を複数の観点から評価しているものに過ぎないので、この場合にあつては、そのうちの最も重い障害をもつて1の障害として取り扱うものとする。（第2次改正・一部）

（例）「大腿骨に変形を残した」（第12級第8号）ため、「同一下肢を1センチメートル短縮した」（第13級第9号）場合は、上位の等級である第12級をもつて当該障害の等級と決定する。（第10次改正・一部、第11次改正・一部）

(2) 併合繰上げ（法第29条第6項）の方法を用いて障害等級を決定する場合は、2以上ある障害のうち重い二つのみによつて同項各号のいずれに該当するかを定め、その二つのうち、より重い等級について所定の繰上げを行うものとする。（第2次改正・一部、第11次改正・一部）

（例）「1上肢を手関節以上で失い」（第5級第4号）、「両眼の視力が0.1以下になり」（第6級第1号）、かつ、「1下肢に偽関節を残

した」(第8級第9号)場合は、第5級と第6級とを併合繰上げして併合等級第3級と決定する。(第10次改正・一部)

- (3) 系列を異にする2以上の障害を残した場合においては、それぞれの系列ごとに複数の障害が存するときは、それぞれの系列ごとに等級を定めたいえ、これを併合するものとする。(第2次改正・一部)

(例) 「1 上肢の上腕骨及び前腕骨にそれぞれ変形を残し」(いずれも第12級第8号)、かつ、「同一上肢のひじ関節及び手関節の機能にそれぞれ障害を残した」(いずれも第12級第6号)場合は、まず二つの変形障害及び二つの機能障害について、それぞれ併合の方法を用いて準用等級を定め、更にこれらを併合して併合等級第10級と決定する。(第10次改正・一部)

- (4) 法第29条第7項の規定により制限を受ける場合は、重い二つの障害が第9級と第13級とに該当する場合のみである。(第2次改正・一部、第11次改正・一部)

3 施行規則第26条の5の第2項の取扱いについて(第11次改正・一部)

- (1) 「別表第3に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるもの」とは、いずれの系列にも属しない障害又は属する系列はあるが、該当する等級のない障害をいい、これについては、下記(2)のとおり、その障害の程度に応じ、施行規則別表第3に掲げる障害に準じて、その等級に定めるものとする(準用)。(第2次改正・一部、第11次改正・一部)

- (2)ア いずれの系列にも属しない障害については、当該障害と最も近似している障害の系列において、医学的検査結果等に基づいて判断された当該障害による労働能力喪失度に相当する等級を準用して等級を決定する。

(例) 「嗅覚脱失」等の鼻の機能障害、「味覚脱失」等の口腔の障害は、神経障害そのものではないが、全体としては神経障害に近い障害とみなされているところから、一般の神経障害の等級として定められている「局部にがん固な神経症状を残すもの(第12級第13号)を準用して準用等級第12級と決定する。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

- イ 同一系列に属する2以上の障害(施行規則別表第3上、該当する等級が定められているものを除く。)については、併合の方法(法第29条第

5 項及び第 6 項) を用いて準用等級を決定する。(第 2 次改正・一部、第 11 次改正・一部)

なお、上記 1 の(3)により、同一の系列に属する障害として取り扱うこととされている場合において、系列区分に応じた部位にそれぞれ 2 以上の障害を残し、準用により等級を決定する場合は、まず各系列区分ごとにそれぞれ準用等級を定め、次いで当該複数の準用等級についてさらに併合の方法を用いて最終的な準用等級を決定するものとする。

(例 1) 「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節(手関節)の用を廃し」(第 8 級第 6 号)、かつ、「同上肢の他の 1 関節(ひじ関節)の機能に著しい障害を残した」(第 10 級第 10 号)場合は、併合の方法を用いて準用等級第 7 級と決定する。(第 10 次改正・一部)

(例 2) 「1 上肢のひじ関節に著しい機能障害を残し」(第 10 級第 10 号)、かつ、「同上肢の手関節に機能障害を残し」(第 12 級第 6 号)、更に、「同上肢の母指の用を廃し」(第 10 級第 7 号)、かつ、「同一手の中指を失った」(第 11 級第 8 号)場合は、準用等級第 8 級と決定する。(第 10 次改正・一部)

ウ 属する系列はあるが、該当する等級のない 1 の障害については、当該障害の属する系列内の障害の序列に従い相当と認められる等級に決定する。(第 2 次改正・一部)

(例) 1 上肢の露出面にその全面積の 2 分の 1 程度を超える醜状を残した場合は、「外貌に醜状を残すもの」(第 12 級第 14 号)に相当するものとして、準用等級第 12 級と決定する。(第 10 次改正・一部、第 12 次改正・一部)

(3) 併合の方法を用いて準用等級を決定した場合には、法第 29 条第 7 項の規定の例によることはないものとする。(第 11 次改正・一部)

4 法第 29 条第 8 項の取扱いについて(第 11 次改正・一部)

(1) 「障害のある者」とは、新たな公務(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。)上の災害又は通勤による災害の発生前において既に障害のあつた者(当該障害の生じた事由を問わない。)をいい、この者が新たな公務上の災害又は通勤による災害により「同一部位」について障害の

程度を加重した場合には、加重した限度で障害補償を行うものとする（加重）。（第2次改正・一部、第9次改正・一部、第13次改正・一部）

- (2) 上記(1)の「同一部位」とは、同一系列の範囲内に属するものをいう。ただし、次に掲げる場合にあつては、同一部位に対する障害の加重として取り扱うものとする。（第2次改正・一部）

ア 既に障害を有する者が他の部位に新たな障害を残したため、障害の等級が組合せ等級に該当することとなつた場合（第2次改正・一部）

（例）既に「1足の足指の全部を失つていた」（第8級第10号、503日分の一時金）者が、新たに「他の足指の全部を失つた」場合は、「両足の足指の全部を失つたもの」（第5級第8号、184日分の年金）に該当するものとして、第5級に決定し、施行規則第27条の規定により、184日分から503日分の25分の1を控除して163.88日分の障害補償年金を支給する。（第11次改正・一部）

イ 上肢又は下肢に既に障害（醜状障害を除く。）を有する者の当該部位について欠損又は機能の全部喪失の障害が新たに加わつた場合（第2次改正・一部）

（例）既に「1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残していた」（第7級第9号、131日分の年金）者が、新たに「同一上肢をひじ関節以上で失つた」（第4級第4号、213日分の年金）場合は、82日分の障害補償年金を支給する。（第10次改正・一部）

- (3) 2以上の既存の障害を有する者が、当該障害の一部を加重した場合には、当該加重した障害の存する部位に係る障害加重として、新たに障害補償を行うものとする。（第2次改正・一部）

（例）既に「1上肢に偽関節を残し」（第8級第8号）、かつ、「両眼の視力が0.1以下になつていた」（第6級第1号）者が、新たに「両眼の視力が0.06以下になつた」（第4級第1号、213日分の年金）場合は、視力障害を加重したものとして取り扱い、第4級（213日分）と第6級（156日分）との差額57日分を障害補償年金として支給する。（第10次改正・一部）

- (4) 1の事故によつて、同一部位に障害の程度を加重するとともに、他の部位にも新たな障害を残した場合には、これらの障害により加重後の障害の

等級を定めるものとする。(第2次改正・一部)

(例) 既に「1下肢を1センチメートル短縮していた」(第13級第9号)者が、新たに「同一下肢を3センチメートル短縮し」(第10級第8号)、かつ、「1手の小指を失った」(第12級第9号)場合は、同一部位の加重後の障害(第10級)と他の部位の新たな障害(第12級)とを併合して、第9級と決定し、第9級(391日分)と第13級(101日分)との差額290日分を障害補償一時金として支給する。(第10次改正・一部、第11次改正・一部)

(5) 加重障害の場合において、新たな障害のみについて算定した方が職員に有利なときは、下記(6)のとおり、原則として、当該障害のみにより障害の等級を定め、障害補償を行うものとする。(第2次改正・一部、第11次改正・一部)

(6) ア 手(足)指に既に障害を有する者が、同一手(足)の他指に新たに障害を加えた場合及び相対性器官の一側に既に障害を有する者が、他側に新たに障害を残した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額(日数)が、新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額(日数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。(第2次改正・一部)

(例) 既に「1手の示指を失っていた」(第11級第8号)者が、新たに「同一手の環指を失った」(第11級第8号)場合、現存する障害は「1手の母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号)に該当するが、現存する障害の障害補償の額(第9級、391日分の一時金)から既存の障害補償の額(第11級、223日分の一時金)を差し引くと、障害補償の額は168日分となり、新たな障害(第11級、223日分の一時金)のみが生じたこととした場合の障害補償の額より少なくなるので、この場合は、新たな障害のみが生じたものとみなして、223日分の障害補償一時金を支給する。(第10次改正・一部)

イ 一手(足)の2以上の手(足)指に既に障害を有する者が、その障害を有している手(足)指の一部について障害の程度を重くした場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額(日数)が、その一部の手(足)指のみに障害が存したものとみなして新たに障害の程度を加重したこととした場合の障害補償の額(日数)より少ないとき

は、その一部の手（足）指にのみ新たに障害の程度を加重したものとみなして取り扱う。

(例) 既に「1手の中指、環指及び小指の用を廃していた」（第9級第13号）者が、新たに「同一手の小指を失った」（第12級第9号）場合、現存する障害は「1手の母指以外の3の手指を失った」（第8級第3号）者の程度には達しないので第9級となり、支給すべき補償額は0となるが、新たに障害が生じた小指についてのみ加重の取扱いをして、「1手の小指を失ったもの」の障害補償の額（第12級第9号、156日分）から既存の「1手の小指の用を廃したもの」の障害補償の額（第13級第7号、101日分）を差し引くと、補償額が55日分となるので、この場合は、小指の加重障害として、55日分の障害補償一時金を支給する。（第10次改正・一部）

ウ 相対性器官の両側に既に障害を有する者が、その1側について既存の障害の程度を重くした場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額（日数）が、その1側のみに障害が生じたものとみなして新たに障害の程度を加重したこととした場合の障害補償の額（日数）より少ないときは、その1側にのみ新たに障害の程度を加重したものとみなして取り扱う。（第2次改正・一部）

(例) 既に「両眼の視力が0.6以下に減じていた」（第9級第1号）者が、新たに「1眼の視力が0.06以下に減じた」（第9級第2号）場合、現存する障害は第9級第1号となり、支給すべき補償額は0となるが、新たに障害が生じた1眼についてのみ加重の取扱いをして、「1眼の視力が0.06以下に減じたもの」の障害補償の額（第9級第2号、391日分）から既存の「1眼の視力が0.6以下に減じたもの」の障害補償の額（第13級第1号、101日分）を差し引くと、障害補償の額は290日分となるので、この場合は、新たに1眼にのみ障害が加重されたものとみなして290日分の障害補償一時金を支給する。

エ 障害の程度を加重するとともに、他の部位にも新たな障害を残した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額（日数）が、他の部位の新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額（日数）より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなし

て取り扱う。（第2次改正・一部）

（例）既に「1 下肢の足関節の機能に障害を残していた」（第12級第7号）者が、「当該足関節に著しい機能障害を残す」（第10級第11号）とともに、新たに「1 眼の視力を0.06以下に減じた」（第9級第2号）場合は、加重後の障害等級は第8級となり、第8級（503日分の一時金）から第12級（156日分の一時金）を差し引くと347日分の一時金となるが、新たに「1 眼の障害」（第9級第2号、391日分の一時金）のみが生じたものとして取り扱った方が有利であるので、第9級として391日分の障害補償一時金を支給する。

オ 他部位に新たな障害を残した結果、組合せ等級に該当することとなった場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額（日数）が、他の部位の新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額（日数）より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。（第2次改正・一部、第10次改正・一部）

（例）既に「1 上肢を手関節以上で失っていた」（第5級第4号）者が、新たに「他の上肢を手関節以上で失った」場合、現存する障害は組合せ等級により「両上肢を手関節以上で失ったもの」（第2級第5号）に当たり、第2級（277日分の年金）から第5級（184日分の年金）を差し引くと93日分の年金となるが、新たな障害（第5級第4号、184日分の年金）のみが生じたものとして取り扱った方が有利であるので、第5級として184日分の障害補償年金を支給する。（第1次改正・一部、第10次改正・一部）

カ 上記アからオまでの場合において、加重後の障害の等級が第7級以上（年金）に該当し、新たに加わった障害が単独で生じたこととした場合の等級が第8級以下に該当するとき（既存の障害の等級と加重後の障害の等級とが同等級である場合を除く。）は、加重後の等級により決定し、障害補償の額の算定に当たっては、その加重後の等級の障害補償の年額（日数）から既存の障害の障害補償の額（日数）の25分の1を控除して得た額とする。（第2次改正・一部）

（例）既に「1 眼の視力が0.6以下であつた」（第13級第1号）者が、新たに「他眼を失明した」（第8級第1号）場合、現存する障害は

「1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの」（第7級第1号）に当たり、新たな障害のみに係る障害の等級は第8級であるので、この場合は、第8級の503日分の一時金を支給することなく、加重後の障害等級第7級の131日分の年金から第13級の101日分を25で除して得た額を差し引いた額の障害補償年金を支給する。

(7) 施行規則第27条第1項第1号の「25で除して得た金額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。（第3次改正・一部）

(8) 既存の障害が公務又は通勤によるものであつて、現に障害補償年金が支給されている場合において、当該障害を公務又は通勤により加重したときは、既存障害及び加重後の障害に対し、それぞれ障害補償年金が支給されるものである。（第2次改正・一部）

5 法第29条第9項の取扱いについて（第11次改正・一部）

(1) 「当該障害の程度に変更があつた」とは、当該障害の程度が自然的経過により増悪し、又は軽減したことをいう。したがつて、再発又は他の別個の原因が加わつたことによる変更等は、含まれないものである。（第2次改正・一部）

(2) 新たに該当するに至つた等級が第7級以上の等級である場合には、新たな等級による障害補償年金を支給し、新たに該当するに至つた等級が第8級以下の等級である場合には、新たな等級による障害補償一時金を支給するものである。

第2 部位別障害等級決定の取扱い細目

I 眼（眼球及びまぶた）の障害（第10次改正・一部）

1 障害の等級及び程度

眼（眼球及びまぶた）の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部）

(1) 眼球の障害

ア 視力障害（系列区分1）

第1級第1号 両眼が失明したもの

第2級第1号 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの

第2級第2号	両眼の視力が0.02以下になつたもの
第3級第1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの
第4級第1号	両眼の視力が0.06以下になつたもの
第5級第1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの
第6級第1号	両眼の視力が0.1以下になつたもの
第7級第1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの
第8級第1号	1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になつたもの
第9級第1号	両眼の視力が0.6以下になつたもの
第9級第2号	1眼の視力が0.06以下になつたもの
第10級第1号	1眼の視力が0.1以下になつたもの
第13級第1号	1眼の視力が0.6以下になつたもの

イ 調節機能障害（系列区分2）

第11級第1号	両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの
第12級第1号	1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの

ウ 運動障害（系列区分3）（第10次改正・一部）

第10級第2号	正面視で複視を残すもの
第11級第1号	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの
第12級第1号	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの
第13級第2号	正面視以外で複視を残すもの

エ 視野障害（系列区分4）（第10次改正・一部）

第9級第3号	両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
第13級第3号	1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

(2) まぶたの障害（第10次改正・一部）

ア 欠損障害（系列区分5・6）（第10次改正・一部）

第9級第4号	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
第11級第3号	1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
第13級第4号	両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
第14級第1号	1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの

イ 運動障害（系列区分5・6）

第11級第2号 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

第12級第2号 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

2 障害等級決定の基準

(1) 眼球の障害

ア 視力障害

(ア) 視力の測定は、原則として、万国式試視力表による。

(イ) 「視力」とは、きよう正視力（眼鏡、医学的に装用可能なコンタクトレンズ又は眼内レンズによりきよう正した視力）をいう。

ただし、きよう正が不能な場合は、裸眼視力とする。（第6次改正・全部）

(ウ) きよう正視力の測定に当たっては、次による。

a 角膜の不正乱視が認められず、かつ、眼鏡による完全きよう正を行っても不等像視を生じない者については、眼鏡によりきよう正した視力を測定する。

b a以外の者であつて、コンタクトレンズの装用が医学的に可能と認められ、かつ、コンタクトレンズによるきよう正を行うことにより良好な視力が得られるものについては、コンタクトレンズによりきよう正した視力を測定する。

なお、コンタクトレンズの装用が医学的に可能と認められるのは、1日に8時間以上の連続装用が可能である場合とし、コンタクトレンズの装用の可否及び視力の測定は、コンタクトレンズを医師の管理下で3か月間試行的に装用した後に行う。

c a以外の者であつて、コンタクトレンズの装用が医学的に不能なものについては、眼鏡によりきよう正した視力（不等像視を生ずる者にあつては、眼鏡きよう正の程度を調整して不等像視の出現を回避し得る視力）を測定する。（第6次改正・追加）

(エ) 「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもの、明暗を弁じ得ないもの及びようやく明暗を弁じることができる程度の視力（光覚弁（明暗弁）又は手動弁）のものをいう。

「光覚弁（明暗弁）」とは、暗室にて被検者の眼前で照明を点滅さ

せ、明暗が弁別できる視力をいい、「手動弁」とは、検者の手掌を被検者の眼前で上下左右に動かし、動きの方向を弁別できる視力をいう。

(第6次改正・一部)

- (オ) 両眼の視力障害については、施行規則別表第3に掲げている両眼の視力障害の該当する等級をもつて決定するものとし、1眼ごとの等級を定め併合繰上げの方法を用いて準用等級を定める取扱いは行わないものとする。

ただし、両眼の視力障害の該当する等級よりも、いずれか1眼の視力障害の該当する等級が上位である場合は、その1眼のみに障害があるものとみなして、等級を決定するものとする。(第11次改正・一部)

- (例) 「右眼の視力が0.02となり」(第8級第1号)、かつ、「左眼の視力が0.2となつた」(第13級第1号)場合は、両眼を対象とすると第9級第1号(両眼の視力が0.6以下になつたもの)に該当するが、右眼のみを対象とすると第8級となるので、この場合は第8級に決定する。(第6次改正・旧(エ)繰下)

イ 調節機能障害

- (ア) 「眼球に著しい調節機能障害を残すもの」とは、調節力が2分の1以下になつたものをいう。

調節力とは、明視できる遠点から近点までの距離的な範囲をレンズに換算した値(単位はジオプトリー(D))であり、これは年齢とともに衰えるものである。

- (イ) 被災した眼が1眼のみであつて、他眼の調節力に異常がない場合は、当該他眼との調節力との比較により行う。
- (ウ) 両眼が被災した場合及び被災した眼が1眼のみであるが他眼の調節力に異常が認められる場合は、年齢別の調節力を示す次表の調節力値との比較により行う。

なお、年齢は、治ゆ時における年齢とする。

年齢別の調節力表

年齢 (歳)	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69
調節力 (D)	9.7	9.0	7.6	6.3	5.3	4.4	3.1	2.2	1.5	1.35	1.3

(エ) (イ)の場合であつて、被災していない眼の調節力が1.5D以下であるときは、実質的な調節の機能は失われていると認められるので、障害補償の対象とはしないものとする。

また、(ウ)の場合であつて、年齢が55歳以上であるときは、障害補償の対象とはしないものとする。(第6次改正・全部)

ウ 運動障害

(ア) 「眼球に著しい運動障害を残すもの」とは、眼球の注視野（頭部を固定し、眼球を運動させて直視できる範囲をいう。）の広さが2分の1以下になつたものをいう。

(イ) 複視（第10次改正・追加）

a 「複視を残すもの」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 本人が複視であることを自覚していること

(b) 眼筋の麻痺等複視を残す明らかな原因が認められること

(c) ヘススクリーンテストにより、患側の像が水平方向又は垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること

b 上記 a に該当するもののうち、「正面視で複視を残すもの」とは、ヘススクリーンテストにより正面視で複視が中心の位置にあることが確認されたものをいい、「正面視以外で複視を残すもの」とは、それ以外のものをいう。

c 複視を残し、かつ、眼球に著しい運動障害を残す場合には、いずれか上位の等級で認定するものとする。

エ 視野障害

(ア) 視野の測定は、ゴールドマン型視野計による。(第5次改正・一部)

(イ) 「視野」とは、眼前の1点をみつめていて、同時に見得る外界の広さ

をいう。

なお、日本人の視野平均値は、次表のとおりとされている。（第5次改正・一部）

方向視標	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上
V / 4	60 (55～ 65)	75 (70～ 80)	95 (90～ 100)	80 (75～ 85)	70 (65～ 75)	60 (50～ 70)	60 (50～ 70)	60 (50～ 70)

(ウ) 「半盲症」、「視野狭さく」及び「視野変状」とは、上記エの(イ)のV / 4 視標による8方向の視野の角度の合計が、正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいう。

なお、暗点は絶対暗点を採用し、比較暗点（V / 4 視標では検出できないが、より暗い又はより小さい視標では検出される暗点をいう。）は採用しないものとする。（第5次改正・一部）

(2) まぶたの障害（第10次改正・一部）

ア 欠損障害

(ア) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、閉けん時（普通にまぶたを閉じた場合）に、角膜を完全におおい得ない程度のものをいう。（第10次改正・一部）

(イ) 「まぶたの一部に欠損を残すもの」とは、閉けん時に角膜を完全におうことができるが、眼球結膜（しろめ）が露出している程度のものをいう。

(ウ) 「まつげはげを残すもの」とは、まつげ縁（まつげのはえている周縁）の2分の1以上にわたってまつげのはげを残すものをいう。

イ 運動障害

「まぶたに著しい運動障害を残すもの」とは、開けん時（普通に開けんした場合）に瞳孔領を完全におおうもの（例えばまぶたの下垂れ）又は閉けん時に角膜を完全におおい得ないもの（例えば兔眼）をいう。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア 両眼球の視力障害、調節機能障害、運動障害、視野障害の各相互間は、同一の系列に属するものとして取り扱われるので、併合の取扱いはしな

いものとする。

イ 左右のまぶたに障害を残した場合（組合せ等級に該当する場合を除く。）には、併合して等級を決定するものとする。（第10次改正・一部）

（例） 「1眼のまぶたに著しい欠損を残し」（第11級第3号）、かつ、「他眼のまぶたに著しい運動障害を残した」（第12級第2号）場合は、併合等級第10級とする。

(2) 準用

ア 外傷性散瞳の取扱いについては、次によるものとする。（第10次改正・旧ウ繰上）

(ア) 1眼の瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたすものは、準用等級第12級とする。

(イ) 1眼の瞳孔の対光反射はあるが不十分であり、羞明を訴え、労働に支障をきたすものは、準用等級第14級とする。

(ウ) 両眼について、(ア)に該当するときは準用等級第11級、また、(イ)に該当するときは準用等級第12級とする。

(エ) 外傷性散瞳とともに視力障害又は調節機能障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

イ 同一眼球に、系列区分を異にする2以上の障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

（例1） 「1眼の視力が0.08となり」（第10級第1号）、かつ、「同眼に著しい運動障害を残した」（第12級第1号）場合は、準用等級第9級とする。

（例2） 「1眼の視力が0.02となり」（第8級第1号）、かつ、「同眼に視野狭さくを残した」（第13級第3号）場合は、併合の方法を用いると準用等級第7級となるが、1眼の障害については「失明」（第8級第1号）が最高等級であるので、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とする。（第10次改正・一部）

ウ 「眼球に著しい運動障害を残すもの」に該当しない程度の眼外傷による変視症については、これが他覚的に証明される場合は、準用等級第14級とする。（第10次改正・追加）

(3) 加重

ア 眼については、両眼球を同一部位とするので、次に掲げる場合は、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1眼を失明し、又は1眼の視力を減じていた者が、新たに他眼を失明し、又は他眼の視力を減じた場合

(イ) 両眼の視力を減じていた者が、更に1眼又は両眼の視力を減じ、又は失明した場合

(ウ) 1眼の視力を減じていた者が、更にその視力を減じ、又は失明した場合

(エ) 両眼の眼球に著しい運動障害を残した者が、更に1眼の視力を減じ、又は失明した場合（第10次改正・追加）

イ 「1眼に障害を有していた」者が、新たに他眼に障害を生じた場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他眼のみに新たな障害が生じたものとした場合の障害補償の額に満たないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定する。

(例) 既に「右眼の視力が0.1となっていた」（第10級第1号、302日分の一時金）者が、新たな障害により、「左眼の視力が0.6となった」（第13級第1号、101日分の一時金）場合、現存する障害は「両眼の視力が0.6以下となった」（第9級第1号、391日分の一時金）場合に該当するが、この場合の障害補償の額は、左眼の障害のみが生じたものとみなして、第13級の101日分を支給する。

また、両眼に障害を有していた者が、その1眼について障害の程度を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、その1眼に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定する。

(例) 既に「両眼の視力が0.4となっていた」（第9級第1号、391日分の一時金）者が、新たな障害により、「1眼の視力が0.05となった」（第9級第2号、391日分の一時金）場合、現存する障害は「両眼の視力が0.6以下となった」（第9級第1号、391日分の一時金）場合に該当することとなるが、この場合の障害補償の額は、

その1眼に障害が加重したものとして、第9級（391日分）と第13級（101日分）（1眼の視力が0.6以下のもの）との差額290日分を支給する。

（平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

I 眼（眼球及び眼けん）の障害

1 障害の等級及び程度

眼（眼球及び眼けん）の障害について、法別表に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部）

(1) 眼球の障害

ア 視力障害（系列区分1）

第1級第1号	両眼が失明したもの
第2級第1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
第2級第2号	両眼の視力が0.02以下になったもの
第3級第1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
第4級第1号	両眼の視力が0.06以下になったもの
第5級第1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
第6級第1号	両眼の視力が0.1以下になったもの
第7級第1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
第8級第1号	1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの
第9級第1号	両眼の視力が0.6以下になったもの
第9級第2号	1眼の視力が0.06以下になったもの
第10級第1号	1眼の視力が0.1以下になったもの
第13級第1号	1眼の視力が0.6以下になったもの

イ 調節機能障害（系列区分2）

第11級第1号	両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの
第12級第1号	1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの

ウ 運動障害（系列区分3）

第11級第1号	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの
第12級第1号	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの

エ 視野障害（系列区分4）

第9級第3号 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

第13級第2号 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

(2) 眼けんの障害

ア 欠損障害（系列区分5・6）

第9級第4号 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

第11級第3号 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

第13級第3号 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの

第14級第1号 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの

イ 運動障害（系列区分5・6）

第11級第2号 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

第12級第2号 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

2 障害等級決定の基準

(1) 眼球の障害

ア 視力障害

(ア) 視力の測定は、原則として、万国式試視力表による。

(イ) 「視力」とは、きよう正視力（眼鏡、医学的に装用可能なコンタクトレンズ又は眼内レンズによりきよう正した視力）をいう。

ただし、きよう正が不能な場合は、裸眼視力とする。（第6次改正・全部）

(ウ) きよう正視力の測定に当たっては、次による。

a 角膜の不正乱視が認められず、かつ、眼鏡による完全きよう正を行つても不等像視を生じない者については、眼鏡によりきよう正した視力を測定する。

b a以外の者であつて、コンタクトレンズの装用が医学的に可能と認められ、かつ、コンタクトレンズによるきよう正を行うことにより良好な視力が得られるものについては、コンタクトレンズによりきよう正した視力を測定する。

なお、コンタクトレンズの装用が医学的に可能と認められるのは、1日に8時間以上の連続装用が可能である場合とし、コンタクトレンズの装用の可否及び視力の測定は、コンタクトレンズを医師の管理下で3か月間試行的に装用した後に行う。

c a以外の者であつて、コンタクトレンズの装用が医学的に不能なものについては、眼鏡によりきよう正した視力（不等像視を生ずる者にあつては、眼鏡きよう正の程度を調整して不等像視の出現を回避し得る視力）を測定する。（第6次改正・追加）

(エ) 「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもの、明暗を弁じ得ないもの及びようやく明暗を弁じることができる程度の視力（光覚弁（明暗弁）又は手動弁）のものをいう。

「光覚弁（明暗弁）」とは、暗室にて被検者の眼前で照明を点滅させ、明暗が弁別できる視力をいい、「手動弁」とは、検者の手掌を被検者の眼前で上下左右に動かし、動きの方向を弁別できる視力をいう。（第6次改正・一部）

(オ) 両眼の視力障害については、法別表に掲げている両眼の視力障害の該当する等級をもつて決定するものとし、1眼ごとの等級を定め併合繰上げの方法を用いて準用等級を定める取扱いは行わないものとする。

ただし、両眼の視力障害の該当する等級よりも、いずれか1眼の視力障害の該当する等級が上位である場合は、その1眼のみに障害があるものとみなして、等級を決定するものとする。

(例) 「右眼の視力が0.02となり」（第8級第1号）、かつ、「左眼の視力が0.2となつた」（第13級第1号）場合は、両眼を対象とすると第9級第1号（両眼の視力が0.6以下になつたもの）に該当するが、右眼のみを対象とすると第8級となるので、この場合は第8級に決定する。（第6次改正・旧(エ)繰下）

イ 調節機能障害

(ア) 「眼球に著しい調節機能障害を残すもの」とは、調節力が2分の1以下になつたものをいう。

調節力とは、明視できる遠点から近点までの距離的な範囲をレンズに

換算した値（単位はジオプトリー(D)）であり、これは年齢とともに衰えるものである。

(イ) 被災した眼が1眼のみであつて、他眼の調節力に異常がない場合は、当該他眼の調節力との比較により行う。

(ウ) 両眼が被災した場合及び被災した眼は1眼のみであるが他眼の調節力に異常が認められる場合は、年齢別の調節力を示す次表の調節力値との比較により行う。

なお、年齢は、治ゆ時における年齢とする。

年齢別の調節力表

年齢 (歳)	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69
調節力 (D)	9.7	9.0	7.6	6.3	5.3	4.4	3.1	2.2	1.5	1.35	1.3

(エ) (イ)の場合であつて、被災していない眼の調節力が1.5D以下であるときは、実質的な調節の機能は失われていると認められるので、障害補償の対象とはしないものとする。

また、(ウ)の場合であつて、年齢が55歳以上であるときは、障害補償の対象とはしないものとする。（第6次改正・全部）

ウ 運動障害

「眼球に著しい運動障害を残すもの」とは、眼球の注視野（頭部を固定し、眼球を運動させて直視できる範囲をいう。）の広さが2分の1以下になつたものをいう。

エ 視野障害

(ア) 視野の測定は、ゴールドマン型視野計による。（第5次改正・一部）

(イ) 「視野」とは、眼前の1点をみつめていて、同時に見得る外界の広さをいう。

なお、日本人の視野平均値は、次表のとおりとされている。（第5次改正・一部）

方 指向 標	上	上 外	外	外 下	下	下 内	内	内 上
V	60	75	95	80	70	60	60	60
／	(55～	(70～	(90～	(75～	(65～	(50～	(50～	(50～
4	65)	80)	100)	85)	75)	70)	70)	70)

(ウ) 「半盲症」、「視野狭さく」及び「視野変状」とは、上記エの(イ)の V／4 視標による 8 方向の視野の角度の合計が、正常視野の角度の合計の 60% 以下になった場合をいう。

なお、暗点は絶対暗点を採用し、比較暗点（V／4 視標では検出できないが、より暗い又はより小さい視標では検出される暗点をいう。）は採用しないものとする。（第 5 次改正・一部）

(2) 眼けんの障害

ア 欠損障害

(ア) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、閉けん時（普通に眼けんを閉じた場合）に、角膜を完全におおい得ない程度のもをいう。

(イ) 「まぶたの一部に欠損を残すもの」とは、閉けん時に角膜を完全におおうことができるが、眼球結膜（しろめ）が露出している程度のもをいう。

(ウ) 「まつげはげを残すもの」とは、まつげ縁（まつげのはえている周縁）の 2 分の 1 以上にわたってまつげのはげを残すものをいう。

イ 運動障害

「まぶたに著しい運動障害を残すもの」とは、開けん時（普通に開けんした場合）に瞳孔領を完全におおうもの（例えばまぶたの下垂れ）又は閉けん時に角膜を完全におおい得ないもの（例えば兔眼）をいう。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア 両眼球の視力障害、調節機能障害、運動障害、視野障害の各相互間には、同一の系列に属するものとして取り扱われるので、併合の取扱いはし

ないものとする。

イ 左右の眼けんに障害を残した場合（組合せ等級に該当する場合を除く。）には、併合して等級を決定するものとする。

（例） 「1眼のまぶたに著しい欠損を残し」（第11級第3号）、かつ、「他眼のまぶたに著しい運動障害を残した」（第12級第2号）場合は、併合等級第10級とする。

(2) 準用

ア 同一眼球に、系列区分を異にする2以上の障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

（例1） 「1眼の視力が0.08となり」（第10級第1号）、かつ、「同眼に著しい運動障害を残した」（第12級第1号）場合は、準用等級第9級とする。

（例2） 「1眼の視力が0.02となり」（第8級第1号）、かつ、「同眼に視野狭さくを残した」（第13級第2号）場合は、併合の方法を用いると準用等級第7級となるが、1眼の障害については「失明」（第8級第1号）が最高等級であるので、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とする。

イ 「眼球に著しい運動障害を残すもの」に該当しない程度の複視等の取扱いについては、次による。

（ア） 正面視で複視を生じるものについては、両眼視することによつて高度の頭痛、めまい等を生じる場合は、準用等級第12級とする。

（イ） 左右上下視等で複視を生じ、軽度の頭痛、眼精疲労を訴えるものについては、準用等級第14級とする。

（ウ） 眼筋に軽度の麻痺をきたし、べつ見時及び作業時に複視を生じるものについては、準用等級第14級とする。

（エ） 眼外傷による変視症については、これが他覚的に証明される場合は、準用等級第14級とする。

ウ 外傷性散瞳の取扱いについては、次による。

（ア） 1眼の瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたすものは、準用等級第12級とする。

(イ) 1眼の瞳孔の対光反射はあるが不十分であり、羞明^{しゅうめい}を訴え、労働に支障をきたすものは、準用等級第14級とする。

(ウ) 両眼について、(ア)に該当するときは準用等級第11級、また、(イ)に該当するときは準用等級第12級とする。

(エ) 外傷性散瞳とともに視力障害又は調節機能障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

(3) 加重

ア 眼については、両眼球を同一部位とするので、次に掲げる場合は、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1眼を失明し、又は1眼の視力を減じていた者が、新たに他眼を失明し、又は他眼の視力を減じた場合

(イ) 両眼の視力を減じていた者が、更に1眼又は両眼の視力を減じ、又は失明した場合

(ウ) 1眼の視力を減じていた者が、更にその視力を減じ、又は失明した場合

イ 「1眼に障害を有していた」者が、新たに他眼に障害を生じた場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他眼のみに新たな障害が生じたものとした場合の障害補償の額に満たないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定する。

(例) 既に「右眼の視力が0.1となっていた」(第10級第1号、302日分の一時金)者が、新たな障害により、「左眼の視力が0.6となつた」(第13級第1号、101日分の一時金)場合、現存する障害は「両眼の視力が0.6以下となつた」(第9級第1号、391日分の一時金)場合に該当するが、この場合の障害補償の額は、左眼の障害のみが生じたものとみなして、第13級の101日分を支給する。

また、両眼に障害を有していた者が、その1眼について障害の程度を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、その1眼に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障

害補償の額を算定する。

(例) 既に「両眼の視力が0.4となっていた」(第9級第1号、391日分の一時金)者が、新たな障害により、「1眼の視力が0.05となつた」(第9級第2号、391日分の一時金)場合、現存する障害は「両眼の視力が0.6以下となつた」(第9級第1号、391日分の一時金)場合に該当することとなるが、この場合の障害補償の額は、その1眼に障害が加重したものとして、第9級(391日分)と第13級(101日分)(1眼の視力が0.6以下のもの)との差額290日分を支給する。

II 耳(内耳等及び耳かく)の障害

1 障害の等級及び程度

耳(内耳等及び耳かく)の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。(第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部)

(1) 内耳等の聴力障害(系列区分7)

ア 両耳の障害(第10次改正・一部)

第4級第3号	両耳の聴力を全く失つたもの
第6級第3号	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
第6級第4号	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
第7級第2号	両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
第7級第3号	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
第9級第7号	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話

声を解することができない程度になつたもの

第9級第8号 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

第10級第5号 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

第11級第5号 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

イ 1 耳の障害 (第10次改正・一部)

第9級第9号 1 耳の聴力を全く失つたもの

第10級第6号 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

第11級第6号 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

第14級第3号 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

(2) 耳かくの欠損障害 (系列区分8・9)

第12級第4号 1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの

2 障害等級決定の基準

(1) 内耳等の聴力障害

ア 聴力障害については、純音による聴力レベル (以下「純音聴力レベル」といい、デシベル (dB) で表す。) の測定結果及び語音による聴力検査結果 (以下「明瞭度」といい、%で示す。) を基礎として、次により障害等級を決定するものとする。 (第3次改正・一部)

(ア) 両耳の障害 (第2次改正・一部、第3次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部)

施行規則別表第3に掲げる障害の程度	平均純音聴力レベル (dB) 及び最高明瞭度 (%)
-------------------	-------------------------------

<p>両耳の聴力を全く失ったもの (第4級第3号)</p>	<p>両耳が90 d B以上のもの又は 両耳が80 d B以上・30%以下 のもの</p>
<p>両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの (第6級第3号)</p>	<p>両耳が80 d B以上のもの又は 両耳が50 d B以上・30%以下 のもの</p>
<p>1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの (第6級第4号)</p>	<p>1耳が90 d B以上で、かつ、 他耳が70 d B以上のもの</p>
<p>両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの (第7級第2号)</p>	<p>両耳が70 d B以上のもの又は 両耳が50 d B以上・50%以下 のもの</p>
<p>1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの (第7級第3号)</p>	<p>1耳が90 d B以上で、かつ、 他耳が60 d B以上のもの</p>
<p>両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの (第9級第7号)</p>	<p>両耳が60 d B以上のもの又は 両耳が50 d B以上・70%以下 のもの</p>
<p>1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの (第9級第8号)</p>	<p>1耳が80 d B以上で、かつ、 他耳が50 d B以上のもの</p>
<p>両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの (第10級第5号)</p>	<p>両耳が50 d B以上のもの又は 両耳が40 d B以上・70%以下 のもの</p>

両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの (第11級第5号)	両耳が40 d B以上のもの
--	----------------

(イ) 1 耳の障害 (第2次改正・一部、第3次改正・一部、第10次改正・一部)

施行規則別表第3に掲げる障害の程度	平均純音聴力レベル (d B) 及び最高明瞭度 (%)
1 耳の聴力を全く失つたもの (第9級第9号)	1 耳が90 d B以上のもの
1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの (第10級第6号)	1 耳が80 d B以上のもの
1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの (第11級第6号)	1 耳が70 d B以上のもの又は 1 耳が50 d B以上・50%以下のもの
1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの (第14級第3号)	1 耳が40 d B以上のもの

イ 両耳の聴力障害については、施行規則別表第3に掲げている両耳の聴力障害の該当する等級により決定するものとし、1耳ごとの等級を定め併合繰り上げの方法を用いて準用等級を定める取扱いは行わないものとする。(第11次改正・一部)

ウ 騒音性難聴については、強烈な騒音を発する場所における業務に従事している限り、その症状は漸次進行する傾向が認められるので、等級の決定は、当該職員が強烈な騒音を発する場所における業務を離れたときに行うものとする。(第7次改正・一部)

エ 聴力検査は、次により行うものとする。

(ア) 聴力検査の実施時期

a 騒音性難聴

騒音性難聴については、85 d B以上の騒音にさらされた日以後7日間は聴力検査を行わないものとする。

b 騒音性難聴以外の難聴

騒音性難聴以外の難聴については、療養効果が期待できることから、療養が終了し症状が固定した後に聴力検査を行うものとする。

(イ) 聴力検査の方法

a 聴力の検査方法

聴力検査は、日本聴覚医学会制定の「聴覚検査法(1990)」により行うものとする（語音による聴力検査については、日本聴覚医学会制定の「聴覚検査法(1990)」における語音聴力検査法が制定されるまでの間は、日本オージオロジー学会制定の「標準聴力検査法のⅡの語音による聴力検査」により行うものとし、検査用語音は、57式、67式、57S式または67S式のいずれかを用いるものとする。）。

b 聴力検査の回数

聴力検査は日を変えて3回行うものとし、オに掲げる場合は、更に行うものとする。

ただし、聴力検査のうち語音による聴力検査の回数は、検査結果が適正と判断できる場合には1回で差し支えないものとする。

c 聴力検査の間隔

検査と検査の間隔は、7日程度空ければ足りるものとする。（第7次改正・全部）

オ 障害等級の決定に当たって用いる平均純音レベルは、聴力検査の2回目と3回目の測定値の平均（2回目と3回目の平均純音聴力レベルに10dB以上の差がある場合には、更に行った検査も含めた2回目以降の検査の中で、その差が最も小さい2つの平均純音聴力レベル（差は10dB未満とする。）の平均）とする。（第7次改正・全部）

カ 平均純音聴力レベルは、周波数が500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に対する聴力レベルを測定し、6分法（前掲の各ヘルツの音に対する純音聴力レベルを、それぞれA、B、C及びDdBとして、「 $(A + 2B + 2C + D) \div 6$ 」の式により求める。）により算定するものとする。（第3次改正・一部、第7次改正・旧キ繰上）

(2) 耳かくの欠損障害（「耳かく」については、以下「耳介」という。）

ア 「耳介の大部分の欠損」とは、耳介軟骨部の2分の1以上を欠損したものをいう。

イ 耳介軟骨部の2分の1以上の欠損に達しないものは醜状障害として評価する。

(例) 耳介軟骨部の一部を欠損した場合は、第12級第14号とする。

(第10次改正・一部、第12次改正・一部)

ウ 耳介の大部分を欠損したものについては、耳介の欠損障害として評価した場合の等級と外貌の醜状障害として評価した場合の等級のうち、いずれか上位の等級によるものとする。(第12次改正・一部)

(例) 「耳介の大部分の欠損」は、外貌の著しい醜状障害として、第7級第12号とする。(第12次改正・一部)

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア 聴力障害と耳介の欠損障害とを残した場合は、それぞれの該当する等級を併合して決定するものとする。

イ 両耳の耳介を欠損した場合には、1耳ごとに等級を定め、これを併合して決定するものとする。

なお、耳介の欠損を醜状障害として評価する場合は、上記(1)のイのような1耳ごとの等級を定めこれを併合する取扱いは行わないものとする。

(2) 準用

ア 鼓膜の外傷性穿孔による耳漏は、その治ゆ後の聴力障害が障害等級に該当しない程度のものであつても、常時耳漏があるものについては準用等級第12級とし、その他のものについては、準用等級第14級とする。また、外傷による外耳道の高度の狭さくで耳漏を伴わないものについては準用等級第14級とする。

イ 難聴に伴い著しい耳鳴が常時あると耳鳴検査によつて評価できるものは、準用等級第12級とする。また、難聴に伴い耳鳴が常時あることが合理的に説明できるものは、準用等級第14級とする。

(ア) 「耳鳴検査」とは、ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バラン

ス検査をいう。

- (イ) 「難聴に伴い」とは、騒音性難聴にあつては、騒音職場を離職した者の難聴が公務上と判断され当該難聴に伴い耳鳴がある場合をいう。

騒音性難聴以外の難聴にあつては、当該難聴が公務上と判断され治ゆ後にも継続して当該難聴に伴い耳鳴がある場合をいう。

なお、聴力が回復した後もなお耳鳴がある場合も含むことに留意すること。

- (ウ) 耳鳴検査により耳鳴が存在すると医学的に評価できる場合には、「著しい耳鳴」があるものとして取り扱う。
- (エ) 「耳鳴が常時あることが合理的に説明できる」とは、耳鳴の自訴があり、かつ、耳鳴のあることが騒音ばく露歴や音響外傷等から合理的に説明できることをいう。
- (オ) 夜間のみ耳鳴の自覚症状を有する場合であつても、昼間は外部の音によつて耳鳴が遮へいされるため自覚症状がないと認められるときは、耳鳴が常時あるものとして取り扱う。(第7次改正・全部)

ウ 内耳の損傷による平衡機能障害については、神経系統の機能の障害について定められている障害等級決定の基準に準じて等級を定めるものとする。

エ 内耳の機能障害のため、聴力障害と平衡機能障害とを残したものについては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

(3) 加重

ア 耳については、両耳を同一部位とするので、1耳に聴力障害が存する者が、新たに他耳に聴力障害を生じた場合には、加重として取り扱うものとする。

(例) 既に「1耳の聴力を失っていた」(第9級第9号、391日分の一時金)者が、新たに「他耳の聴力を全く失った」場合は、「両耳の聴力を全く失ったもの」(第4級第3号、213日分の年金)に該当するものとして、第4級に決定し、213日分から391日分の25分の1を控除した額の年金を支給する。

イ 既に両耳の聴力を減じていた者が、1耳について障害の程度を加重

した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、その1耳に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定するものとする。

(例) 既に「両耳の聴力レベルが50 d Bであつた」(第10級第5号、302日分の一時金)者が、新たな障害により、「1耳の聴力レベルが70 d B」(第11級第6号、223日分の一時金)に減じた場合は、「両耳の聴力レベルが50 d B以上」(第10級第5号、302日分の一時金)に該当することとなり、障害補償の額は0となるが、1耳の聴力のみについてみると、聴力レベル40 d B以上(第14級第3号、56日分の一時金)が聴力レベル70 d B以上(第11級第6号)に加重したものであるので、第11級(223日分)と第14級(56日分)との差額167日分を一時金として支給する。(第3次改正・一部、第10次改正・一部)

Ⅲ 鼻の障害

1 障害の等級及び程度

鼻の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。(第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部)

欠損及び機能障害(系列区分10)

第9級第5号 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの

2 障害等級決定の基準

- (1) 「鼻の欠損」とは、鼻軟骨部の全部又は大部分の欠損をいう。
- (2) 鼻の欠損が、鼻軟骨部の全部又は大部分の欠損に達しないものは、醜状障害として評価する。

(例) 鼻軟骨部の一部分を欠損したものは、第12級第14号とする。(第10次改正・一部、第12次改正・一部)

- (3) 鼻を欠損したものについては、鼻の障害として評価した場合の等級と外貌の醜状障害として評価した場合の等級のうち、いずれか上位の等級によるものとする。(第12次改正・一部)

(例) 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損したものはその機能に著しい障害を残したか否かにかかわらず、外貌の著しい醜状障害として、第

7級第12号とする。(第12次改正・一部)

- (4) 「機能に著しい障害を残すもの」とは、鼻呼吸困難又は嗅覚脱失をいう。

3 準用の取扱い

鼻に、「鼻の欠損」を伴わない機能障害を残す場合の取扱いについては、次による。

ただし、鼻軟骨部の一部の欠損を伴った場合等で、醜状障害としても評価され得るときは、いずれか上位の等級(同じ場合は醜状障害の等級)によるものとする。

- (1) 鼻呼吸困難又は嗅覚脱失については、準用等級第12級とする。
(2) 嗅覚の減退については、準用等級第14級とする。
(3) 嗅覚脱失及び嗅覚の減退については、T & Tオルファクトメータによる基準嗅力検査の認知域値の平均嗅力損失値により、次のように区分する。

5.6以上 嗅覚脱失

2.6以上5.5以下 嗅覚の減退

なお、嗅覚脱失については、アリナミン静脈注射(「アリナミンF」を除く。)による静脈性嗅覚検査による検査所見のみによつて確認しても差し支えないこと。(第5次改正・追加)

IV 口の障害

1 障害の等級及び程度

口の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。(第2次改正・一部、第11次改正・一部)

- (1) そしやく及び言語機能障害(系列区分11) (第10次改正・一部)

第1級第2号 そしやく及び言語の機能を廃したもの

第3級第2号 そしやく又は言語の機能を廃したもの

第4級第2号 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの

第6級第2号 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの

第9級第6号 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの

第10級第3号 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの

- (2) 歯牙障害(系列区分12) (第10次改正・一部)

第10級第4号	14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第11級第4号	10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第12級第3号	7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第13級第5号	5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第14級第2号	3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの

2 障害等級決定の基準

(1) そしやく及び言語機能障害

ア そしやく機能の障害は、上下咬合及び排列状態並びに下顎の開閉運動等により、総合的に判断するものとする。

イ 「そしやく機能を廃したもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいう。

ウ 「そしやく機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないものをいう。

エ 「そしやく機能に障害を残すもの」とは、固形食物の中にそしやくができないもの又はそしやくが十分にできないものがあり、そのことが医学的に確認できる場合をいう。

(ア) 「固形食物の中にそしやくができないもの又はそしやくが十分にできないものがある」の例としては、ごはん、煮魚、ハム等はそしやくできるが、たくあん、らっきょう、ピーナッツ等の一定の固さの食物の中にそしやくができないもの又はそしやくが十分にできないものがあるなどの場合をいう。

(イ) 「医学的に確認できる」とは、そしやくができないもの又はそしやくが十分にできないものがあることの原因が、不正咬合、そしやく関与筋群の異常、下顎関節の障害、開口障害、歯牙損傷（補てつができない場合）等にあると医学的に確認できることをいう。（第7次改正・全部）

オ 「言語の機能を廃したもの」とは、4種の語音（口唇音、歯舌音、口蓋音、咽頭音）のうち、3種以上について発音不能のものをいう。

カ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、2種の発音不能のもの又は綴音機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないものをいう。

キ 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種の発音不能のものをいう。

(2) 歯牙障害

「歯科補てつを加えたもの」とは、現実にそう失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつをいう。したがって、有床義歯若しくは架橋義歯等を補てつした場合における支台冠若しくは鈎の装置歯又はポスト・インレーを行うに留まつた歯牙は、補てつ歯数に算入せず、また、そう失した歯牙が大きかつたため又は歯間に隙間があつたため、そう失した歯数と義歯の歯数とが異なる場合は、そう失した歯数により等級を決定するものとする。

(例) 3歯のそう失に対して、4本の義歯を補てつした場合は、3歯の補てつとして取り扱う。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

そしやく又は言語機能障害と歯牙障害とを残した場合において、そしやく又は言語機能障害が歯牙障害以外の原因（例えば顎骨骨折や下顎関節の開閉運動制限等による不正咬合）に基づくときは、併合して等級を決定するものとする。

ただし、歯牙補てつを行つた後に、なお、歯牙損傷に基づくそしやく又は言語機能障害が残つた場合は、各障害に係る等級のうち、いずれか上位の等級に決定するものとする。

(2) 準用

ア 食道の狭さく、舌の異常、咽喉支配神経の麻酔等によつて生ずる嚥下障害については、その障害の程度に応じて、そしやく機能障害に係る等級を準用するものとする。

イ 味覚障害の取扱いについては、次による。

(ア) 頭部外傷その他顎周囲組織の損傷又は舌の損傷によつて生じた味覚障害については、濾紙ディスク法における最高濃度液による検査により、基本4味質すべてが認知できないものを「味覚脱失」といい、その等級は準用等級第12級とし、基本4味質のうち1以上が認知できないものを「味覚減退」といい、その等級は準用等級第14級

とする。(第5次改正・一部、第7次改正・全部)

(イ) 検査を行う領域は、舌とする。(第7次改正・追加)

(ウ) 味覚障害については、その症状が時日の経過により漸次回復する
場合が多いので、原則として療養を終了してから6か月を経過した
のちに等級を決定するものとする。(第7次改正・旧イ繰下)

ウ そしやく及び言語機能障害で、施行規則別表第3上組合せ等級が定
められていないものについては、各障害の該当する等級により併合の
方法を用いて準用等級を定めるものとする。(第11次改正・一部)

(例1) 「そしやく機能に著しい障害を残し」(第6級第2号)、か
つ、「言語機能に障害を残した」(第10級第3号)場合は、準
用等級第5級とする。(第10次改正・一部)

(例2) 「そしやく機能を廃し」(第3級第2号)、かつ、「言語機
能に著しい障害を残した」(第6級第2号)場合は、併合の方
法を用いると第1級となるが、「そしやく及び言語機能を廃し
たもの」(第1級第2号)が最高等級であるので、障害の序列
を考慮し、準用等級第2級とする。

エ 声帯麻痺による著しいかすれ声は、準用等級第12級とし、その程度
に達しないものは、準用等級第14級とする。

オ 開口障害等を原因としてそしやくに相当の時間を要する場合は、準
用等級第12級とする。

(ア) 「開口障害等」とは、開口障害のほか、不正咬合、そしやく関与
筋群のぜい弱化等が該当する。

(イ) 「そしやくに相当の時間を要する場合」とは、日常の食事におい
て食物のそしやくはできるものの、食物によつてはそしやくに相当
の時間を要することがある場合であり、そのことが医学的に確認で
きるときをいう。なお、開口障害等の原因から、そしやくに相当の
時間を要することが医学的に確認できれば、「相当の時間を要する
場合」に該当するものとして取り扱つて差し支えない。(第7次改正・
追加)

(3) 加重

何歯かについて歯科補てつを加えていた者が、更に歯科補てつを加え

た結果、上位等級に該当するに至ったときは、加重として取り扱うものとする。

V 神経系統の機能又は精神の障害（第8次改正・一部）

1 障害の等級及び程度

(1) 神経系統の機能又は精神の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部）

ア 神経系統の機能又は精神の障害（系列区分13）

- | | |
|---------|--|
| 第1級第3号 | 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの |
| 第2級第3号 | 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの |
| 第3級第3号 | 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの |
| 第5級第2号 | 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの |
| 第7級第4号 | 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの |
| 第9級第10号 | 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの |

イ 局所の神経系統の障害（系列区分13）（第10次改正・一部）

- | | |
|----------|------------------|
| 第12級第13号 | 局部にがん固な神経症状を残すもの |
| 第14級第9号 | 局部に神経症状を残すもの |

(2) 中枢神経系に分類される脳又はせき髄の損傷による障害は、複雑な症状を呈するとともに身体各部にも様々な障害を残すことが多いことから、中枢神経系の損傷による障害が複数認められる場合には、末梢神経による障害も含めて総合的に評価し、その認定に当たっては神経系統の機能又は精神の障害の障害等級によるものとする。

ただし、脳又はせき髄の損傷により生じた障害が単一であって、かつ、当該障害について施行規則別表第3上該当する等級がある場合（準用等

級を含む。)には、神経系統の機能又は精神の障害の障害等級によることなく、その等級により決定するものとする。(第8次改正・一部、第11次改正・一部)

2 障害等級決定の基準

(1) 中枢神経系(脳)の器質性の障害

中枢神経系(脳)の器質性障害については、「高次脳機能障害」(器質性精神障害)と「身体性機能障害」(神経系統の障害)に区分して、障害等級を決定するものとする。

また、「高次脳機能障害」と「身体性機能障害」とが併存する場合には、「高次脳機能障害」と「身体性機能障害」のそれぞれの障害の程度を踏まえ、全体病像を総合的に評価して障害等級を決定するものとする。(第8次改正・全部)

ア 高次脳機能障害(第8次改正・全部)

高次脳機能障害については、意思疎通能力、問題解決能力、作業負荷に対する持続力・持久力及び社会行動能力の4つの能力(以下「4能力」という。)の各々の喪失の程度に着目し、評価を行うこととする。その際、複数の障害が認められるときには、原則として障害の程度の最も重篤なものに着目して評価を行うものとする。なお、高次脳機能障害は、中枢神経系(脳)の器質的病変に基づくものであることから、MRI、CT等によりその存在が認められることが必要となる。

(ア) 「高次脳機能障害のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

次のものが、これに該当する。

a 重篤な高次脳機能障害のため、食事、入浴、用便、更衣等について常時他人の介護を要するもの

b 高次脳機能障害による高度の痴ほうや情意の荒廃があるため、常時他人の監視を要するもの

(イ) 「高次脳機能障害のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。

次のものが、これに該当する。

a 重篤な高次脳機能障害のため、食事、入浴、用便、更衣等につ

いて随時他人の介護を要するもの

b 高次脳機能障害による痴ほう、情意の障害、幻覚、妄想、頻回の発作性意識障害等のため、随時他人の監視を要するもの

c 重篤な高次脳機能障害のため、自宅内の日常生活動作は一応できるが、1人で外出することなどが困難であり、外出の際には他人の介護を必要とするため、随時他人の介護を要するもの

(ウ) 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、高次脳機能障害のため、終身にわたりおよそ労務に服することができないもの」は、第3級とする。

次のものが、これに該当する。

a 4能力のいずれか1つ以上の能力の全部が失われているもの

b 4能力のいずれか2つ以上の能力の大部分（一般平均人の4分の3程度）が失われているもの

(エ) 「高次脳機能障害のため、終身にわたり極めて軽易な労務のほか服することができないもの」は、第5級とする。

次のものが、これに該当する。

a 4能力のいずれか1つ以上の能力の大部分（一般平均人の4分の3程度）が失われているもの

b 4能力のいずれか2つ以上の能力の半分程度（一般平均人の2分の1程度）が失われているもの

(オ) 「高次脳機能障害のため、終身にわたり軽易な労務のほか服することができないもの」は、第7級とする。

次のものが、これに該当する。

a 4能力のいずれか1つ以上の能力の半分程度（一般平均人の2分の1程度）が失われているもの

b 4能力のいずれか2つ以上の能力の相当程度（一般平均人の4分の1程度）が失われているもの

(カ) 「通常の労務に服することはできるが、高次脳機能障害のため、その就労可能な職種の種類が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

高次脳機能障害のため4能力のいずれか1つ以上の能力の相当程

度（一般平均人の4分の1程度）が失われているものが、これに該当する。

- (キ) 「通常の労務に服することはできるが、高次脳機能障害のため、多少の障害を残すもの」は、第12級とする。

4能力のいずれか1つ以上の能力が多少失われているものが、これに該当する。

- (ク) 「通常の労務に服することはできるが、高次脳機能障害のため、軽微な障害を残すもの」は、第14級とする。

MRI、CT等による他覚的所見は認められないものの、中枢神経系（脳）損傷のあることが医学的にみて合理的に推測でき、高次脳機能障害のためわずかな能力喪失が認められるものが、これに該当する。

イ 身体性機能障害（第8次改正・追加）

中枢神経系（脳）の損傷による身体性機能障害については、麻痺の範囲（四肢麻痺、片麻痺及び単麻痺）及びその程度（高度、中等度及び軽度）並びに介護の要否及びその程度により障害等級を決定するものとする。

麻痺の程度については、運動障害の程度をもって判断するものとする。

なお、麻痺の範囲及びその程度については、身体的所見及びMRI、CT等によって裏付けることのできる必要がある。

- (ア) 「身体性機能障害のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

次のものが、これに該当する。

- a 高度の四肢麻痺が認められるもの
- b 中等度の四肢麻痺のため、食事、入浴、用便、更衣等について常時他人の介護を要するもの
- c 高度の片麻痺のため、食事、入浴、用便、更衣等について常時他人の介護を要するもの

- (イ) 「身体性機能障害のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。

次のものが、これに該当する。

- a 高度の片麻痺が認められるもの
- b 中等度の四肢麻痺のため、食事、入浴、用便、更衣等について
随時他人の介護を要するもの

(ウ) 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、身体性機能障害のため、終身にわたりおよそ労務に服することができないもの」は、第3級とする。

中等度の四肢麻痺（上記(ア)のb又は(イ)のbに該当するものを除く。）が認められるものが、これに該当する。

(エ) 「身体性機能障害のため、終身にわたり極めて軽易な労務のほか服することができないもの」は、第5級とする。

次のものが、これに該当する。

- a 軽度の四肢麻痺が認められるもの
- b 中等度の片麻痺が認められるもの
- c 高度の単麻痺が認められるもの

(オ) 「身体性機能障害のため、終身にわたり軽易な労務のほか服することができないもの」は、第7級とする。

次のものが、これに該当する。

- a 軽度の片麻痺が認められるもの
- b 中等度の単麻痺が認められるもの

(カ) 「通常の労務に服することはできるが、身体性機能障害のため、その就労可能な職種の種類が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

軽度の単麻痺が認められるものが、これに該当する。

(キ) 「通常の労務に服することはできるが、身体性機能障害のため、多少の障害を残すもの」は、第12級とする。

次のものが、これに該当する。

- a 運動性、支持性、巧緻性及び速度についての支障がほとんど認められない程度の軽微な麻痺を残すもの
- b 運動障害は認められないものの、広範囲にわたる感覚障害が認められるもの

(2) せき髄障害（第8次改正・全部）

せき髄が損傷された場合には複雑な諸症状を呈する場合が多いが、せき髄損傷が生じた場合の障害等級の決定は、原則として、中枢神経系（脳）の身体性機能障害と同様に身体的所見及びMRI、CT等によって裏付けることのできる麻痺の範囲と程度により、次の7段階に区分して障害等級を決定するものとする。

ただし、せき髄損傷に伴う胸腹部臓器の障害やせき柱の障害による障害の等級が麻痺により判断される障害の等級よりも重い場合には、それらの障害の総合評価により障害等級を決定するものとする。

ア 「せき髄症状のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

次のものが、これに該当する。

- (ア) 高度の四肢麻痺が認められるもの
- (イ) 高度の対麻痺が認められるもの
- (ウ) 中等度の四肢麻痺のため、食事、入浴、用便、更衣等について常時他人の介護を要するもの
- (エ) 中等度の対麻痺のため、食事、入浴、用便、更衣等について常時他人の介護を要するもの

イ 「せき髄症状のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。

次のものが、これに該当する。

- (ア) 中等度の四肢麻痺が認められるもの
- (イ) 軽度の四肢麻痺のため、食事、入浴、用便、更衣等について随時他人の介護を要するもの
- (ウ) 中等度の対麻痺のため、食事、入浴、用便、更衣等について随時他人の介護を要するもの

ウ 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、せき髄症状のため、終身にわたりおよそ労務に服することができないもの」は、第3級とする。

次のものが、これに該当する。

- (ア) 軽度の四肢麻痺が認められるもの（上記イの(イ)に該当するものを

除く。)

(イ) 中等度の対麻痺が認められるもの（上記アの(エ)又はイの(ウ)に該当するものを除く。)

エ 「せき髄症状のため、終身にわたり極めて軽易な労務のほか服することができないもの」は、第5級とする。

次のものが、これに該当する。

(ア) 軽度の対麻痺が認められるもの

(イ) 1下肢の高度の単麻痺が認められるもの

オ 「せき髄症状のため、終身にわたり軽易な労務のほか服することができないもの」は、第7級とする。

1下肢の中等度の単麻痺が認められるものが、これに該当する。

カ 「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、就労可能な職種が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

1下肢の軽度の単麻痺が認められるものが、これに該当する。

キ 「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、多少の障害を残すもの」は、第12級とする。

次のものが、これに該当する。

a 運動性、支持性、巧緻性及び速度についての支障がほとんど認められない程度の軽微な麻痺を残すもの

b 運動障害は認められないものの、広範囲にわたる感覚障害が認められるもの

(3) 末梢神経障害（第8次改正・一部）

末梢神経麻痺に係る障害等級の決定は、原則として、損傷を受けた神経の支配する身体各部の器官における機能障害に係る障害等級により決定するものとする。

(4) 外傷性てんかん（第8次改正・全部）

外傷性てんかんに係る障害等級の決定は発作の型、発作回数等に着目し、次により障害等級を決定するものとする。

なお、1ヶ月に2回以上の発作がある場合には、通常高度の高次脳機能障害を伴っているので、中枢神経系（脳）の高次脳機能障害に係る第3級以上の決定基準により障害等級を決定するものとする。

ア 「1ヶ月に1回以上の発作があり、かつ、その発作が「意識障害の有無を問わず転倒する発作」又は「意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作」（以下「転倒する発作等」という。）であるもの」は、第5級とする。

イ 「転倒する発作等が数ヶ月に1回以上あるもの又は転倒する発作等以外の発作が1ヶ月に1回以上あるもの」は、第7級とする。

ウ 「数ヶ月に1回以上の発作が転倒する発作等以外の発作であるもの又は服薬継続によりてんかん発作がほぼ完全に抑制されているもの」は、第9級とする。

エ 「発作の発現はないが、脳波上に明らかにてんかん性棘波を認めるもの」は、第12級とする。

(5) 頭痛（第8次改正・一部）

頭痛については、頭痛の型のいかににかかわらず、疼痛による労働又は日常生活上の支障の程度を疼痛の部位、性状、強度、頻度、持続時間及び日内変動並びに疼痛の原因となる他覚的所見により把握し、次により障害等級を決定するものとする。

ア 「通常の労務に服することはできるが、激しい頭痛により、時には労務に従事することができなくなる場合があるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

イ 「通常の労務に服することはできるが、時には労務に差し支える程度の強い頭痛がおこるもの」は、第12級とする。

ウ 「通常の労務に服することはできるが、頭痛が頻回に発現しやすくなったもの」は、第14級とする。

(6) 失調、めまい及び平衡機能障害（第8次改正・一部）

失調、めまい及び平衡機能障害については、その原因となる障害部位によって分けることが困難であるので、総合的に決定基準に従って、次により障害等級を決定するものとする。

ア 「生命の維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、高度の失調又は平衡機能障害のために労務に服することができないもの」は、第3級とする。

イ 「著しい失調又は平衡機能障害のために、労働能力の大部分（一般

平均人の4分の3程度)が失われているもの」は、第5級とする。

ウ 「中等度の失調又は平衡機能障害のために、労働能力の半分程度(一般平均人の2分の1程度)が失われているもの」は、第7級とする。

エ 「通常の労務に服することはできるが、めまいの自覚症状が強く、かつ、眼振その他平衡機能検査に明らかな異常所見が認められ、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

オ 「通常の労務に服することはできるが、めまいの自覚症状があり、かつ、眼振その他平衡機能検査の結果に異常所見が認められるもの」は、第12級とする。

カ 「めまいの自覚症状はあるが、眼振その他平衡機能検査の結果に異常所見が認められないものの、めまいのあることが医学的にみて合理的に推測できるもの」は、第14級とする。

(7) 疼痛等感覚異常(第8次改正・一部)

ア カウザルギーについては、疼痛の部位、性状、疼痛発作の頻度、疼痛の強度と持続時間及び日内変動並びに疼痛の原因となる他覚的所見などにより、疼痛の労働能力に及ぼす影響を判断して、次により障害等級を決定するものとする。

(ア) 「軽易な労働以外の労働に常に差し支える程度の疼痛があるもの」は、第7級とする。

(イ) 「通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

(ウ) 「通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの」は、第12級とする。

イ 反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)については、①関節拘縮、②骨の萎縮、③皮膚の変化(皮膚温の変化、皮膚の萎縮)という慢性期の主要な3つのいずれの症状も健側と比較して明らかに認められる場合に限り、カウザルギーと同様の基準により、それぞれ第7級、第9級、第12級に決定するものとする。(第8次改正・追加)

ウ 受傷部位の疼痛については、次により障害等級を決定するものとする。

(ア) 「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支える場合があるもの」は、第12級とする。

(イ) 「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」は、第14級とする。

神経損傷により、疼痛のほかに異常感覚（蟻走感、感覚脱失等）が発現したものは、その範囲が広いものに限り、第14級とする。

(8) 中枢神経系（脳）の非器質性の障害（第8次改正・追加）

ア 中枢神経系（脳）の器質的損傷を伴わない精神障害（以下「非器質性精神障害」という。）を残しているというためには、次の(ア)の精神症状のうちの1つ以上の精神症状を残し、かつ、(イ)の能力に関する判断項目（以下「判断項目」という。）のうちの1つ以上の能力について障害が認められることを必要とするものとする。

(ア) 精神症状

- a 抑うつ状態
- b 不安の状態
- c 意欲低下の状態
- d 慢性化した幻覚・妄想性の状態
- e 記憶又は知的能力の障害
- f その他の障害（侵入、回避、過覚醒、感情麻痺の状態）

(イ) 能力に関する判断項目

- a 身辺日常生活
- b 仕事、生活に積極性・関心を持つこと
- c 通勤、勤務時間の遵守
- d 普通の作業を持続すること
- e 他人との意思伝達
- f 対人関係、協調性
- g 身辺の安全保持、危機の回避
- h 困難、失敗への対応

イ 就労意欲の低下による区分

(ア) 現に就労している者又は就労の意欲はあるものの就労はしていない者については、上記アの(ア)の精神症状のいずれか1つ以上が認め

られる場合に、判断項目の各々について、その有無及び助言・援助の程度により、障害等級を決定するものとする。

- (イ) 就労意欲の低下又は欠落により就労していない者については、身辺日常生活が可能である場合に、判断項目の a の身辺日常生活の支障の程度により、障害等級を決定するものとする。

なお、就労意欲の低下又は欠落により就労していない者とは、職種に関係なく就労意欲の低下又は欠落が認められる者をいい、特定の職種について就労の意欲のある者については上記(ア)に該当するものとする。

- ウ 非器質性精神障害については、次により障害等級を決定するものとする。

- (ア) 「通常の労務に服することはできるが、非器質性精神障害のため、その就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

次のものが、これに該当する。

- a 上記イの(ア)に該当する場合には、判断項目の b から h までのいずれか1つの能力が失われているもの又は判断項目のうちの4つ以上についてしばしば助言・援助を必要とする程度の障害を残しているもの

- b 上記イの(イ)に該当する場合には、判断項目の a の身辺日常生活について時に助言・援助を必要とする程度の障害を残しているもの

- (イ) 「通常の労務に服することはできるが、非器質性精神障害のため、多少の障害を残すもの」は、第12級とする。

次のものが、これに該当する。

- a 上記イの(ア)に該当する場合には、判断項目のうちの4つ以上について時に助言・援助を必要とする程度の障害を残しているもの

- b 上記イの(イ)に該当する場合には、判断項目の a の身辺日常生活を適切又は概ねできるもの

- (ウ) 「通常の労務に服することはできるが、非器質性精神障害のため、軽微な障害を残すもの」は、第14級とする。

判断項目のうちの1つ以上について時に助言・援助を必要とする程度の障害が残存しているものが、これに該当する。

エ 重い症状を有している者（判断項目のうちのaの身辺日常生活の能力が失われている者又は判断項目のbからhまでのいずれか2つ以上の能力が失われている者）については、非器質性精神障害の特質上、症状の改善が見込まれることから、症状に大きな改善が認められない状態に一時的に達した場合であっても、原則として療養を継続するものとする。

ただし、療養を継続して十分な治療を行ってもなお症状に改善の見込みがないと判断され、症状が固定しているときには、治ゆの状態にあるものとし、障害等級を決定するものとする。

3 その他（第8次改正・全部）

ア 中枢神経系（脳）損傷により障害を生じた場合であって、当該障害について、施行規則別表第3上、該当する等級（準用等級を含む。）があり、かつ、生じた障害が単一であるときは、その等級により決定するものとする。（第11次改正・一部）

（例） 1側の後頭葉視覚中枢の損傷によって、両眼の反対側の視野欠損を生ずるが、この場合は、視野障害の等級として定められている第9級第3号により決定する。

イ せき髄損傷により障害を生じた場合であつて、当該障害について、施行規則別表第3上、該当する等級（準用等級を含む。）があり、かつ生じた障害が単一であるときは、その等級により決定するものとする。（第11次改正・一部）

（例） 第4仙髄の損傷のため軽度の尿路障害（第11級第10号）が生じた場合は、胸腹部臓器の障害として定められている第11級第10号により決定する。（第10次改正・一部）

（平成15年9月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

V 神経系統の機能又は精神の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 神経系統の機能又は精神の障害について、法別表に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。(第2次改正・一部)

ア 神経系統又は精神の障害(系列区分13)

- 第1級第3号 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 第2級第3号 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの(第1次改正・追加)
- 第3級第3号 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 第5級第2号 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 第7級第4号 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 第9級第10号 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

イ 局所の神経系統の障害(系列区分13)

- 第12級第12号 局部にがん固な神経症状を残すもの
- 第14級第10号 局部に神経症状を残すもの

(2) 神経系統の機能又は精神に係る2以上の障害については、原則として、中枢神経系(脳)、せき髄及び末梢神経系にわけて、それぞれの等級により併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

ただし、中枢神経系(脳)、せき髄及び末梢神経系にわけることが困難な場合にあつては、総合的に定めるものとする。

2 障害等級決定の基準

(1) 中枢神経系(脳)障害

中枢神経系(脳)の負傷又は疾病による障害は、原則として、その多岐にわたる諸症状を総合し、全体病像から判断して次により障害等級を決定するものとする。

ア 「重度の神経系統の機能又は精神の障害のために、生命維持に必要

な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

脳損傷に基づく高度の片麻痺と失語症の合併、脳幹損傷に基づく用廃に準ずる程度の四肢麻痺と構音障害との合併等日常全く自用を弁ずることができないもの、又は高度の痴ほうや情意の荒廃のような精神症状のため、常時看視を必要とするものが、これに該当する。（第1次改正・一部）

イ 「高度な神経系統の機能又は精神の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。

脳損傷に基づく運動障害、失認、失行、失語等のため、自宅内においては多少の自用を弁ずることができるが、自宅外の行動が困難で、随時他人の介護を必要とするもの、又は痴ほう、情意の障害、幻覚、妄想、発作性意識障害の多発等のため随時他人による看視を必要とするものが、これに該当する。（第1次改正・追加）

ウ 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、高度の神経系統の機能又は精神の障害のために終身にわたりおよそ労務につくことができないもの」は、第3級とする。

四肢の麻痺、感覚異常、錐体外路症状、失語等のいわゆる大脳巣症状、人格変化（感情鈍麻、意欲減退等）、記憶障害等で、それぞれ高度なものが、これに該当する。

（例） 麻痺の症状が軽度で、身体的には能力が維持されていても、精神の障害のために他人が常時付き添って指示を与えなければ全く労務の遂行ができないような人格変化が認められる場合は、第3級とする。（第1次改正・旧イ繰下）

エ 「神経系統の機能又は精神の著しい障害のため、終身にわたり極めて軽易な労務のほか服することができないもの」は、第5級とする。

神経系統の機能の障害による身体的能力の低下又は精神機能の低下等のため、独力では一般平均人の4分の1程度の労働能力しか残されていない場合が、これに該当する。

(例) 他人のひんばんな指示がなくては労務の遂行ができない場合、又は労務遂行の巧緻性や持続力において平均人より著しく劣る場合等は、第5級とする。(第1次改正・旧ウ繰下)

オ 「中等度の神経系統の機能又は精神の障害のために、精神・身体的な労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しているもの」は、第7級とする。

なお、「労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しているもの」とは、独力では一般平均人の2分の1程度に労働能力が低下していると認められる場合をいい、労働能力の判定に当たっては、医学的他覚的所見を基盤とし、更に労務遂行の持続力についても十分に配慮して総合的に判断するものとする。(第1次改正・旧エ繰下)

カ 「一般的な労働能力は残存しているが、神経系統の機能又は精神の障害のため、社会通念上、その就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

身体的能力は正常な場合であつても、脳損傷に基づく精神的欠損症状が推定されるとき、てんかん発作やめまい発作発現の可能性が医学的他覚的所見により証明できるとき、又は軽度の四肢の単麻痺が認められるときなど(例えば、高所作業や自動車運転が危険であると認められるとき)が、これに該当する。(第1次改正・旧オ繰下)

キ 「労働には通常差し支えないが、医学的に証明し得る神経系統の機能又は精神の障害を残すもの」は、第12級とする。

中枢神経系の障害であつて、例えば、感覚障害、錐体路症状(錐体外路症状)を伴わない軽度の麻痺、気脳撮影により証明される軽度の脳萎縮、脳波の軽度の異常所見等を残しているものが、これに該当する。

なお、自覚症状が軽い場合であつても、これらの異常所見等が認められるものは、これに該当する。(第1次改正・旧カ繰下)

ク 「労働には通常差し支えないが、医学的に可能な神経系統又は精神の障害に係る所見があると認められるもの」は、第14級とする。

医学的に証明し得る精神神経学的症状は明らかでないが、頭痛、め

まい、疲労感等の自覚症状が単なる故意の誇張ではないと医学的に推定されるものが、これに該当する。(第1次改正・旧キ繰下)

(2) せき髄障害

外傷、減圧症又はその他の疾病等によるせき髄の障害は、複雑な諸症状を呈する場合が多いので、原則として、中枢神経系(脳)の場合と同様に、これらの諸症状を総合評価して、その労働能力に及ぼす影響の程度により、次の7段階に区分して障害等級を決定するものとする。(第1次改正・一部)

ア 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

イ 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。(第1次改正・追加)

ウ 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、終身にわたりおよそ労務に服することはできないもの」は、第3級とする。
(第1次改正・旧イ繰下)

エ 「麻痺その他の著しいせき髄症状のため、独力では一般平均人の4分の1程度の労働能力しか残されていないもの」は、第5級とする。
(第1次改正・旧ウ繰下)

オ 「明らかなせき髄症状のため、独力では一般平均人の2分の1程度の労働能力しか残されていないもの」は、第7級とする。(第1次改正・旧エ繰下)

カ 「一般的な労働能力はあるが、明らかなせき髄症状が残存し、就労の可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。(第1次改正・旧オ繰下)

キ 「労働には通常差し支えないが、医学的に証明し得るせき髄症状を残すもの」は、第12級とする。(第1次改正・旧カ繰下)

(3) 根性及び末梢神経麻痺

根性及び末梢神経麻痺に係る障害等級の決定は、原則として、損傷を受けた神経の支配する身体各部の器官における機能障害に係る障害等級を準用するものとする。

(4) 外傷性てんかん

てんかんの治ゆの時期は、療養効果が期待できないと認められるとき又は療養により症状が安定したときとし、発作型（全身けいれん発作、小発作、精神運動発作型等）のいかんにかかわらず、発作回数、発作の労働能力に及ぼす影響の程度、非発作時の精神症状等を総合的に判断し、中枢神経系（脳）障害の決定の基準に従い、次により障害等級を決定するものとする。

ア 「十分な治療にかかわらず、意識障害を伴う発作等の多発（平均して1週に1回以上程度）又は発作による高度な精神障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。

突然の意識喪失、四肢の強直、自律神経障害を伴う全身けいれん発作及び重度の精神運動発作で発作が数日続くもの、その他これらに準ずる発作でそれらが多発するもの、又は発作の反復によつて生じた痴ほう、人格変化のため随時他人の看視を必要とするものが、これに該当する。（第1次改正・追加）

イ 「十分な治療にかかわらず、生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、発作による精神障害等のため、終身労務に服することができないもの」は、第3級とする。

非発作時の精神障害又は発作の頻回の発現のため、終身にわたりおよそ労務に服することができないものが、これに該当する。（第1次改正・一部旧ア繰下）

ウ 「十分な治療にかかわらず、発作の頻度又は発作型の特徴などのため、一般平均人の4分の1程度の労働能力しか残されていないもの」は、第5級とする。

てんかんの特殊性からみて、就労可能な職種が極度に制限されるものは、これに該当する。（第1次改正・旧イ繰下）

エ 「十分な治療にかかわらず、1か月に1回以上の意識障害を伴う発作があるため又は発作型の特徴などのため、一般平均人の2分の1程度の労働能力しか残されていないもの」は、第7級とする。

てんかんの特殊性からみて、就労可能な職種が著しく制限されるものは、これに該当する。(第1次改正・旧ウ繰下)

オ 「服薬を継続する限りにおいては数か月に1回程度に若しくは完全に発作を抑制し得る場合又は発作の発現はないが、脳波上明らかにてんかん性棘波を認めるもの」は、第9級とする。

通常の労働は可能であるが、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限を受けるものは、これに該当する。(第1次改正・旧エ繰下)

(5) 頭痛

頭痛に係る障害等級の決定は、次による。

ア 「一般的な労働能力は残存しているが、激しい頭痛により、時には労働に従事することができなくなる場合があるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

イ 「労働には通常差し支えないが、時には労働に差し支える程度の強い頭痛が起こるもの」は、第12級とする。

ウ 「労働には差し支えないが、頭痛が頻回に発現しやすくなったもの」は、第14級とする。

(6) 失調、めまい及び平衡機能障害

失調、めまい及び平衡機能障害に係る障害等級の決定は、次による。

ア 「生命の維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、高度の失調又は平衡機能障害のために、終身にわたりおよそ労務に就くことができないもの」は、第3級とする。

イ 「著しい失調又は平衡機能障害のために、労働能力が極めて低下し、一般平均人の4分の1程度しか残されていないもの」は、第5級とする。

ウ 「中等度の失調又は平衡機能障害のために、労働能力が一般平均人の2分の1程度しか残されていないもの」は、第7級とする。

エ 「一般的な労働能力は残存しているが、めまいの自覚症状が強く、かつ、他覚的に眼振その他平衡機能検査の結果に明らかな異常所見が認められるもの」は、第9級とする。

オ 「労働には通常差し支えないが、眼振その他平衡機能検査の結果に

異常所見が認められるもの」は、第12級とする。

カ 「めまいの自覚症状はあるが、他覚的には眼振その他平衡機能検査の結果に異常所見が認められないもので、単なる故意の誇張でないと医学的に推定されるもの」は、第14級とする。

(7) 疼痛等感覚異常

疼痛等感覚異常に係る障害等級の決定は、次による。

ア 脳神経及びせき髄神経の外傷その他の原因による神経痛については、疼痛発作の頻度、疼痛の強度と持続時間及び疼痛の原因となる他覚的所見などにより、疼痛の労働能力に及ぼす影響を判断して、次により障害等級を決定するものとする。

(ア) 「軽易な労働以外の労働に常に差し支える程度の疼痛があるもの」は、第7級とする。

(イ) 「一般的な労働能力は残存しているが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。

(ウ) 「労働には通常差し支えないが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの」は、第12級とする。

イ カウザルギーについては、アと同様の基準により、それぞれ第7級、第9級又は第12級に決定するものとする。

ウ 受傷部位の疼痛については、次により障害等級を決定するものとする。

(ア) 「労働には通常差し支えないが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支える場合があるもの」は、第12級とする。

(イ) 「労働には差し支えないが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」は、第14級とする。

神経損傷により、疼痛のほかに異常感覚（蟻走感、感覚脱失等）が発現したものは、その範囲が広いものに限り、第14級とする。

(8) 外傷性神経症（災害神経症）

外傷性神経症（災害神経症）に係る障害等級の決定は、次による。

外傷又は精神的な外傷ともいふべき災害に起因するいわゆる心因反応で

あつて、精神医学的治療をもつてしても治ゆしなかつたものは、第14級とする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア せき柱の骨折のため、せき柱の変形又は運動障害を残すとともに、せき髄損傷により、例えば、1下肢の完全麻痺のように他の部位に機能的障害を残した場合は、これらを併合して等級を決定するものとする。

イ 器質的又は機能的障害を残し、かつ、局部に第12級又は第14級に相当する程度の疼痛などの神経症状を伴う場合は、個々の障害として評価することなく、器質的又は機能的障害と神経症状のうち、上位の等級により決定するものとする。

(2) 準用

ア 中枢神経系の脱落症状として、四肢、感覚器等に機能障害を生じた場合であつて、当該障害について、法別表上、該当する等級があるときは、その等級を中枢神経系の障害の準用等級として決定するものとする。

(例) 1側の後頭葉視覚中枢の損傷によつて、両眼の反対側の視野欠損を生ずるが、この場合は、視野障害の等級として定められている第9級第3号を準用する。

ただし、言語中枢の損傷に基づく失語症については、通常は他の神経系統の機能又は精神の障害を伴うので、単なる言語機能の障害のみでなく、それらを総合的に判断して等級を決定するものとする。

イ せき髄損傷により、身体各部に機能的障害を生じた場合であつて、当該障害について、法別表上、該当する等級があるときは、その等級をせき髄障害の準用等級として等級を決定するものとする。

(例) せき髄損傷のため「1下肢の完全麻痺」(第5級第7号)と「軽度の尿路障害」(第11級第11号)とが生じた場合は、併合の方法を用いて準用等級第4級とする。

ウ 神経麻痺が他覚的に証明される場合であつて、法別表上、当該部位の機能的障害に係る等級がないときは、準用等級第12級とする。

VI 外貌（頭部、顔面、頸部）、上肢・下肢の露出面等の障害（第12次改正・一部）

1 障害の等級及び程度

外貌等の醜状障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部、第11次改正・一部、第12次改正・一部）

(1) 外貌の醜状障害（系列区分14）（第10次改正・一部、第12次改正・一部）

第7級第12号 外貌に著しい醜状を残すもの

第9級第16号 外貌に相当程度の醜状を残すもの

第12級第14号 外貌に醜状を残すもの

(2) 上肢・下肢の露出面の醜状障害（系列区分20、23、29、33）

第14級第4号 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

第14級第5号 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

2 障害等級決定の基準

(1) 外貌の醜状障害（第12次改正・一部）

ア 「外貌」とは、頭部、顔面部又は頸部における日常露出する部分をいう。（第12次改正・一部）

イ 「外貌に著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当するものをいう。（第12次改正・一部）

(ア) 頭部にあつては、てのひら大（指の部分は含まない。以下同じ。）

以上の癍痕又は頭蓋骨^{はん}のてのひら大以上の欠損（第12次改正・一部）

(イ) 顔面部にあつては、鶏卵大以上の癍痕^{はん}又は10円硬貨大以上の組織陷没（第12次改正・一部）

(ウ) 頸部にあつては、てのひら大以上の癍痕^{はん}（第12次改正・一部）

ウ 「外貌に相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の5センチメートル以上の線状痕をいう。（第12次改正・追加）

エ 「外貌に醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当するものをいう。（第12次改正・一部）

(ア) 頭部にあつては、鶏卵大以上の^{はん}癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大以上の欠損（第12次改正・一部）

(イ) 顔面部にあつては、10円硬貨大以上の^{はん}癍痕又は3センチメートル以上の線状痕（第12次改正・一部）

(ウ) 頸部にあつては、鶏卵大以上の^{はん}癍痕（第12次改正・一部）

オ 外貌に係る^{はん}癍痕、線状痕及び組織陥没のうち、眉毛、頭髪等にかくれる部分については、醜状として取り扱わないものとする。（第12次改正・一部）

（例） 眉毛の走行に一致して3.5センチメートルの縫合創痕があり、そのうち1.5センチメートルが眉毛にかくれている場合は、顔面に残った線状痕は2センチメートルとなるので、外貌の醜状には該当しない。（第12次改正・一部）

カ 顔面神経麻痺による「口のゆがみ」は「醜状を残すもの」として、また、閉けん不能はまぶたの障害として取り扱うものとする。（第10次改正・一部）

キ 頭蓋骨のてのひら大以上の欠損により、頭部の陥没が認められる場合で、それによる脳の圧迫により神経症状がある場合は、外貌の醜状障害に係る等級と神経障害に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。（第12次改正・一部）

ク まぶた、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外貌の醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。（第10次改正・一部、第12次改正・一部）

なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いについては、次による。

(ア) 耳介軟骨部の2分の1以上を欠損した場合は、「著しい醜状を残すもの」とし、その一部を欠損した場合は、「醜状を残すもの」とする。

(イ) 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損した場合は、「著しい醜状を残すもの」とし、その一部又は鼻翼を欠損した場合は、「醜状を残すもの」とする。

ケ 2個以上の^{はん}癍痕又は線状痕が隣接し、又は相まつて1個の^{はん}癍痕又は

線状痕と同程度以上の醜状を呈する場合は、それらの面積、長さ等を合算して等級を決定するものとする。（第12次改正・一部）

コ 火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等であつて、永久的に残ると認められ、かつ、人目につく程度以上のもので、その範囲が上記(1)のエに該当するものは、「醜状を残すもの」として取り扱うものとする。

(2) 上肢・下肢の露出面の醜状障害

ア 上肢又は下肢の「露出面」とは、上肢にあつては肩関節以下（手部を含む。）、下肢にあつてはひざ関節以下（足背部を含む。）の部分进行をいう。

イ 「2個以上の^{はん}癬痕又は線状痕」及び「火傷治ゆ後の黒褐色又は色素脱失による白斑等」に係る取扱いについては、上記(1)のケ及びコの場合と同様とする。（第12次改正・一部）

3 併合等の取扱い

(1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ア 外貌の醜状障害と上肢・下肢の露出面の醜状障害とを残した場合（第12次改正・一部）

イ 外貌の醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合（第12次改正・一部）

（例） 顔面部に第12級第14号、背部に第12級相当の醜状障害を残した場合は、併合等級第11級とする。（第10次改正・一部）

ウ 上肢の露出面の醜状障害と下肢の露出面の醜状障害とを残した場合

エ 外傷、火傷等により眼球を亡失するとともに、眼部周囲又は顔面の組織陥没、^{はん}癬痕等を生じた場合（第12次改正・一部）

（例） 1眼を亡失し（第8級第1号）、かつ、その周囲の組織陥没が著しい（第7級第12号）場合は、併合等級第5級とする。（第10次改正・一部、第12次改正・一部）

(2) 準用

次に掲げる場合にあつては、準用して等級を決定するものとする。

ア 上肢又は下肢の露出面の醜状障害で次に掲げる範囲のものは、それ

ぞれ準用等級第12級とする。

(ア) 両上肢の露出面又は1上肢の露出面に、1上肢の露出面の全面積の2分の1程度を超える醜状を残したもの

(イ) 両下肢の露出面又は1下肢の露出面に、1下肢の露出面の全面積に及ぶ程度の醜状を残したもの

イ 上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害の取扱いについては、次による。

(ア) 両大腿^{たい}のほとんど全域に及ぶ醜状障害又は胸部と腹部若しくは背部と臀部^{でん}にあつてその全面積の2分の1程度を超える醜状障害は、準用等級第12級とする。

(イ) 1側の大腿^{たい}のほとんど全域に及ぶ醜状障害又は胸部と腹部若しくは背部と臀部^{でん}にあつてその全面積の4分の1程度を超える醜状障害は、準用等級第14級とする。

(3) 加重

次に掲げる場合にあつては、加重として取り扱うものとする。

ア 既に外貌に醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合(第12次改正・一部)

イ 既に上肢又は下肢の露出面に醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

ウ 既に上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

(4) その他

上肢又は下肢の露出面の醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合及び2以上の上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害を残した場合にあつては、おのおのの該当する等級のうち、いずれか上位の等級によるものとする。

(平成22年6月9日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用)

VI 外ぼう(頭部、顔面、頸部)、上肢・下肢の露出面等の障害

1 障害の等級及び程度

外ぼう等の醜状障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。(第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・

一部)

(1) 外ぼうの醜状障害 (系列区分14)

- 第7級第12号 女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの
- 第12級第14号 男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの
- 第12級第15号 女子の外ぼうに醜状を残すもの
- 第14級第10号 男子の外ぼうに醜状を残すもの

(2) 上肢・下肢の露出面の醜状障害 (系列区分20、23、29、33)

- 第14級第4号 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
- 第14級第5号 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

2 障害等級決定の基準

(1) 外ぼうの醜状障害

ア 「外ぼう」とは、頭部、顔面部又は頸部における日常露出する部分をいう。

イ 「外ぼうに著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 頭部にあつては、てのひら大(指の部分は含まない。以下同じ。)

以上の^{はんこん}癬痕又は頭蓋骨のてのひら大以上の欠損

(イ) 顔面部にあつては、鶏卵大以上の^{はんこん}癬痕、5センチメートル以上の^{こん}線状痕又は10円硬貨大以上の組織陥凹

(ウ) 頸部にあつては、てのひら大以上の^{はんこん}癬痕

ウ 「外ぼうに醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 頭部にあつては、鶏卵大以上の^{はんこん}癬痕又は頭蓋骨の鶏卵大以上の欠損

(イ) 顔面部にあつては、10円硬貨大以上の^{はんこん}癬痕又は3センチメートル以上の^{こん}線状痕

(ウ) 頸部にあつては、鶏卵大以上の^{はんこん}癬痕

エ 外ぼうに係る^{はんこん}癬痕、^{こん}線状痕及び組織陥凹のうち、眉毛、頭髪等にかくれる部分については、醜状として取り扱わないものとする。

(例) 眉毛の走行に一致して3.5センチメートルの縫合創痕^{こん}があり、そのうち1.5センチメートルが眉毛にかくれている場合は、顔面に残った線状痕^{こん}は2センチメートルとなるので、外ぼうの醜状には該当しない。

オ 顔面神経麻痺による「口のゆがみ」は「醜状を残すもの」として、また、閉けん不能はまぶたの障害として取り扱うものとする。

カ 頭蓋骨のてのひら大以上の欠損により、頭部の陥凹が認められる場合で、それによる脳^{こん}の圧迫により神経症状がある場合は、外ぼうの醜状障害に係る等級と神経障害に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

キ まぶた、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外ぼうの醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いについては、次による。

(ア) 耳介軟骨部の2分の1以上を欠損した場合は、「著しい醜状を残すもの」とし、その一部を欠損した場合は、「醜状を残すもの」とする。

(イ) 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損した場合は、「著しい醜状を残すもの」とし、その一部又は鼻翼を欠損した場合は、「醜状を残すもの」とする。

ク 2個以上の癍痕^{はんこん}又は線状痕^{こん}が隣接し、又は相まって1個の癍痕^{はんこん}又は線状痕^{こん}と同程度以上の醜状を呈する場合は、それらの面積、長さ等を合算して等級を決定するものとする。

ケ 火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等であつて、永久的に残ると認められ、かつ、人目につく程度以上のもので、その範囲が上記(1)のウに該当するものは、「醜状を残すもの」として取り扱うものとする。

(2) 上肢・下肢の露出面の醜状障害

ア 上肢又は下肢の「露出面」とは、上肢にあつては肩関節以下（手部を含む。）、下肢にあつてはひざ関節以下（足背部を含む。）の

部分をいう。

イ 「2個以上の^{はんこん}癍痕又は^{こん}線状痕」及び「火傷治ゆ後の黒褐色又は色素脱失による白斑等」に係る取扱いについては、上記(1)のク及びケの場合と同様とする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ア 外ぼうの醜状障害と上肢・下肢の露出面の醜状障害とを残した場合

イ 外ぼうの醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合

(例) 顔面部に第12級第14号、背部に第12級相当の醜状障害を残した場合は、併合等級第11級とする。

ウ 上肢の露出面の醜状障害と下肢の露出面の醜状障害とを残した場合

エ 外傷、火傷等により眼球を亡失するとともに、眼部周囲又は顔面の組織^{はんこん}陥凹、癍痕等を生じた場合

(例) 男子で1眼を亡失し(第8級第1号)、かつ、その周囲の組織陥凹が著しい(第12級第14号)場合は、併合等級第7級とする。

(2) 準用

次に掲げる場合にあつては、準用して等級を決定するものとする。

ア 男子の顔面のほとんど全域にわたる^{はんこん}癍痕で人に嫌悪の感をいだかせる程度のものは、準用等級第7級とする。

イ 上肢又は下肢の露出面の醜状障害で次に掲げる範囲のものは、それぞれ準用等級第12級とする。

(ア) 両上肢の露出面又は1上肢の露出面に、1上肢の露出面の全面積の2分の1程度を超える醜状を残したもの

(イ) 両下肢の露出面又は1下肢の露出面に、1下肢の露出面の全面積に及ぶ程度の醜状を残したもの

ウ 上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害の取扱いについては、次

による。

(ア) 両大腿^{たい}のほとんど全域に及ぶ醜状障害又は胸部と腹部若しくは背部と臀部^{でん}にあつてその全面積の2分の1程度を超える醜状障害は、準用等級第12級とする。

(イ) 1側の大^{たい}腿のほとんど全域に及ぶ醜状障害又は胸部と腹部若しくは背部と臀部^{でん}にあつてその全面積の4分の1程度を超える醜状障害は、準用等級第14級とする。

(3) 加重

次に掲げる場合にあつては、加重として取り扱うものとする。

ア 既に外^{がい}ぼうに醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

イ 既に上肢又は下肢の露出面に醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

ウ 既に上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害を残していた者が、その程度を加重した場合

(4) その他

上肢又は下肢の露出面の醜状障害と上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害とを残した場合及び2以上の上肢・下肢の露出面以外の面の醜状障害を残した場合にあつては、おのおのの該当する等級のうち、いずれか上位の等級によるものとする。

VII 胸腹部臓器の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 胸腹部臓器の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。(系列区分15) (第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部、第12次改正・一部)

第1級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

第2級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

第3級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

- 第5級第3号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 第7級第5号 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 第7級第13号 両側のこう丸を失つたもの
- 第9級第11号 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
- 第9級第17号 生殖器に著しい障害を残すもの
- 第11級第10号 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
- 第13級第6号 胸腹部臓器に障害を残すもの

(2) 胸腹部臓器（生殖器を含む。）の障害の障害等級については、その障害が単一である場合には下記2に定める決定基準により決定するものとする。また、その障害が複数認められる場合には、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。（第11次改正・一部）

(3) 多数の臓器に障害を残し、それらが複合的に作用するために介護が必要な程度に重度の障害が残ることとなる場合のように、併合の方法により得られた等級が次の総合評価による等級を明らかに下回る場合は介護の程度及び労務への支障の程度を総合的に判断して障害等級を決定するものとする。（第11次改正・追加）

労務に服することができず、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について常時介護を要するもの 第1級第4号

労務に服することができず、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について随時介護を要するもの 第2級第4号

労務に服することはできないが、生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるもの 第3級第4号

極めて軽易な労務にしか服することができないもの 第5級第3号

軽易な労務にしか服することができないもの 第7級第5号

通常の労務に服することはできるが、就労可能な職種が相当に制約されるもの 第9級第11号

通常の労務に服することはできるが、機能の障害の存在が明確であ
って労務に支障を来すもの 第11級第10号

2 障害等級決定の基準

(1) 呼吸器の障害（第11次改正・全部）

呼吸機能に障害を残したものの障害等級は、原則として下記アにより
判定された等級に決定するものとする。ただし、その等級がイ又はウに
より判定された等級より低い場合には、イ又はウにより判定された等級
により決定することとする。

なお、アにより判定された等級が第3級以上に該当する場合は、イ又
はウによる判定を行う必要はないものとする。

また、スパイロメトリーを適切に行うことができない場合は、イによ
る判定を行わないこと。

ア 動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果による判定

(ア) 動脈血酸素分圧が50Torr以下のもの

- a 呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第1級とする
- b 呼吸機能の低下により随時介護が必要なものは、第2級とする。
- c a及びbに該当しないものは、第3級とする。

(イ) 動脈血酸素分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの

- a 動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲（37Torr以上43Torr以下をい
う。以下同じ。）にないもので、かつ、呼吸機能の低下により常
時介護が必要なものは、第1級とする。
- b 動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲にないもので、かつ、呼吸機
能の低下により随時介護が必要なものは、第2級とする。
- c 動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲にないもので、a及びbに該当
しないものは、第3級とする。
- d a、b及びcに該当しないものは、第5級とする。

(ウ) 動脈血酸素分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの

- a 動脈血炭素ガス分圧が限界値範囲にないものは、第7級とする。
- b aに該当しないものは、第9級とする。

(エ) 動脈血酸素分圧が70Torrを超えるもの

動脈血炭素ガス分圧が限界値範囲にないものは、第11級とする

イ スパイロメトリーの結果及び呼吸困難の程度による判定

(ア) %1秒量が35以下又は%肺活量が40以下であるもの

- a 高度の呼吸困難が認められ、かつ、呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第1級とする。

「高度の呼吸困難」とは、呼吸困難のため、連続しておおむね100m以上歩けないものをいう（以下同じ。）。

- b 高度の呼吸困難が認められ、かつ、呼吸機能の低下により随時介護が必要なものは、第2級とする。

- c 高度の呼吸困難が認められ、a及びbに該当しないものは、第3級とする。

- d 中等度の呼吸困難が認められるものは、第7級とする。

「中等度の呼吸困難」とは、呼吸困難のため、平地でさえ健常者と同様には歩けないが、自分ペースでなら1km程度の歩行が可能であるものをいう（以下同じ。）。

- e 軽度の呼吸困難が認められるものは、第11級とする。

「軽度の呼吸困難」とは、呼吸困難のため、健常者と同様には階段の昇降ができないものをいう（以下同じ。）。

(イ) %1秒量が35を超え55以下又は%肺活量が40を超え60以下であるもの

- a 高度又は中等度の呼吸困難が認められるものは、第7級とする。

- b 軽度の呼吸困難が認められるものは、第11級とする。

(ウ) %1秒量が55を超え70以下又は%肺活量が60を超え80以下であるもの

高度、中等度又は軽度の呼吸困難が認められるものは、第11級とする。

ウ 運動負荷試験の結果による判定

ア及びイによる判定では障害等級に該当しないものの、呼吸機能の低下による呼吸困難が認められ、運動負荷試験の結果から明らかに呼吸機能に障害があると認められるものは、第11級とする。

(2) 循環器の障害（第11次改正・全部）

ア 心機能が低下したもの

心筋梗塞、狭心症、心臓外傷等の後遺症状により心機能が低下したものの障害等級は、心機能低下による運動耐容能の低下の程度により、次のとおり決定するものとする。

(ア) 心機能の低下による運動耐容能の低下が中等度であるものは、第9級とする。

おおむね6 METs（メッツ）を超える強度の身体活動が制限されるものがこれに該当する（作業・運動の内容と運動強度との関連は、別添「胸腹部臓器の障害に関する医学的事項等」の2の(3)のイの表を参照のこと。）。

(例) 平地を健康な人と同じ速度で歩くのは差し支えないものの、平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るという身体活動が制限されるもの

(イ) 心機能の低下による運動耐容能の低下が軽度であるものは、第11級とする。

おおむね8 METsを超える強度の身体活動が制限されるものがこれに該当する。

(例) 平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るという身体活動に支障がないものの、それ以上激しいか、急激な身体活動が制限されるもの

(注) 心機能が低下したものは、次のいずれにも該当する場合を除き、通常、療養を要するものであること。

- a 心機能の低下が軽度にとどまること
- b 危険な不整脈が存在しないこと
- c 残存する心筋虚血が軽度にとどまること

イ 除細動器又はペースメーカーを植え込んだもの

(ア) 除細動器を植え込んだものは、第7級とする。

(イ) ペースメーカーを植え込んだものは、第9級とする。

(注) 除細動器又はペースメーカーを植え込み、かつ、心機能が低下したものは、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

ウ 房室弁又は大動脈弁を置換したもの

(ア) 継続的に抗凝血薬療法を行うものは、第9級とする。

(イ) (ア)に該当しないものは、第11級とする。

エ 大動脈に解離を残すもの

偽腔開存型の解離を残すものは、第11級とする。

(3) 腹部臓器の障害 (第11次改正・全部)

腹部臓器の障害に係る障害等級の決定は、次によるものとする。

ア 食道の障害

食道の狭さくによる通過障害を残すものは、第9級とする。

「食道の狭さくによる通過障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 通過障害の自覚症状があること

(イ) 消化管造影検査により、食道の狭さくによる造影剤のうっ滞が認められること

イ 胃の障害

(ア) 胃の障害に係る障害等級は、胃の切除により生じる症状の有無により、次のとおり決定するものとする。

a 消化吸収障害、ダンピング症候群及び胃切除術後逆流性食道炎のいずれもが認められるものは、第7級とする。

b 消化吸収障害及びダンピング症候群が認められるものは、第9級とする。

c 消化吸収障害及び胃切除術後逆流性食道炎が認められるものは、第9級とする。

d 消化吸収障害、ダンピング症候群又は胃切除術後逆流性食道炎のいずれかが認められるものは、第11級とする。

e 噴門部又は幽門部を含む胃の一部を亡失したもの（第9級第1号及び第11級第10号に該当するものを除く。）は、第13級とする。

(イ) 胃の切除により生じる症状の有無は、次により判断すること。

a 上記(ア)において「消化吸収障害が認められる」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(a) 胃の全部を亡失したこと

(b) 噴門部又は幽門部を含む胃の一部を亡失し、低体重等（BM

I が20以下であるものをいう。ただし、被災前からBMIが20以下であったものについては、被災前よりも体重が10%以上減少したものをいう。以下同じ。) が認められること。

b 「ダンピング症候群が認められる」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 胃の全部又は幽門部を含む胃の一部を亡失したこと

(b) 食後30分以内に出現するめまい、起立不能等の早期ダンピング症候群に起因する症状又は食後2時間後から3時間後に出現する全身脱力感、めまいなどの晩期ダンピング症候群に起因する症状が認められること

c 「胃切除術後逆流性食道炎が認められる」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 胃の全部又は噴門部を含む胃の一部を亡失したこと

(b) 胸焼け、胸痛、嚥下困難等の胃切除術後逆流性食道炎に起因する自覚症状があること

(c) 内視鏡検査により食道にびらん、潰瘍等の胃切除術後逆流性食道炎に起因する所見が認められること

ウ 小腸の障害

(ア) 小腸を大量に切除したもの

小腸を大量に切除したものの障害等級は、次のとおり決定すること。

なお、小腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、(イ)により決定すること。

a 残存する空腸及び回腸（以下「残存空・回腸」という。）の長さが100cm以下となったものは、第9級とする。

b 残存空・回腸の長さが100cmを超え300cm未満となったものであって、消化吸收障害が認められるもの（低体重等が認められるものをいう。）は、第11級とする。

(注) 小腸を大量に切除したため、経口的な栄養管理が不可能なものは、通常、療養を要するものであること。

(イ) 人工肛門を造設したもの

a 小腸内容が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等の装着ができないものは、第5級とする。

b aに該当しないものは、第7級とする。

(ウ) 小腸皮膚瘻を残すもの

a 瘻孔から小腸内容の全部又は大部分が漏出するもの

(a) 小腸内容が漏出することにより小腸皮膚瘻周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等の装着ができないもの（以下「パウチ等による維持管理が困難であるもの」という。）は、第5級とする。

(b) (a)に該当しないものは、第7級とする。

b 瘻孔から漏出する小腸内容がおおむね100ml/日以上のも

(a) パウチ等による維持管理が困難であるものは、第7級とする。

(b) (a)に該当しないものは、第9級とする。

c 瘻孔から少量ではあるが明らかに小腸内容が漏出する程度のも

(エ) 小腸の狭さくを残すもの

小腸の狭さくを残すものは、第11級とする。

「小腸の狭さく」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

a 1か月に1回程度、腹痛、腹部膨満感、嘔気、嘔吐等の症状が認められること

b 単純エックス線像においてケルクリングひだ像が認められること

エ 大腸の障害

(ア) 大腸を大量に切除したもの

結腸のすべてを切除するなど大腸のほとんどを切除したものは、第11級とする。

なお、大腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、(イ)により決定すること。

(イ) 人工肛門を造設したもの

a 大腸内容が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のび

らんを生じ、パウチ等の装着ができないものは、第5級とする。

b aに該当しないものは、第7級とする。

(ウ) 大腸皮膚瘻を残すもの

大腸皮膚瘻を残したものの障害等級は、上記ウの(ウ) (小腸皮膚瘻を残すもの) の「小腸」を「大腸」に読み替えて決定すること。

(エ) 大腸の狭さくを残すもの

大腸の狭さくを残すものは、第11級とする。

「大腸の狭さく」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

a 1か月に1回程度、腹痛、腹部膨張感等の症状が認められること

b 単純エックス線像において、貯留した大量のガスにより結腸膨起像が相当区間認められること

(オ) 便秘を残すもの

便秘については、次のとおり決定すること。

a 用手摘便を要すると認められるものは、第9級とする。

b aに該当しないものは、第11級とする。

「便秘」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 排便反射を支配する神経の損傷がMR I、CT等により確認できること

(b) 排便回数が週2回以下の頻度であって、恒常的に硬便であると認められること

なお、a及びbの障害の評価には、便秘を原因とする頭痛、悪心、嘔吐、腹痛等の症状が含まれるものであること。

(カ) 便失禁を残すもの

a 完全便失禁を残すものは、第7級とする。

b 常時おむつの装着が必要なもの (第7級に該当するものを除く。) は、第9級とする。

c 常時おむつの装着は必要ないものの、明らかに便失禁があると認められるものは、第11級とする。

オ 肝臓の障害

(ア) 肝硬変 (ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST・ALT

が持続的に低値であるものに限る。)は、第9級とする。

- (イ) 慢性肝炎(ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST・ALTが持続的に低値であるものに限る。)は、第11級とする。

カ 胆のうの障害

胆のうを失ったものは、第13級とする。

キ すい臓の障害

- (ア) すい臓の障害に関する障害等級は、次のとおり決定すること。

- a 外分泌機能の障害と内分泌機能の障害の両方が認められるものは、第9級とする。
- b 外分泌機能の障害又は内分泌機能の障害のいずれかが認められるものは、第11級とする。
- c 軽微なすい液瘻を残したために皮膚に疼痛等を生じるものは、局所の神経症状として、第12級又は第14級とする。

- (イ) 「外分泌機能の障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- a 上腹部痛、脂肪便(常食摂取で1日ふん便中脂肪が6g以上であるもの)、頻回の下痢等の外分泌機能の低下による症状が認められること
- b 次のいずれかに該当すること
 - (a) すい臓を一部切除したこと
 - (b) BT-PABA(PFD)試験で異常低値(70%未満)を示すこと
 - (c) ふん便中キモトリプシン活性で異常低値(24U/g未満)を示すこと
 - (d) アミラーゼ又はエラスターゼの異常低値を認めるもの

- (ウ) 「内分泌機能の障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- a 異なる日に行った経口糖負荷試験によって、境界型又は糖尿病型であることが2回以上確認されること
- b 空腹時血漿中のC-ペプチド(CPR)が0.5ng/ml以下(インスリン異常低値)であること
- c II型糖尿病に該当しないこと

(注) 内分泌機能に障害があるためにインスリン投与を必要とす

る場合は、療養を要するものであること。

ク ひ臓の障害

ひ臓を失ったものは、第13級とする。

ケ 腹壁癒痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニアを残すもの

(ア) 常時ヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの、又は立位をしたときヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるものは、第9級とする。

(イ) 重激な業務に従事した場合等腹圧が強くなる時にヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるものは、第11級とする。

(4) 泌尿器の障害（第11次改正・全部）

泌尿器の障害に係る障害等級の決定は、次による。

ア じん臓の障害

じん臓の障害に係る障害等級は、じん臓の亡失の有無及び糸球体濾過値（以下「GFR」という。）によるじん臓機能の低下の程度により、次のとおり決定するものとする。

(ア) じん臓を失っていないもの

a GFRが30ml/分を超え50ml/分以下のものは、第9級とする。

b GFRが50ml/分を超え70ml/分以下のものは、第11級とする。

c GFRが70ml/分を超え90ml/分以下のものは、第13級とする。

(イ) 一側のじん臓を失ったもの

a GFRが30ml/分を超え50ml/分以下のものは、第7級とする。

b GFRが50ml/分を超え70ml/分以下のものは、第9級とする。

c GFRが70ml/分を超え90ml/分以下のものは、第11級とする。

d a、b及びcのいずれにも該当しないものは、第13級とする。

イ 尿管、膀胱及び尿道の障害

(ア) 尿路変向術を行ったもの

尿路変向術を行ったものの障害等級は、次により決定するものとする。

a 非尿禁制型尿路変向術を行ったもの

(a) 尿が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらん

を生じ、パッド等の装着ができないものは、第5級とする。

(b) (a) に該当しないものは、第7級とする。

b 尿禁制型尿路変向術を行ったもの

(a) 禁制型尿リザボアの術式を行ったものは、第7級とする。

(b) 尿禁制型尿路変向術（禁制型尿リザボア及び外尿道口形成術を除く。）を行ったものは、第9級とする。

(c) 外尿道口形成術を行ったものは、第11級とする。

なお、外尿道口形成術は、外性器の全部又は一部を失ったことにより行うものであるから、外尿道口形成術の障害等級と外性器の亡失の障害等級のうち、いずれか上位の等級によるものとする。

(d) 尿道カテーテルを留置したものは、第11級とする。

(イ) 排尿障害を残すもの

a 膀胱の機能の障害によるもの

(a) 残尿が100ml以上であるものは、第9級とする。

(b) 残尿が50ml以上100ml未満であるものは、第11級とする。

b 尿道狭さくによるもの

尿道狭さくによるものの障害等級は、次により決定するものとする。ただし、尿道狭さくのため、じん機能に障害を来すものは、じん臓の障害等級により決定すること。

(a) 糸状ブジーを必要とするものは、第11級とする。

(b) 「シャリエ式」尿道ブジー第20番（ネラトンカテーテル第11号に相当する。）が辛うじて通り、時々拡張術を行う必要があるものは、第14級（準用）とする。

(ウ) 蓄尿障害を残すもの

a 尿失禁を残すもの

(a) 持続性尿失禁

持続性尿失禁を残すものは、第7級とする。

(b) 切迫性尿失禁及び腹圧性尿失禁

i 終日パッド等を装着し、かつ、パッドをしばしば交換しなければならないものは、第7級とする。

ii 常時パッド等を装着しなければならないが、パッドの交換までは要しないものは、第9級とする。

iii 常時パッド等の装着は要しないが、下着が少しぬれるものは、第11級とする。

b 頻尿を残すもの

頻尿を残すものは、第11級とする。

「頻尿」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 器質的病変による膀胱容量の器質的な減少又は膀胱若しくは尿道の支配神経の損傷が認められること

(b) 日中8回以上の排尿が認められること

(c) 多飲等の他の原因が認められないこと

(5) 生殖器の障害 (第11次改正・全部)

生殖器の障害については、次により障害等級を決定するものとする。

ア 生殖機能を完全に喪失したもの

(ア) 両側のこう丸を失ったものは、第7級とする。

(イ) 次のaからcに該当するものは第7級を準用すること。

a 常態として精液中に精子が存在しないもの

b 両側の卵巣を失ったもの

c 常態として卵子が形成されないもの

イ 生殖機能に著しい障害を残すもの (生殖機能は残存しているものの、通常の性交では生殖を行うことができないものが該当する。)

次のものは、第9級とする。

(ア) 陰茎の大部分を欠損したもの (陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。)

(イ) 勃起障害を残すもの

「勃起障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

a 夜間睡眠時に十分な勃起が認められないことが「リジスキャン」による夜間陰茎勃起検査により証明されること

b 支配神経の損傷等勃起障害の原因となり得る所見が次に掲げる検査のいずれかにより認められること

(a) 会陰部の知覚、肛門括約筋のトーンス・自律収縮、肛門反射

及び球海綿反射筋反射に係る検査（神経系検査）

(b) プロスタグランジンE 1 海綿体注射による各種検査（血管系検査）

(ウ) 射精障害を残すもの

「射精障害」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 尿道又は射精管が断裂していること

b 両側の下腹神経の断裂により当該神経の機能が失われていること

c 膀胱頸部の機能が失われていること

(エ) 膣口狭さくを残すもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。）

(オ) 両側の卵管に閉塞若しくは癒着を残すもの、頸管に閉塞を残すもの又は子宮を失ったもの（画像所見により認められるものに限る。）

ウ 生殖機能に障害を残すもの（通常の性交で生殖を行うことができるものの、生殖機能に一定以上の障害を残すものが該当する。）

狭骨盤又は比較的狭骨盤（産科的真結合線が10.5cm未満又は入口部横径が11.5cm未満のもの）は、準用等級第11級とする。

エ 生殖機能に軽微な障害を残すもの（通常の性交で生殖を行うことができるものの、生殖機能にわずかな障害を残すものが該当する。）で(ア)又は(イ)に該当するものは、準用等級第13級とする。

(ア) 一側のこう丸を失ったもの（一側のこう丸の亡失に準ずべき程度の萎縮を含む。）

(イ) 一側の卵巣を失ったもの

3 併合等の取扱い（第11次改正・追加）

(1) 併合

胸腹部臓器の障害と系列を異にする障害が通常派生する関係にある場合には、併合することなく、いずれか上位の等級によるものとする。

（例）外傷により、ろつ骨の著しい変形（第12級）が生じ、それを原因として呼吸機能の障害（第11級）を残した場合は、上位等級である第11級とする。

(2) 準用

ア 胸腹部臓器（生殖器を含む。）に決定基準に該当する障害が2以上ある場合には、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

（例）心機能の低下による軽度の運動耐容能の低下（第11級）があり、ペースメーカーを植え込み（第9級）、かつ、食道狭さくによる通過障害を残した（第9級）場合は、準用等級第8級とする。

イ 生殖器の障害のみがある者であって、生殖機能を完全に喪失したものに該当する場合は、その他の生殖機能の障害に該当する障害がある場合であっても、準用等級第7級とする。

（例）両側のこう丸を失い（第7級）、かつ、器質的な原因による勃起障害（第9級）がある場合は、準用等級第7級とする。

（平成18年3月31日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

VII 胸腹部臓器の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 胸腹部臓器の障害について、法別表に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部）

ア 胸腹部臓器の障害（系列区分15）

第1級第4号	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級第4号	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの（第1次改正・追加）
第3級第4号	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
第5級第3号	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第7級第5号	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第9級第11号	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

第11級第11号 胸腹部臓器に障害を残すもの

イ ひ臓、じん臓の障害（系列区分15）

第8級第11号 ひ臓又は1側のじん臓を失ったもの

ウ 生殖器の障害（系列区分15）

第7級第13号 両側のこう丸を失ったもの

第9級第16号 生殖器に著しい障害を残すもの

- (2) 胸腹部臓器の障害については、その労働能力に及ぼす影響を総合的に判断して等級を決定するものとする。したがって、胸腹部臓器の諸器官に2種類以上の障害を残したとしても併合の方法により準用等級を定める取扱いは行わないものとする。

2 障害等級決定の基準

- (1) 胸部臓器の障害（じん肺による障害を除く。）

胸部臓器の障害（じん肺による障害を除く。）に係る障害等級の決定は、次による。

ア 胸部臓器の障害とは、心臓、心のう、肺臓、ろく（胸）膜、横隔膜等に他覚的に証明し得る変化が認められ、かつ、その機能にも障害が証明されるものをいう。

イ 胸部臓器の障害については、心のうゆ着、心外膜障害、心内膜障害、心弁膜障害、ろく膜（横隔膜）ゆ着及び胼胝（ベンチ）並びに肺損傷後遺による肉変形成等の程度に応じて、次により障害等級を決定するものとする。

なお、上記障害の検査は、聴打診、心電図、エックス線透視及び撮影、心肺機能検査（負荷試験を含む。）血液ガス分析等によるものとする。

- (ア) 「重度の胸部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

胸部臓器の障害により、日常生活の範囲が病床に限定されている状態のものが、これに該当する。（第1次改正・一部）

- (イ) 「高度の胸部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり

処理の動作について、随時介護を要するもの」は、第2級とする。

胸部臓器の障害により、日常生活の範囲が主として病床にあるが、食事、用便、自宅内の歩行など短時間の離床が可能であるか又は差し支えない程度の状態のものが、これに該当する。（第1次改正・追加）

(ウ) 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、高度の胸部臓器の障害のために終身にわたりおよそ労務に就くことができないもの」は、第3級とする。

胸部臓器の障害により、自宅周囲の歩行が可能か又は差し支えないが、終身にわたりおよそ労務に服することができない状態のものが、これに該当する。（第1次改正・一部・旧(イ)繰下）

(エ) 「胸部臓器の障害のために、終身にわたりきわめて軽易な労務のほか服することができないもの」は、第5級とする。

胸部臓器の障害による身体的能力の低下などのため、独力では一般平均人の4分の1程度の労働能力しか残されていない場合が、これに該当する。

労働能力の判定に当たっては、医学的他覚的所見を基礎とし、更に労務遂行の持続力について十分に配慮して総合的に判断するものとする。（第1次改正・旧(ウ)繰下）

(オ) 「中等度の胸部臓器の障害のために、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しているもの」は、第7級とする。

胸部臓器の障害による身体的能力の低下などのため、独力では一般平均人の2分の1程度の労働能力しか残されていない場合が、これに該当する。（第1次改正・旧(エ)繰下）

(カ) 「一般的労働能力は残存しているが、胸部臓器の障害のため、社会通念上、その就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級とする。（第1次改正・旧(オ)繰下）

(キ) 「一般的労働能力は残存しているが、胸部臓器の機能の障害の存在が明確であつて労働に支障をきたすもの」は、第11級とする。（第1次改正・旧(カ)繰下）

(2) じん肺による障害

じん肺による障害に係る障害等級の決定は、次による。

ア じん肺による障害に係る障害等級は、心肺機能の低下の程度及びエックス線写真による像型等をもつて、次により決定するものとする。

なお、心肺機能の低下の程度及びエックス線写真の像型については、「じん肺法」に定める検査方法によるものとする。

(ア) 「心肺機能の中等度の障害があり、エックス線写真の像型が第4型（大陰影の大きさが、1側の肺野の2分の1以下のものに限る。以下同じ。）のもの」は、第7級とする。

(イ) 心肺機能に軽度の障害があり、エックス線写真の像型が第4型のもの」は、第9級とする。

(ウ) 「心肺機能に中等度の障害があり、エックス線写真の像型が第3型のもの」は、第9級とする。

(エ) 「心肺機能に軽微な障害があり、エックス線写真の像型が第4型のもの」は、第11級とする。

(オ) 「心肺機能に軽度の障害があり、エックス線写真の像型が第3型のもの」は、第11級とする。

(カ) 「心肺機能に中等度又は軽度の障害があり、エックス線写真の像型が第2型のもの」は、第11級とする。

イ 外科的療法により、ろく骨又はせき柱の変形障害とじん肺による障害とを残した場合には、いずれか上位の等級により決定するものとする。

ウ 外科的療法により、ろく骨及びせき柱の変形障害とじん肺による障害とを残した場合には、まず、ろく骨の変形障害とせき柱の変形障害とを併合して等級を定め、次に、その等級とじん肺による障害の等級とを比べ、いずれか上位の等級により決定するものとする。

エ 「心肺機能の中等度の障害」とは、換気指数が40以上60未満のものを、「心肺機能の軽度の障害」とは、換気指数が60以上80未満のものを、「心肺機能の軽微な障害」とは、換気指数が80以上のもの

をいう。

オ じん肺による障害に係る障害等級決定の時期は、次による。

(ア) じん肺に活動性結核を伴わない者にあつては、その症状が1年を通じて次の各号に該当しており、かつ、引き続き6か月を通じて経過観察を行つても、なお、その症状に変化が認められないとき。

a 心肺機能検査を各季節1回以上行い、心肺機能の障害が中等度以下であること。

b 呼吸困難度が常にⅡ度以下であること。

c ぜん息様症状を伴わないこと。

(イ) じん肺に活動性結核を伴うもので、十分な療養の結果、更に療養を続ける必要がなくなつたと判断されるものにあつては、引き続き1年以上経過を観察しても結核が再発する徴候が認められないとき。

(3) 腹部臓器の障害

腹部臓器の障害に係る障害等級の決定は、次による。

ア 腹部臓器の障害に係る障害等級の決定は、上記(1)におけると同様の基準により行うものとする。

イ 腹部臓器の障害については、ひ臓又は1側のじん臓亡失以外の障害にあつては、各器官相互に密接な関連性があるので、1の検査結果のみにより判断することなく、関連する諸検査を行い、その障害の程度に応じて障害等級を決定するものとする。ただし、ひ臓又は1側のじん臓亡失の場合であつても、その影響が特に大きいときは、その影響についても評価するものとする。

(例) 他側のじん臓に原因のいかんにかかわらず、じん炎を有していた場合に、健側のじん臓を摘出したことによつて全身疲労、頭痛等、身体に及ぼす影響が大きく、軽労働以外には服することができないと認められるときは、第8級とせず、第7級と決定する。

ウ 腹部臓器の障害の検査は、エックス線透視及び撮影、内視鏡検査、消化液検査、尿検査、ふん便検査、肝・膵・じん臓等の機能検査

、血液検査等によるものとする。

なお、腹部臓器については、胸部臓器の場合と同様治ゆ後の症状が増悪する可能性が多く、再発しやすいことを考慮して、その検査記録を残しておくものとする。

(4) 泌尿器の障害

泌尿器の障害に係る障害等級の決定は、次による。

ア じん臓の障害

(ア) 「尿路変更術を余儀なくされたため、じん瘦、じん盂瘦、尿管皮膚吻合、尿管腸吻合を残したまま治ゆとすべき状態になったもの」は、第7級とする。

(イ) 「明らかに受傷に原因する慢性じん盂じん炎、水じん症」は、第7級とする。

(ウ) 「1側のじん臓を亡失したもの」は、第8級とする。

(エ) 「療養の最終段階として、尿道瘦又は膀胱瘦孔を残したもの（数回にわたる手術にかかわらず、なお瘦孔を残し、根治のためには、ある一定の期間経過後に再び手術が必要であると認められる場合であつても、この状態において治ゆとしたものを含む。）」は、第11級とする。

(オ) 「膀胱括約筋の変化によることが明らかな尿失禁」は、第11級とする。

イ 膀胱の障害

(ア) 「膀胱の完全な機能廃絶」は、第3級とする。

(イ) 「萎縮膀胱（容量50cc以下）」は、第7級とする。

(ウ) 「常時尿漏を伴う軽度の膀胱機能不全又は膀胱けいれんによる持続性の排尿痛」は、第11級とする。

ウ 尿道狭さくの障害

(ア) 「『シヤリエ式』尿道ブジー第20番（ネラトンカテーテル第11号に相当する。）が辛うじて通り、ときどき拡張術を行う必要があるもの」は、準用等級第14級とする。

(イ) 「糸状ブジーを必要とするもの」は、第11級とする。

(ウ) 尿道狭さくのため、じん機能に障害をきたすものは、じん臓の障害により障害等級を決定するものとする。

エ 生殖器の障害

(ア) 「生殖能力に著しい制限のあるものであつて、性交不能をきたすようなもの」は、第9級とする。

(例) 陰茎の大部分の欠損、^{はんこん}癬痕による膣口狭さく等

(イ) 「1側のこう丸の欠損又は欠損に準ずべき程度の萎縮」は、準用等級第11級とする。ただし、1側の単なる腫大は、障害補償の対象として取り扱わないものとする。

(ウ) 陰萎が他の障害に伴つて生ずる場合には、原則として、当該他の障害の等級により決定するものとする。

(エ) 「軽い尿道狭さく、陰茎の^{はんこん}癬痕若しくは硬結等による陰萎があるもの又は明らかに支配神経に変化が認められるもの」は、第14級とする。ただし、医学的に陰萎を立証することが困難なものは、障害補償の対象として取り扱わないものとする。

VIII 体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部）

ア せき柱の障害（系列区分16）

(ア) 変形障害

第6級第5号 せき柱に著しい変形を残すもの

第11級第7号 せき柱に変形を残すもの

(イ) 運動障害

第6級第5号 せき柱に著しい運動障害を残すもの

第8級第2号 せき柱に運動障害を残すもの

イ その他の体幹骨の障害（変形障害）（系列区分17）（第10次改正・一部）

第12級第5号 鎖骨、胸骨、ろつ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著し

い変形を残すもの

- (2) せき柱の障害の評価及び測定については、以下によるほか、別添「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。（第5次改正・一部、第10次改正・一部）

2 障害等級決定の基準

(1) せき柱の障害

せき柱のうち、頸椎（頸部）と胸腰椎（胸腰部）とでは、主たる機能が異なっていることから、障害等級の決定に当たっては、原則として頸椎と胸腰椎は異なる部位として取り扱い、それぞれの部位ごとに等級を決定するものとする。（第10次改正・追加）

ア 変形障害

- (ア) 「せき柱」とは、頸椎、胸椎及び腰椎の総称をいう。（第10次改正・一部）

- (イ) せき柱の変形障害については、「せき柱に著しい変形を残すもの」及び「せき柱に変形を残すもの」に、新たに第8級に準ずる障害として取り扱う「せき柱に中程度の変形を残すもの」を加え、3段階で等級を決定するものとする。（第10次改正・追加）

- (ウ) 「せき柱に著しい変形を残すもの」及び「せき柱に中程度の変形を残すもの」は、せき柱の後彎^{わん}の程度（せき椎圧迫骨折、脱臼等（以下「せき椎圧迫骨折等」という。）により減少した前方椎体高と当該椎体の後方椎体高の高さを比較することにより判定する。）、側彎^{わん}の程度（コブ法による側彎^{わん}度で判定する。）等により等級を決定するものとする。なお、後彎^{わん}又は側彎^{わん}が頸椎から胸腰部にまたがって生じている場合には、前記にかかわらず、後彎^{わん}については、前方椎体高が減少したすべてのせき椎の前方椎体高の減少の程度により、また、側彎^{わん}については、その全体の角度により判定するものとする。（第10次改正・追加）

- (エ) 「せき柱に著しい変形を残すもの」とは、エックス線写真、CT画像又はMRI画像（以下「エックス線写真等」という。）により、せき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・一部）

- a せき椎圧迫骨折等により2個以上の椎体の前方椎体高が著しく減少（減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さ以上であるものをいう。）し、後彎^{わん}が生じているもの
 - b せき椎圧迫骨折等により1個以上の椎体の前方椎体高が減少（減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さの2分の1以上であるものをいう。）し、後彎^{わん}が生ずるとともに、コブ法による側彎^{わん}度が50度以上となっているもの
- (オ) 「せき柱に中程度の変形を残すもの」とは、エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・追加）
- a 上記(エ)のbに該当する後彎^{わん}が生じているもの
 - b コブ法による側彎^{わん}度が50度以上となっているもの
 - c 環椎又は軸椎の変形・固定（環椎と軸椎との固定術が行われた場合を含む。）により、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した回旋位が60度以上となっているもの
 - (b) 軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）測定した屈曲位が50度以上又は伸展位が60度以上となっているもの
 - (c) 屈曲位となっており、エックス線写真等により、矯正位の頭蓋底部の両端を結んだ線と軸椎下面との平行線が交わる角度30度以上の斜位となっていることが確認できるもの
- (カ) 「せき柱に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第5次改正・一部、第10次改正・一部）
- a エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等が確認できるもの
 - b せき椎固定術が行われたもの（移植した骨がいずれかのせき椎に吸収されたものを除く。）
 - c 3個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの

イ 運動障害

(ア) エックス線写真等では、せき椎圧迫骨折等又はせき椎固定術が認められず、また、項背腰部軟部組織の器質的変化も認められず、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局部の神経症状として等級を決定するものとする。（第10次改正・一部）

(注) 「軟部組織」とは、皮膚、筋肉、腱、血管等の組織をいい、せき柱を構成する椎間板は、軟部組織には当たらない。

(イ) 「せき柱に著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかにより頸部及び胸腰部が強直したものをいう。（第10次改正・一部）

a エックス線写真等により頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎圧迫骨折等が確認できるもの

b 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎固定術が行われたもの

c 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの

(ウ) 「せき柱に運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第5次改正・一部、第10次改正・一部）

a 次のいずれかにより、頸部又は胸腰部の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限されているものをいう。

(a) エックス線写真等により頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等が確認できるもの

(b) 頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの

(c) 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの

b 頭蓋と上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたもの

(2) その他の体幹骨の障害（変形障害）

ア 「鎖骨、胸骨、ろつ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、裸体となつたとき、変形（欠損を含む。）が明らかにわかる程度のもをいう。したがって、その変形がエックス線写真等によつて、初めて発見し得る程度のもは、これに該当しないものとする。

（第10次改正・一部）

イ ろつ骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろつ骨全体を一括して一つの障害として取り扱うものとし、ろく軟骨についても、ろつ骨に準じて取り扱うものとする。

また、骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除くものとする。（第10次改正・一部）

3 併合等の取扱い

(1) 併合

せき柱及びその他の体幹骨の障害で、次に掲げる系列を異にする2以上の障害を残した場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮がある場合は、原則として、これらのうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

（第10次改正・一部）

ア せき柱の変形障害又は運動障害とその他の体幹骨の変形とを残した場合

イ 骨盤骨の高度の変形（転位）によつて股関節の運動障害（例えば、中心性脱臼）が生じた場合

ウ 鎖骨の著しい変形と肩関節の運動障害とを残した場合

(2) 準用

ア せき柱の頸部及び胸腰部のそれぞれに障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。（第10次改正・全部）

（例1） 頸椎（環軸椎）が60度回旋位（準用等級第8級）で、胸腰椎にせき椎固定術が行われた（第11級第7号）場合は、準用等級第7級とする。

（例2） 頸部の運動可能領域が参考運動の運動可能領域の2分の1以下に制限され、胸腰椎にコブ法による側彎^{わん}度が50度以上の側彎^{わん}又は準用等級第8級の後彎^{わん}を残す場合は、併合の方法を用いると第6級となるが、第6級には達しないので準用等級第7級とする。

（例3） 頸部及び胸腰部の運動可能領域がそれぞれ参考運動の運動可能領域の2分の1以下に制限された場合についても、併合の方法を用いると第6級となるが、第6級には達しないので、準用等級第7級とする。

（例4） 頸部の運動可能領域が参考運動の運動可能領域の2分の1以下に制限され、胸腰部に第6級第5号に該当する後彎^{わん}を残

す場合は、準用等級第6級とする。

なお、頸椎及び胸腰椎にまたがる準用等級第8級の側彎^{わん}又は後彎^{わん}を残し、さらに頸部又は胸腰部に第8級又は第11級の障害を残す場合は、準用等級第7級とする。

また、せき柱の頸部に複数の障害がある場合は、いずれか上位の等級で決定する。胸腰部に複数の障害がある場合も同様とする。

(例) 腰椎に圧迫骨折による変形を残す(第11級第7号)とともに腰部の運動可能領域が参考運動の運動可能領域の2分の1以下に制限された(第8級第2号)場合は、第8級第2号とする。

イ その他の体幹骨の2以上の骨にそれぞれ著しい変形を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を決定するものとする。

(例) 鎖骨と肩こう骨のそれぞれに著しい変形障害を残した場合は、準用等級第11級とする。

ウ 荷重機能の障害については、その原因が明らかに認められる場合であって、そのために頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第6級、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは準用等級第8級とする。(第10次改正・一部、旧ア繰下)

(注) 荷重機能の障害の原因が明らかに認められる場合とは、せき椎圧迫骨折・脱臼、せき柱を支える筋肉の麻痺又は項背腰部軟部組織の明らかな器質的变化を残し、それらがエックス線写真等により認められるものをいう。

(3) 加重

せき柱について障害の程度を加重した場合は、その限度で障害補償を行うものとする。(第10次改正・追加)

(例) 胸腰椎にせき椎圧迫骨折等圧迫骨折を残していた(第11級第7号)者が、さらに頸椎のせき椎圧迫骨折等固定術を行った(第11級第7号)もの

(4) その他(第10次改正・追加)

せき髄損傷の場合のように重い神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に決定するものとし、また、

圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により決定するものとする。

(平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用)

Ⅷ 体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害について、法別表に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部）

ア せき柱の障害（系列区分16）

(ア) 変形障害

第6級第5号 せき柱に著しい変形を残すもの

第11級第7号 せき柱に変形を残すもの

(イ) 運動障害

第6級第5号 せき柱に著しい運動障害を残すもの

第8級第2号 せき柱に運動障害を残すもの

イ その他の体幹骨の障害（変形障害）（系列区分17）

第12級第5号 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

(2) せき柱の運動機能の測定は、別添「労災保険における関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。（第5次改正・一部）

2 障害等級決定の基準

(1) せき柱の障害

ア 変形障害

(ア) 「せき柱」とは、頸椎、胸椎、腰椎、仙骨及び尾骨の総称をいう。

(イ) 「せき柱の著しい変形」とは、エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折又は脱臼等に基づく強度の亀背、側彎^{わん}等が認められ、衣服を着用していても、その変形が外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいう。

(ウ) 「せき柱の変形」とは、エックス線写真上明らかなせき椎圧迫

骨折若しくは脱臼が認められるもの、せき椎固定術後の運動可能領域の制限が参考可動域（別添「労災保険における関節可動域の測定要領」に定める参考可動域をいう。以下同じ。）の2分の1程度に達しないもの又は3個以上の椎弓切除術を受けたものをいう。（第5次改正・一部）

イ 運動障害

(ア) せき柱の運動障害は、せき柱を構成する各部分のうち、運動障害の最も高度な部分の運動障害により等級を決定するものとする。

(イ) エックス線写真上では、せき椎骨の融合又は固定等のせき椎強直の所見がなく、また、軟部組織の器質的病変の所見もなく、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局部の神経症状として等級を決定するものとする。

(ウ) 「せき柱に著しい運動障害を残すもの」とは、広範なせき椎圧迫骨折若しくはせき椎固定術等に基づくせき柱の強直又は背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限されるものをいう。（第5次改正・一部）

(エ) 「せき柱に運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折若しくは脱臼が認められ、又はせき椎固定術等に基づくせき柱の強直があるため、あるいは背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が参考可動域の4分の3以下に制限されるもの（第5次改正・一部）

b 頭蓋と上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたもの

(2) その他の体幹骨の障害（変形障害）

ア 「鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、裸体となつたとき、変形（欠損を含む。）が明らかにわかる程度のものをいう。したがって、その変形がエックス線写真等によつて、はじめて発見し得る程度のものは、これに該当しない

ものとする。

イ ろく骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろく骨全体を一括して一つの障害として取り扱うものとする。

また、ろく軟骨についても、ろく骨に準じて取り扱うものとする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

ア せき柱及びその他の体幹骨の障害で、次に掲げる系列を異にする2以上の障害を残した場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、せき柱に変形と運動障害とを残した場合及び骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮がある場合は、原則として、これらのうち、いずれか上位の等級により決定するものとする。

(ア) せき柱の変形障害又は運動障害とその他の体幹骨の変形とを残した場合

(イ) 骨盤骨の高度の変形（転位）によつて股関節の運動障害（例えば、中心性脱臼）が生じた場合

(ウ) 鎖骨の著しい変形と肩関節の運動障害とを残した場合

イ せき柱の変形又はせき柱の運動障害で、せき髄又は神経の麻痺を伴う場合は、併合して等級を決定するものとする。

ただし、せき髄損傷の場合のように重い神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に決定するものとし、また、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により決定するものとする。

(2) 準用

ア 荷重機能の障害については、常時コルセット等の装具を用いても起居に困難を感じずる程度の著しい荷重機能障害を残したものは、準用等級第6級とし、その程度には至らないが、常時コルセット等の装具を必要とする程度の荷重機能障害を残したものは、準用等級第

8級とする。

イ その他の体幹骨の2以上の骨にそれぞれ著しい変形を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を決定するものとする。

(例) 鎖骨と肩こう骨のそれぞれに著しい変形障害を残した場合は、準用等級第11級とする。

IX 上肢（上肢及び手指）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 上肢（上肢及び手指）の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部、第10次改正・一部、第11次改正・一部）

ア 上肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分18・21）（第10次改正・一部）

第1級第5号 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

第2級第5号 両上肢を手関節以上で失ったもの

第4級第4号 1上肢をひじ関節以上で失ったもの

第5級第4号 1上肢を手関節以上で失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分18・21）

第1級第6号 両上肢の用を全廃したもの

第5級第6号 1上肢の用を全廃したもの

第6級第6号 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの

第8級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの

第10級第10号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

第12級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害（系列区分19・22）（第10次改正・一部）

第7級第9号 1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの

第8級第8号 1上肢に偽関節を残すもの

第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

イ 手指の障害

(ア) 欠損障害（系列区分24・25）（第10次改正・一部）

第3級第5号 両手の手指の全部を失ったもの

第6級第8号 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの

第7級第6号 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの

第8級第3号 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの

第9級第12号 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの

第11級第8号 1手の示指、中指又は環指を失ったもの

第12級第9号 1手の小指を失ったもの

第13級第8号 1手の母指の指骨の一部を失ったもの

第14級第6号 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分24・25）（第10次改正・一部）

第4級第6号 両手の手指の全部の用を廃したもの

第7級第7号 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの

第8級第4号 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの

第9級第13号 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの

第10級第7号 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの

第12級第10号 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの

第13級第7号 1手の小指の用を廃したもの

第14級第7号 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの

- (2) 上肢及び手指の障害の評価及び測定については、以下によるほか、別添「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。（第5次改正・一部、第10次改正・一部）

2 障害等級決定の基準

(1) 上肢の障害

ア 欠損障害

(ア) 「上肢をひじ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 肩関節において、肩こう骨と上腕骨とを離断したもの
- b 肩関節とひじ関節との間において、上腕を切断したもの
- c ひじ関節において、上腕骨と前腕骨（橈骨及び尺骨）とを離断したもの

(イ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・一部）

- a ひじ関節と手関節との間において、前腕を切断したもの
- b 手関節において、前腕骨と手根骨とを離断したもの

イ 機能障害

(ア) 「上肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節及び手関節）の全部が強直し、かつ、同一上肢の手指の全部の用を廃したものをいい、上腕神経叢の完全麻痺も含まれるものとする。（第10次改正・一部）

(イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・一部）

- a 関節（肩関節にあつては、肩甲上腕関節がゆ合し骨性強直していることがエックス線写真により確認できるものを含む。）が強直したもの
- b 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの
- c 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その関節の運動可能領域が健側の運動可能領域（それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同じ。）の2分の1以下に制限されるもの

(ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの

b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、上記(イ)の

c 以外のもの (第10次改正・追加)

(エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。

(オ) 骨折部にキynchャーを装着し、又は金属釘を用いたため、それが機能障害の原因となる場合は、当該キynchャー等の除去を待つて等級を決定するものとする。

なお、当該キynchャー等が、機能障害の原因とならない場合は、創面が治ゆした時期をもつて「治った」ときとする。

また、廃用性の機能障害 (例えば、ギプスによつて患部を固定していたために、治ゆ後に関節に機能障害を残したもの) については、将来における障害の程度の軽減を考慮して等級の決定を行うものとする。(第11次改正・一部)

ウ 変形障害

(ア) 「1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。(第10次改正・一部)

a 上腕骨の骨幹部又は骨幹部端部 (以下「骨幹部等」という。) にゆ合不全を残したもの

b 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残したもの

(イ) 「1上肢に偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(第10次改正・全部)

a 上腕骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもので、上記(ア)の a 以外のもの

b 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残したもので、上記(ア)の b 以外のもの

c 橈骨又は尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残したも

ので、時々硬性補装具を必要とするもの

- (ウ) 上肢の「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう（なお、長管骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、例え、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないものとする。）。

なお、同一の長管骨に次の a から f の障害を複数残す場合であっても、これらを併合して準用等級を定めることはしないものとする。

（第10次改正・一部）

- a 次のいずれかに該当する場合であつて、外部から想見できる程度（15度以上屈曲して不正ゆ合したもの）以上のもの
- (a) 上腕骨に変形を残した場合
 - (b) 橈骨及び尺骨の両方に変形を残した場合（橈骨又は尺骨のいずれか一方のみの変形であつても、その程度が著しい場合には、これに該当するものとする。）
- b 上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部にゆ合不全を残したもの
- c 橈骨又は尺骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもので、硬性補装具を必要としないもの
- d 上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部のほとんどを欠損したもの
- e 上腕骨（骨端部を除く）の直径が3分の2以下に、又は橈骨若しくは尺骨（それぞれの骨端部を除く）の直径が2分の1以下に減少したもの
- f 上腕骨が50度以上外旋又は内旋変形ゆ合しているもの（エックス線写真等により上腕骨骨幹部の骨折部に回旋変形ゆ合が明らかに認められ、かつ、外旋変形ゆ合にあつては肩関節の内旋が50度を超えて可動できないこと、内旋変形ゆ合にあつては肩関節の外旋が10度を超えて可動できないことが確認できるもの）

(2) 手指の障害

ア 欠損障害

- (ア) 「手指を失つたもの」とは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいい、次のものが該当する。

- a 手指を中手骨又は基節骨で切断したもの

b 近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）において、基節骨と中節骨とを離断したもの

(イ) 「指骨の一部を失つたもの」とは、1 指骨の一部を失っている（遊離骨片の状態を含む）ことがエックス線写真等により確認できるものをいう（下記イの(ア)に該当するものを除く。）。（第10次改正・一部）

イ 機能障害

(ア) 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・一部）

a 手指の末節骨の長さの2分の1以上を失つたもの

b 中手指節関節又は近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されたものをいう。母指については、橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の2分の1以下に制限されたものを含む。）を残したもの

c 手指の末節の指腹部及び側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの（当該部位を支配する感覚神経が損傷し、筋電計を用いた感覚神経伝導速度検査で感覚神経活動電位が検出されない場合に限る。）

(イ) 「手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・一部）

a 遠位指節間関節が強直したもの

b 屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであつて、自動で屈伸ができないもの又はこれに近い状態にあるもの

3 併合等の取扱い

(1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従つて等級を決定するものとする。

なお、上腕骨又は前腕骨（橈骨、尺骨）の骨折によつて骨折部に偽関節又は変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級相当）を残した場合又は上腕骨、橈骨若しくは尺骨に変形を残すとともに、上肢の1関節

に著しい機能障害を残した場合には、いずれか上位の等級によるものとする。（第10次改正・一部）

ア 上肢の障害

(ア) 両上肢に器質的障害（両上肢の亡失を除く。）を残した場合

(例1) 「右上肢に偽関節を残し」（第8級第8号）、かつ、「左上肢を手関節以上で失った」（第5級第4号）場合は、併合等級第3級とする。（第10次改正・一部）

(例2) 「右上肢をひじ関節以上で失い」（第4級第4号）、かつ、「左上肢を手関節以上で失った」（第5級第4号）場合は、併合すると第1級となるが、当該障害は、「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」（第1級第6号）の程度には達しないので、併合等級第2級とする。（第10次改正・一部）

(イ) 1上肢の器質的障害及び他の上肢の機能障害を残した場合

(例) 「右上肢を手関節以上で失い」（第5級第4号）、かつ、「左上肢の1関節の用を廃した」（第8級第6号）場合は、併合等級第3級とする。（第10次改正・一部）

(ウ) 両上肢に機能障害（両上肢の全廃を除く。）を残した場合

(例) 「右上肢を全廃し」（第5級第6号）、かつ、「左上肢に1関節の著しい機能障害を残した」（第10級第10号）場合は、併合等級第4級とする。

(エ) 同一上肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」（第5級第4号）、かつ、「同上肢の上腕骨に偽関節を残した」（第7級第9号）場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」（第4級第4号）の程度には達しないので、併合等級第5級とする。（第10次改正・一部）

(オ) 同一上肢に機能障害及び変形障害を残した場合

(例) 同一上肢に、「手関節の機能障害を残し」（第12級第6号）、かつ、「上腕骨の変形を残した」（第12級第8号）場合は、併合等級第11級とする。（第10次改正・一部）

(カ) 1上肢に変形障害及び機能障害を残すとともに他の上肢等にも

障害を残した場合

(例) 右上肢に「上腕骨の変形（第12級第8号）と手関節の著しい機能障害（第10級第10号）を残し」、かつ、左上肢を「手関節以上で失った」（第5級第4号）場合は、まず、右上肢の変形障害と機能障害とを併合の方法を用いて準用等級第9級とし、これと左上肢の欠損障害とを併合して併合等級第4級とする。

（第10次改正・一部）

イ 手指の障害

(ア) 1手の手指の欠損障害及び他手の手指の欠損障害（両手の手指の全部を失ったものを除く。）を残した場合

(例) 「右手の母指及び示指を失い」（第8級第3号）、かつ、「左手の環指を失った」（第11級第8号）場合は、併合等級第7級とする。（第10次改正・一部）

(イ) 1手の手指の機能障害及び他手の手指の機能障害（両手の手指の全廃を除く。）を残した場合

(例) 「右手の母指の用を廃し」（第10級第7号）、かつ、「左手の示指の用を廃した」（第12級第10号）場合は、併合等級第9級とする。（第10次改正・一部）

(ウ) 1手の手指の欠損障害及び他手の手指の機能障害を残した場合

(例) 「右手の5の手指を失い」（第6級第8号）、かつ、「左手の5の手指の用を廃した」（第7級第7号）場合は、併合等級第4級とする。

(2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもつて決定するものとする。

ア 上肢の障害

(ア) 同一上肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1上肢の上腕骨の骨幹部にゆ合不全を残し、常に硬性補装具を必要とし」（第7級第9号）、かつ、「同上肢の橈骨及び尺骨に変形を残した」（第12級第8号）場合は、準用等

級第6級とする。(第10次改正・一部)

(イ) 同一上肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)、かつ、「同上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃した」(第6級第6号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第5級とする。
なお、手関節以上の亡失又はひじ関節以上の亡失と関節の機能障害とを残した場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については準用等級第5級、後者については準用等級第4級とする。(第10次改正・一部)

(例1) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)、かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号)は、準用等級第5級とする。(第10次改正・追加)

(例2) 「1上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号)、かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号)は、準用等級第4級とする。

(ウ) 同一上肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号)、かつ、「同上肢のひじ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号)場合は、準用等級第9級とする。(第10次改正・一部)

(例2) 「1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号)、かつ、「同上肢の手関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1上肢の用を廃したもの」(第5級第6号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。(第10次改正・一部)

なお、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したものは、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1上肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したものは、障害

の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(エ) 1 上肢の3大関節の機能障害及び同一上肢の手指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1 上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号)、かつ、「同一上肢の母指の用を廃す」(第10級第7号)とともに「中指を失った」(第11級第8号)場合は、手指について併合の方法を用いて準用等級第9級を定め、さらに、これと手関節の機能障害について併合の方法を用いて準用等級第8級とする。(第10次改正・一部)

(例2) 「1 上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号)、かつ、「同一上肢の母指及び示指の用を廃した」(第9級第13号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1 上肢の用を全廃したもの」(第5級第6号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。(第10次改正・一部)

イ 手指の障害

1 手の手指に欠損障害を残すとともに同一手の他の手指に機能障害を残した場合

(例1) 「1 手の小指を失い」(第12級第9号)、かつ、「同一手の母指の用を廃した」(第10級第7号)場合は、準用等級第9級とする。(第10次改正・一部)

(例2) 「1 手の小指を失い」(第12級第9号)、かつ、「同一手の環指の用を廃した」(第12級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第11級となるが、「1 手の母指以外の2の手指の用を廃したもの」(第10級第7号)よりは重く、「1 手の母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号)には達しないので、その直近上位の準用等級第10級とする。(第10次改正・追加)

ウ 次に掲げる場合にあつては、他の障害の等級を準用するものとする。

(第10次改正・追加)

(ア) 前腕の回内・回外については、患側の運動可能領域が健側の運動

可能領域の4分の1以下に制限されているものは準用等級第10級、患側の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されているものは準用等級第12級とする。

なお、回内・回外の運動可能領域の制限と同一上肢の関節の機能障害を残した場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、手関節部又はひじ関節部の骨折等により、手関節又はひじ関節の機能障害と回内・回外の運動可能領域の制限を残す場合は、いずれか上位の等級で決定するものとする。（第10次改正・追加）

(イ) 上肢の「動揺関節」については、他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によつて等級を決定するものとする。（第10次改正・一部、旧(1)-イ-(カ)繰下）

a 常に硬性補装具を必要とするものは、「関節の機能に著しい障害を残すもの」に準ずるものとする。

b 時々硬性補装具を必要とするものは、「関節の機能に障害を残すもの」に準ずるものとする。

(ウ) 習慣性脱臼（先天性のものを除く。）は、「関節の機能に障害を残すもの」に準ずるものとする。（第10次改正・一部、旧(1)-イ-(キ)繰下）

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあつては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1上肢に障害を有していた者が、同一上肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1上肢を手関節以上で失っていた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失つた場合（第10次改正・一部）

(例2) 1上肢の手関節に機能障害を残していた者が、更に手関節の著しい機能障害を残した場合（第10次改正・一部）

(例3) 1上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢の上腕骨に偽関節を残した場合（第10次改正・一部）

(イ) 1上肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失つた場合（上記アの(ア)に該当する場合を除く。）

(例1) 1上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失つた場合

(例2) 1手の手指に欠損又は機能障害を有していた者が、更に同一上肢を手関節以上で失った場合(第10次改正・一部)

(ウ) 1手の手指に障害を有していた者が、更に同一手の同指又は他指に障害を加重した場合

(例1) 1手の小指の用を廃していた者が、更に同一手の中指の用を廃した場合

(例2) 1手の母指の指骨の一部を失っていた者が、更に同指を失った場合

イ 上肢又は手指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、施行規則第27条の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うものとする。

(ア) 1上肢に障害を残していた者が、新たに他の上肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合(両手指を含む。)において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他の上肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右上肢を手関節以上で失っていた」(第5級第4号、184日分の年金)者が、新たに「左上肢を手関節以上で失った」(第5級第4号)場合、現存する障害は、「両上肢を手関節以上で失ったもの」(第2級第5号、277日分の年金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、左上肢の障害のみが生じたものとみなして、第5級の184日分を支給する。(第1次改正・一部、第10次改正・一部)

なお、1上肢に障害を残していた者が、同一上肢(手指を含む。)の障害の程度を加重するとともに他の上肢にも障害を残した場合において、組合せ等級に該当しないときは、上記の第1基本的事項の4の(6)のエの例による。

(イ) 1手の手指に障害を残していた者が、同一手の他指に新たな障害を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の示指を亡失していた」(第11級第8号、223日分の一時金)者が、新たに「同一手の環指を亡失した」(第11級第8号、223日分の一時金)場合、現存する障害は、「母指以外の2的手指を失ったもの」(第9級第12号、391日分の一時金)に該当するが、この場合の障害補償の額は、同一手の環指の障害のみが生じたものとみなして、第11級の223日分を支給する。(第10次改正・一部)

(ウ) 1手の複数の手指に障害を残していた者が、新たにその一部的手指について障害を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、その一部的手指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の中指、環指及び小指を用廃していた」(第9級第13号、391日分の一時金)者が、新たに「同一手の小指を亡失した」(第12級第9号、156日分の一時金)場合、現存する障害も第9級に該当するものであるが、この場合の障害補償の額は、同一手の小指の欠損の障害のみが生じたものとみなして、小指の亡失分(第12級第9号、156日分の一時金)から同指の用廃分(第13級第7号、101日分の一時金)を差し引いた55日分を支給する。(第10次改正・一部、第11次改正・一部)

(4) その他

ア 母指延長術(血管、神経付遊離植皮を伴う造指術を含む)を行った場合にあっては、術後の母指は切断時に比べて延長されることとなるが、その後遺障害については、原則として、「1手の母指を失ったもの」(第9級第12号)として取り扱うものとする。

ただし、術後の母指の延長の程度が、健側の母指と比べて明らかに指節間関節を超えていると認められる場合には、「1手の母指の用を廃したもの」(第10級第7号)とする。(第10次改正・一部)

イ 手指又は足指の移植により母指の機能再建化手術を行った場合にあっては、術後の母指に残存する機能障害と当該手術により失うこととなった手又は足の指の欠損障害とを同一災害により生じた障害として取り扱い、これらを、他の上肢の手指の場合には併合して等級を決定

し、同一上肢の手指の場合には併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。（第10次改正・追加）

（平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

IX 上肢（上肢及び手指）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 上肢（上肢及び手指）の障害について、法別表に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部）

ア 上肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分18・21）

第1級第5号 両上肢をひじ関節以上で失つたもの

第2級第5号 両上肢を腕関節以上で失つたもの（第1次改正・一部）

第4級第4号 1上肢をひじ関節以上で失つたもの

第5級第4号 1上肢を腕関節以上で失つたもの

(イ) 機能障害（系列区分18・21）

第1級第6号 両上肢の用を全廃したもの

第5級第6号 1上肢の用を全廃したもの

第6級第6号 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの

第8級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの

第10級第10号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

第12級第6号 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害（系列区分19・22）

第7級第9号 1上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

第8級第8号 1上肢に仮関節を残すもの

第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

イ 手指の障害

(ア) 欠損障害（系列区分24・25）

第3級第5号	両手の手指の全部を失ったもの
第6級第8号	1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの
第7級第6号	1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの
第8級第3号	1手の母指を含み2の手指を失ったもの
第9級第12号	1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの
第10級第6号	1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの
第11級第8号	1手の中指又は薬指を失ったもの
第13級第5号	1手の小指を失ったもの
第13級第6号	1手の母指の指骨の一部を失ったもの
第13級第7号	1手の示指の指骨の一部を失ったもの
第14級第7号	1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分24・25）

第4級第6号	両手の手指の全部の用を廃したもの
第7級第7号	1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの
第8級第4号	1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの
第9級第13号	1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの
第10級第7号	1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの
第11級第9号	1手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの
第12級第9号	1手の中指又は薬指の用を廃したもの

第13級第8号 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの

第14級第6号 1手の小指の用を廃したもの

第14級第8号 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの

(2) 上肢及び手指の機能測定は、別添「労災保険における関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。(第5次改正・一部)

2 障害等級決定の基準

(1) 上肢の障害

ア 欠損障害

(ア) 「上肢をひじ関節以上で失つたもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 肩関節において、肩こう骨と上腕骨とを離断したもの

b 肩関節とひじ関節との間において、上腕を切断したもの

c ひじ関節において、上腕骨と前腕骨（橈骨及び尺骨）とを離断したもの

(イ) 「上肢を腕関節以上で失つたもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a ひじ関節と腕関節との間において、前腕を切断したもの

b 腕関節において、前腕骨と手根骨とを離断したもの

イ 機能障害

(ア) 「上肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節及び腕関節）の全部の完全強直又はこれに近い状態（上腕神経叢麻痺を含む。）にあるものをいう。なお、これらの障害に加えて同一上肢の手指に障害を残した場合にあつても、これらを併合して準用等級を定めることはしないものとする。

(イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 関節の完全強直又はこれに近い状態にあるもの

b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの

(ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域（それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同じ。）の2分の1以下に制限されるものをいう。（第5次改正・一部）

(エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。

(オ) 骨折部にキynchャーを装着し、又は金属釘を用いたため、それが機能障害の原因となる場合は、当該キynchャー等の除去を待つて等級を決定するものとする。

なお、当該キynchャー等が、機能障害の原因とならない場合は、創面が治癒した時期をもつて「なおつた」ときとする。

また、廃用性の機能障害（例えば、ギプスによつて患部を固定していたために、治癒後に関節に機能障害を残したもの）については、将来における障害の程度の軽減を考慮して等級の決定を行うものとする。

(カ) 上肢の「動揺関節」については、他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によつて等級を決定するものとする。

a 労働に支障があり、固定装具の装着を常時必要とする程度のものは、「関節の機能に著しい障害を残すもの」とする。

b 労働に多少の支障はあつても、固定装具の装着を常時は必要としない程度のものは、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

(キ) 習慣性脱臼（先天性のものを除く。）は、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

ウ 変形障害

(ア) 「1上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 上腕骨に仮関節を残したもの

b 橈骨及び尺骨の両方に仮関節を残したもの

(イ) 「1 上肢に仮関節を残すもの」とは、橈骨又は尺骨のいずれか一方に仮関節を残したものをいう。

(ウ) 上肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものであつて、外部から想見できる程度以上のものをいい、長管骨の骨折部位が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱わないものとする。

a 上腕骨に変形を残したもの

b 橈骨及び尺骨の両方に変形を残したもの（橈骨又は尺骨のいずれか一方のみの変形であつても、その程度が著しい場合には、これに該当するものとする。）

(注) 仮関節は、医学的には一般に偽関節と呼称されている。

(2) 手指の障害

ア 欠損障害

(ア) 「手指を失つたもの」とは、母指にあつては指節間関節、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失つたものをいい、次のものが該当する。

a 手指を中手骨又は基節骨で切断したもの

b 近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）において、基節骨と中節骨とを離断したもの

(イ) 「指骨の一部を失つたもの」とは、1 指骨の一部を失つていことがエックス線写真において明らかであるもの又は遊離骨片が認められるものをいう。

ただし、その程度が手指の末節骨の長さの2分の1以上を失つたものは、手指の用を廃したものとする。

イ 機能障害

(ア) 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 手指の末節骨の長さの2分の1以上を失つたもの

b 中手指節関節又は近位指節間関節（母指にあつては、指節間

- 関節)に著しい運動障害(運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されたものをいう。)を残したもの
- (イ) 「手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- a 遠位指節間関節が完全強直又はこれに近い状態にあるもの
 - b 屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであつて、自動的屈伸が不能となつたもの
- (ウ) 母指の中手指節関節の運動(母指の対立及び指間の離開)制限については、指節間関節の運動障害と同様に取り扱うものとする。

3 併合等の取扱い

(1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従つて等級を決定するものとする。

なお、上腕骨又は前腕骨(橈骨、尺骨)の骨折によつて骨折部に仮関節又は変形を残すとともに、その部位に疼痛(第12級相当)を残した場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

ア 上肢の障害

- (ア) 両上肢に器質的障害(両上肢の亡失を除く。)を残した場合
- (例1) 「右上肢に仮関節を残し」(第8級第8号)、かつ、「左上肢を腕関節以上で失つた」(第5級第4号)場合は、併合等級第3級とする。
- (例2) 「右上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号)、かつ、「左上肢を腕関節以上で失つた」(第5級第4号)場合は、併合すると第1級となるが、当該障害は、「両上肢をひじ関節以上で失つたもの」(第1級第6号)の程度には達しないので、第2級とする。
- (イ) 1上肢の器質的障害及び他の上肢の機能障害を残した場合
- (例) 「右上肢を腕関節から失い」(第5級第4号)、かつ、「

左上肢の1関節の用を廃した」(第8級第6号)場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 両上肢に機能障害(両上肢の全廃を除く。)を残した場合

(例) 「右上肢を全廃し」(第5級第6号)、かつ、「左上肢に1関節の著しい機能障害を残した」(第10級第10号)場合は、併合等級第4級とする。

(エ) 同一上肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例) 「1上肢を腕関節以上で失い」(第5級第4号)、かつ、「同上肢の上腕骨に仮関節を残した」(第7級第9号)場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第4級第4号)の程度には達しないので、第5級とする。

(オ) 同一上肢に機能障害及び変形障害を残した場合

(例) 同一上肢に、「腕関節の機能障害を残し」(第12級第6号)、かつ、「上腕骨の変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第11級とする。

(カ) 1上肢に変形障害及び機能障害を残すとともに他の上肢等にも障害を残した場合

(例) 右上肢に「前腕骨の変形(第12級第8号)と腕関節の著しい機能障害(第10級第10号)を残し」、かつ、左上肢を「腕関節以上で失った」(第5級第4号)場合は、まず、右上肢の変形障害と機能障害とを併合の方法を用いて第9級とし、これと左上肢の欠損障害とを併合して併合等級第4級とする。

イ 手指の障害

(ア) 1手の手指の欠損障害及び他手の手指の欠損障害(両手の手指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例) 「右手の示指を失い」(第10級第6号)、かつ、「左手の薬指を失った」(第11級第8号)場合は、併合等級第9級とする。

(イ) 1 手の手指の機能障害及び他手の手指の機能障害（両手の手指の全廃を除く。）を残した場合

(例) 「右手の母指の用を廃し」（第10級第7号）、かつ、「左手の示指の用を廃した」（第11級第9号）場合は、併合等級第9級とする。

(ウ) 1 手の手指の欠損障害及び他手の手指の機能障害を残した場合

(例) 「右手の5の手指を失い」（第6級第8号）、かつ、「左手の5の手指の用を廃した」（第7級第7号）場合は、併合等級第4級とする。

(2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもつて決定するものとする。

ア 上肢の障害

(ア) 同一上肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1上肢の上腕骨に仮関節を残し」（第7級第9号）、かつ、「同上肢の橈骨及び尺骨に変形を残した」（第12級第8号）場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一上肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例) 「1上肢を腕関節以上で失い」（第5級第4号）、かつ、「同上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃した」（第6級第6号）場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1上肢をひじ関節以上で失ったもの」（第4級第4号）の程度には達しないので、その直近下位の第5級とする。

なお、腕関節以上の亡失又はひじ関節以上の亡失と関節の機能障害とを残した場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については準用等級第5級、後者については準用等級第4級とする。

(例) 「1 上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号)、かつ、「同上肢の肩関節の用を廃したもの」(第8級第6号)は、準用等級第4級とする。

(ウ) 同一上肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1 上肢の腕関節に機能障害を残し」(第12級第6号)、かつ、「同上肢のひじ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号)場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1 上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号)、かつ、「同上肢の腕関節に著しい機能障害を残した」(第10級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1 上肢の用を廃したもの」(第5級第6号)の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

なお、「1 上肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また、「1 上肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(エ) 1 上肢の3大関節の機能障害及び同一上肢の手指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1 上肢の腕関節に機能障害を残し」(第12級第6号)、かつ、「同一上肢の母指の用を廃した」(第10級第7号)場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1 上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し」(第6級第6号)、かつ、「同一上肢の母指及び示指を失った」(第7級第6号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1 上肢の用を全廃したもの」(第5級第6号)の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

イ 手指の障害

1 手の手指に欠損障害を残すとともに同一手の他の手指に機能障害を残した場合

(例) 「1 手の小指を失い」(第13級第5号)、かつ、「同一手の母指の用を廃した」(第10級第7号)場合は、準用等級第9級とする。

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあつては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1 上肢に障害を有していた者が、同一上肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1 上肢を腕関節以上で失っていた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例2) 1 上肢の腕関節に機能障害を残し、又はひじ関節の用を廃していた者が、更に腕関節の著しい機能障害を残し、又は腕関節及びひじ関節の用を廃した場合

(例3) 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢の上腕骨に仮関節を残した場合

(イ) 1 上肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合(上記アの(ア)に該当する場合を除く。)

(例1) 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を有していた者が、更に同一上肢をひじ関節以上で失った場合

(例2) 1 手の手指に欠損又は機能障害を有していた者が、更に同一上肢を腕関節以上で失った場合

(ウ) 1 手の手指に障害を有していた者が、更に同一手の同指又は他指に障害を加重した場合

(例1) 1 手の小指の用を廃していた者が、更に同一手の中指の用を廃した場合

(例2) 1 手の母指の指骨の一部を失っていた者が、更に同指を失った場合

イ 上肢又は手指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、施行規則第27条の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたもの

とみなして取り扱うものとする。

- (ア) 1 上肢に障害を残していた者が、新たに他の上肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合（両手指を含む。）において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他の上肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右上肢を腕関節以上で失っていた」（第5級第4号、184日分の年金）者が、新たに「左上肢を腕関節以上で失った」（第5級第4号）場合、現存する障害は、「両上肢を腕関節以上で失ったもの」（第2級第5号、277日分の年金）に該当するが、この場合の障害補償の額は、左上肢の障害のみが生じたものとみなして、第5級の184日分を支給する。
。（第1次改正・一部）

なお、1 上肢に障害を残していた者が、同一上肢（手指を含む。）の障害の程度を加重するとともに他の上肢にも障害を残した場合において、組合せ等級に該当しないときは、上記の第1 基本的事項の4の(6)のエの例による。

- (イ) 1 手の手指に障害を残していた者が、同一手の他指に新たな障害を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の示指を亡失していた」（第10級第6号、302日分の一時金）者が、新たに「同一手の薬指を亡失した」（第11級第8号、223日分の一時金）場合、現存する障害は、「示指を含み2の手指を失ったもの」（第9級第12号、391日分の一時金）に該当するが、この場合の障害補償の額は、同一手の薬指の障害のみが生じたものとみなして、第11級の223日分を支給する。

- (ウ) 1 手の複数の手指に障害を残していた者が、新たにその一部の手指について障害を加重した場合において、施行規則第27条の

規定により算定した障害補償の額が、その一部の手指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(例) 既に「右手の中指、薬指、小指を用廃していた」(第10級第7号、302日分の一時金)者が、新たに「同一手の小指を亡失した」(第13級第5号、101日分の一時金)場合、現存する障害も第10級第7号に該当するものであるが、この場合の障害補償の額は、同一手の小指の欠損の障害のみが生じたものとみなして、小指の亡失分(第13級第5号、101日分の一時金)から同指の用廃分(第14級第6号、56日分の一時金)を差し引いた45日分を支給する。

(4) その他

母指の造指術を行つた場合にあつては、当該母指の機能的障害と造指術により失つた指(示指又は薬指、母趾等)の器質的障害とを同一災害により生じた障害として取り扱い、これらを、他の上肢の手指の場合には併合して等級を決定し、同一上肢の手指の場合には併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。

X 下肢(下肢及び足指)の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 下肢(下肢及び足指)の障害について、施行規則別表第3に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。(第2次改正・一部、第11次改正・一部)

ア 下肢の障害

(ア) 欠損障害(系列区分26・30)

第1級第7号	両下肢をひざ関節以上で失つたもの
第2級第6号	両下肢を足関節以上で失つたもの
第4級第5号	1下肢をひざ関節以上で失つたもの
第4級第7号	両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第5級第5号	1下肢を足関節以上で失つたもの

第7級第8号 1足をリスフラン関節以上で失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分26・30）

第1級第8号 両下肢の用を全廃したもの

第5級第7号 1下肢の用を全廃したもの

第6級第7号 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの

第8級第7号 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの

第10級第11号 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

第12級第7号 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害（系列区分27・31）（第10次改正・一部）

第7級第10号 1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの

第8級第9号 1下肢に偽関節を残すもの

第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

(エ) 短縮障害（系列区分28・32）（第10次改正・一部、第11次改正・一部）

第8級第5号 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの

第10級第8号 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの

第13級第9号 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの

イ 足指の障害

(ア) 欠損障害（系列区分34・35）（第10次改正・一部、第11次改正・一部）

第5級第8号 両足の足指の全部を失ったもの

第8級第10号 1足の足指の全部を失ったもの

第9級第14号 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの

第10級第9号 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの

第12級第11号 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の

3の足指を失ったもの

第13級第10号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分34・35）（第10次改正・一部、第11次改正・一部）

第7級第11号 両足の足指の全部の用を廃したのもの

第9級第15号 1足の足指の全部の用を廃したのもの

第11級第9号 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したのもの

第12級第12号 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したのもの

第13級第11号 1足の第2の足指の用を廃したのもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したのもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したのもの

第14級第8号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したのもの

(2) 下肢及び足指の障害の評価及び測定については、以下によるほか、別添「労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。（第5次改正・一部、第10次改正・一部）

2 障害等級決定の基準

(1) 下肢の障害

ア 欠損障害

(ア) 「下肢をひざ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 股関節において、寛骨と大腿骨とを離断したもの

b 股関節とひざ関節との間において、切断したもの

c ひざ関節において、大腿骨と下腿骨とを離断したもの

(イ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・一部）

- a ひざ関節と足関節との間において、切断したもの
 - b 足関節において、脛骨及び腓骨と距骨とを離断したもの
- (ウ) 「足をリスフラン関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(第10次改正・一部)
- a 足根骨(踵骨、距骨、舟状骨、立方骨及び3個の楔状骨からなる。)において、切断したもの
 - b リスフラン関節において、中足骨と足根骨とを離断したもの

イ 機能障害

- (ア) 「下肢の用を全廃したもの」とは、3大関節(股関節、ひざ関節及び足関節)の全部が強直したものをいう。なお、これらの障害に加えて、同一下肢の足指全部が強直したのもこれに含まれるものとする。(第10次改正・一部)
- (イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(第10次改正・一部)
- a 関節が強直したもの
 - b 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの
 - c 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その運動可能領域(それが適当でない場合は、参考可動域による。以下同じ。)が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの
- (ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(第10次改正・一部)
- a 関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの
 - b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、上記(イ)のc以外のもの
- (エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。
- (オ) 「廃用性の機能障害」に係る治癒認定及び「キウンチャー等の除

去」に係る取扱いについては、上肢における場合と同様とする。

ウ 変形障害

(ア) 「偽関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。(第10次改正・一部)

- a 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもの
- b 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもの
- c 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもの

(イ) 「偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(第10次改正・全部)

- a 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもので、上記(ア)の a 以外のもの
- b 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもので、上記(ア)の b 以外のもの
- c 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもので、上記(ア)の c 以外のもの

(ウ) 下肢の「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう(なお、長管骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、例え、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないものとする。)

なお、同一の長管骨に次の a から e の障害を複数残す場合であっても、これらを併合して準用等級を定めることはしないものとする。

(第10次改正・一部)

- a 次のいずれかに該当する場合であつて、外部から想見できる程度(15度以上屈曲して不正ゆ合したもの)以上のもの
 - (a) 大腿骨に変形を残したもの
 - (b) 脛骨に変形を残したもの

なお、腓骨のみの変形であつても、その程度が著しい場合にあつては、「長管骨に変形を残すもの」とする。

- b 大腿骨若しくは脛骨の骨端部にゆ合不全を残したものの又は腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残したもの
- c 大腿骨又は脛骨の骨端部のほとんどを欠損したもの
- d 大腿骨又は脛骨（骨端部を除く）の直径が3分の2以下に減少したもの
- e 大腿骨が外旋45度以上又は内旋30度以上回旋変形ゆ合したものの（この場合の外旋45度以上又は内旋30度以上回旋変形ゆ合したものは、エックス線写真等により大腿骨の回旋変形ゆ合が明らかに認められ、かつ、外旋変形ゆ合にあつては股関節の内旋が0度を超えて可動できないこと、内旋変形ゆ合にあつては股関節の外旋が15度を超えて可動できないものをいう。）

エ 短縮障害

「下肢の短縮」については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを、健側の下肢と比較し、短縮した長さを算出するものとする。

(2) 足指の障害

ア 欠損障害

「足指を失つたもの」とは、その全部を失つたものをいう。したがつて、中足指節関節から失つたものがこれに該当する。

イ 機能障害

「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（第10次改正・一部）

- (ア) 第1の足指の末節骨の2分の1以上を失つたもの
- (イ) 第1の足指以外の足指の中節骨若しくは基節骨を切断したものの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したものの
- (ウ) 中足指節関節又は近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるものをいう。）を残したもの

3 併合等の取扱い

(1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。

ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従つて等級を決定するものとする。

ア 下肢の障害

(ア) 両下肢に器質的障害（両下肢の亡失を除く。）を残した場合

(例 1) 「両下肢に長管骨の変形を残した」（それぞれ第12級第8号）場合は、併合等級第11級とする。

(例 2) 「右下肢を3センチメートル以上短縮し」（第10級第8号）、かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」（第8級第5号）場合は、併合等級第7級とする。

(例 3) 「右下肢に偽関節を残し」（第8級第9号）、かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」（第8級第5号）場合は、併合等級第6級とする。（第10次改正・一部）

(イ) 両下肢の3大関節に機能障害（両下肢の全廃を除く。）を残した場合

(例 1) 「右下肢の足関節の用を廃し」（第8級第7号）、かつ、「左下肢のひざ関節の用を廃した」（第8級第7号）場合は、併合等級第6級とする。

(例 2) 「右下肢の用を廃し」（第5級第6号）、かつ、「左下肢のひざ関節及び足関節の用を廃した」（第6級第7号）場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 1下肢の3大関節の機能障害及び他の下肢の器質的障害を残した場合

(例 1) 「右下肢の足関節の用を廃し」（第8級第7号）、かつ、「左下肢をリスフラン関節以上で失つた」（第7級第8号）場合は、併合等級第5級とする。

(例 2) 「右下肢のひざ関節に著しい機能障害を残し」(第10級第11号)、かつ、「左下肢に偽関節を残した」(第8級第9号)場合は、併合等級第7級とする。(第10次改正・一部)

(例 3) 「右下肢の用を全廃し」(第5級第6号)、かつ、「左下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第4級とする。

(エ) 同一下肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例 1) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号)、かつ、「同下肢の長管骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第6級とする。

(例 2) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号)、かつ、「同下肢の脛骨に偽関節を残した」(第8級第9号)場合は、併合すると第5級となるが、当該障害は、「1下肢を足関節以上で失ったもの」(第5級第5号)の程度には達しないので、併合等級第6級とする。(第10次改正・一部)

(オ) 同一下肢に機能障害及び変形障害又は短縮障害を残した場合

(例 1) 「1下肢の足関節に機能障害を残し」(第12級第7号)、かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第11級とする。

(例 2) 「1下肢のひざ関節に機能障害を残し」(第12級第7号)、かつ、「同下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第9級とする。

(カ) 1下肢に器質的障害及び機能障害を残すとともに他の下肢等に障害を残した場合

(例) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号)、「同下肢を1センチメートル以上短縮し」(第13級第9号)、かつ、「左下肢を足関節で失った」(第5級第5号)場合は、まず、右下肢の機能障害と短縮障害とを併合の方法を用いて第7級とし、こ

れと左下肢の欠損障害とを併合して併合等級第3級とする。(第10次改正・一部、第11次改正・一部)

- (キ) 同一下肢に「踵骨骨折治ゆ後の疼痛」(第12級第13号)及び「足関節の機能障害」(第12級第7号)を残した場合は、併合等級第11級とする。(第10次改正・一部)

イ 足指の障害

- (ア) 1側の足指の欠損障害及び他足の足指の欠損障害(両足の足指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「左足の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「左足の第1及び第2の足指を失った」(第9級第14号)場合は、併合等級第8級とする。

- (イ) 1足の足指の機能障害及び他足の足指の機能障害(両足の足指の全廃を除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第12号)、かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第8級とする。(第10次改正・一部)

(例2) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第12号)、かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第9号)場合は、併合等級第10級とする。(第10次改正・一部)

- (ウ) 1足の足指の欠損障害及び他足の足指の機能障害を残した場合

(例1) 「右足の足指の全部を失い」(第8級第10号)、かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第9号)場

合は、併合等級第9級とする。(第10次改正・一部)

(2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもつて決定するものとする。

ア 下肢の障害

(ア) 同一下肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1下肢の大腿骨に偽関節を残し」(第7級第10号)、かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、準用等級第6級とする。(第10次改正・一部)

(イ) 同一下肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号)、かつ、「同下肢の股関節及びひざ関節の用を廃した」(第6級第6号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1下肢をひざ関節以上で失つたもの」(第4級第5号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第5級とする。(第10次改正・一部)

(例2) 「1下肢をひざ関節以上で失い」(第4級第5号)、かつ、「同下肢の股関節の用を廃した」(第8級第7号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第2級となるが、1下肢の最上位の等級(第4級第5号)を超えることとなり、障害の序列を乱すので、準用等級第4級とする。(第10次改正・一部)

(例3) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号)、かつ、「同下肢の足関節の用を廃した」(第8級第7号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢を足関節以上で失つたもの」(第5級第5号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。(第10次改正・一部)

なお、足関節以上の亡失又はひざ関節以上の亡失と関節の機能障害とを残した場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については準用等級第5級、後者については準用等級第4級とする。(第10次改正・一部)

(ウ) 同一下肢の3大関節に機能障害を残した場合(用廃を除く。)

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号)、かつ、「同下肢のひざ関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号)場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号)、かつ、「同下肢の足関節に著しい機能障害を残した」(第10級第11号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。(第10次改正・一部)

なお、「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第8級とし、また「1下肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第10級として取り扱うものとする。

(エ) 1下肢の3大関節の機能障害及び同一下肢の足指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」(第12級第7号)、かつ、「同下肢の第1の足指の用を廃した」(第12級第12号)場合は、準用等級第11級とする。(第10次改正・一部)

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第6級第7号)、かつ、「同下肢の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」(第5級第7号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。(第10

次改正・一部)

イ 足指の障害

(ア) 足指を基部（足指の付け根）から失った場合は、「足指を失ったもの」に準じて取り扱うものとする。

(イ) 1足の足指に、施行規則別表第3上組合せ等級のない欠損障害又は機能障害を残した場合（第11次改正・一部）

(例1) 「1足の第2の足指を含み3の足指を失ったもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指を失ったもの」（第10級第9号）と「1足の第2の足指を含み2の足指を失ったもの」（第12級第11号）との中間に位するものであるが、その障害の程度は第10級第9号には達しないので、その直近下位の準用等級第11級とする。（第10次改正・一部）

(例2) 「1足の第2の足指を含み3の足指の用を廃したもの」は、「1足の第1の足指以外の4の足指の用を廃したもの」（第12級第12号）と「1足の第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの」（第13級第11号）との中間に位するものであるが、その障害の程度は第12級第12号には達しないので、その直近下位の準用等級第13級とする。（第10次改正・一部、第11次改正・一部）

(ウ) 1足の足指に欠損障害を残すとともに同一足の他の足指に機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第1の足指を失い」（第10級第9号）、かつ、「同一足の第2指以下の用を廃した」（第12級第12号）場合は、準用等級第9級とする。（第10次改正・一部）

(例2) 「1足の第3の足指を失い」（第13級第10号）、かつ、「同一足の第1の足指の用を廃した」（第12級第12号）場合は、準用等級第11級とする。（第10次改正・一部、第11次改正・一部）

ウ 次に掲げる場合にあつては、他の障害の等級を準用するものと

する。(第10次改正・一部、旧(1)-イ-(カ)、(キ)繰下)

(ア) 下肢の「動揺関節」については、他動的なものであると自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によつて等級を決定するものとする。

a 常に硬性補装具を必要とするものは、「用を廃したもの」とする。

b 時々硬性補装具を必要とするものは、「関節の機能に著しい障害を残すもの」とする。

c 重激な労働等の際以外には硬性補装具を必要としないものは、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

(イ) 「習慣性脱臼(先天性のものを除く。)」及び「弾発ひざ」は、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあつては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を有していた者が、同一下肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1下肢をリスフラン関節又は足関節以上で失っていた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失つた場合

(例2) 1下肢の足関節に著しい機能障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失つた場合(第10次改正・一部)

(例3) 1下肢の足関節の機能に障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に同一下肢を足関節の著しい機能障害又は足関節とひざ関節の用を廃した場合(第10次改正・一部)

(例4) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢の大腿骨に偽関節を残した場合(第10次改正・一部)

(例5) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢を5センチメートル以上短縮した場合

(イ) 1下肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失

つた場合（上記アの(ア)に該当する場合を除く。）

(例1) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(ウ) 1足の足指に障害を有していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(例) 1足の第5の足指の用を廃していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(エ) 左右両下肢（両足指を含む。）の組合せ等級に該当する場合（第10次改正・追加）

1下肢に障害を残す者が、新たに他の下肢にも障害を残し、又は同一下肢（足指を含む。）に新たに障害を残すとともに、他の下肢にも障害を残した結果、次に掲げる組合せ等級に該当するに至ったときの障害補償の額についても、加重として取り扱うものとする。

a 両下肢をひざ関節以上で失ったもの（第1級第7号）

b 両下肢を足関節以上で失ったもの（第2級第6号）

c 両足をリスフラン関節以上で失ったもの（第4級第7号）

d 両下肢の用を廃したもの（第1級第8号）

e 両足指の全部を失ったもの（第5級第8号）

f 両足指の全部の用を廃したもの（第7級第11号）

イ 下肢又は足指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、施行規則第27条の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を残していた者が、新たに他の下肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合（両足指を含む。）において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他の下肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たない

とき

(イ) 1足の足指に障害を残していた者が、同一足のお指に新たな障害を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、お指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(ウ) 1足の複数の足指に障害を残していた者が、新たにその一部の足指について障害を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、その一部の足指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(4) その他

次の場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

ア 骨切除が関節部において行われたために、下肢に短縮障害及び関節機能障害を残した場合

イ 長管骨の骨折部位が不正ゆ合した結果、長管骨の変形又は偽関節と下肢の短縮障害とを残した場合（第10次改正・一部）

ウ 大腿骨又は下腿骨の骨折部に偽関節又は長管骨の変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級程度）を残した場合（第10次改正・一部）

（平成16年6月30日以前に支給すべき事由が生じた場合に適用）

X 下肢（下肢及び足指）の障害

1 障害の等級及び程度

(1) 下肢（下肢及び足指）の障害について、法別表に定める障害の等級及び程度は次のとおりである。（第2次改正・一部）

ア 下肢の障害

(ア) 欠損障害（系列区分26・30）

第1級第7号 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

第2級第6号 両下肢を足関節以上で失ったもの（第1次改正・

一部）

- 第4級第5号 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 第4級第7号 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
- 第5級第5号 1 下肢を足関節以上で失ったもの
- 第7級第8号 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの

(イ) 機能障害 (系列区分26・30)

- 第1級第8号 両下肢の用を全廃したもの
- 第5級第7号 1 下肢の用を全廃したもの
- 第6級第7号 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- 第8級第7号 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- 第10級第11号 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 第12級第7号 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

(ウ) 変形障害 (系列区分27・31)

- 第7級第10号 1 下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの
- 第8級第9号 1 下肢に仮関節を残すもの
- 第12級第8号 長管骨に変形を残すもの

(エ) 短縮障害 (系列区分28・32)

- 第8級第5号 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの
- 第10級第8号 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 第13級第9号 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの

イ 足指の障害

(ア) 欠損障害 (系列区分34・35)

- 第5級第8号 両足の足指の全部を失ったもの
- 第8級第10号 1 足の足指の全部を失ったもの
- 第9級第14号 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの
- 第10級第9号 1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの

の

第12級第10号 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの

第13級第10号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの

(イ) 機能障害（系列区分34・35）

第7級第11号 両足の足指の全部の用を廃したもの

第9級第15号 1足の足指の全部の用を廃したもの

第11級第10号 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの

第12級第11号 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの

第13級第11号 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの

第14級第9号 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの

(2) 下肢及び足指の機能測定は、別添「労災保険における関節可動域の測定要領」に準じて取り扱うものとする。（第5次改正・一部）

2 障害等級決定の基準

(1) 下肢の障害

ア 欠損障害

(ア) 「下肢をひざ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 股関節において、寛骨と大腿骨とを離断したもの

b 股関節とひざ関節との間（大腿部）において、切断したもの

c ひざ関節において、大腿骨と下腿骨とを離断したもの

(イ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a ひざ関節と足関節との間（下腿部）において、切断したもの

b 足関節において、下腿骨と距骨とを離断したもの

(ウ) 「足をリスフラン関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 足根骨（踵骨、距骨、舟状骨及び3個の楔状骨からなる。）
において、切断したもの

b 中足骨と足根骨とを離断したもの

イ 機能障害

(ア) 「下肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（股関節、ひざ関節及び足関節）の全部の完全強直又はこれに近い状態にあるものをいう。なお、これらの障害に加えて、同一下肢の足指に障害を残した場合にあつても、これらを併合して準用等級を定めることはしないものとする。

(イ) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 関節の完全強直又はこれに近い状態にあるもの

b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの

(ウ) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるものをいう。

(エ) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。

(オ) 「廃用性の機能障害」に係る治ゆ認定及び「キynchャー等の除去」に係る取扱いについては、上肢における場合と同様とする。

(カ) 下肢の「動揺関節」については、他動的なものであると自動

的なものであるとにかかわらず、次の基準によつて等級を決定するものとする。

- a 労働に支障があり、常時固定装具の装着を絶対的に必要とする程度のものは、「用を廃したもの」とする。
- b 労働に多少の支障はあつても、固定装具の装着を常時は必要としない程度のものは、「関節の機能に著しい障害を残すもの」とする。
- c 通常の労働には固定装具の装着の必要はなく、重激な労働等に際してのみ必要のある程度のものは、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

(キ) 「習慣性脱臼（先天性のものを除く。）」及び「弾発膝」は、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

ウ 変形障害

(ア) 「1下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 大腿骨に仮関節を残したもの
- b 脛骨及び腓骨の両方に仮関節を残したもの

(イ) 「1下肢に仮関節を残すもの」とは、脛骨又は腓骨のいずれか一方に仮関節を残したものをいう。

(ウ) 下肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものであつて、上肢における場合と同様、その変形を外部から想見できる程度以上のものをいい、長管骨の骨折部位が正常に癒着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱わないものとする。

- a 大腿骨に変形を残したもの
- b 脛骨に変形を残したもの

なお、腓骨のみの変形であつても、その程度が著しい場合にあつては、「長管骨に変形を残すもの」とする。

エ 短縮障害

「下肢の短縮」については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを測定し、健側の下肢と比較し、短縮した長さを算出するものとする。

(2) 足指の障害

ア 欠損障害

「足指を失ったもの」とは、その全部を失ったものをいう。したがって、中足指節関節から失ったものがこれに該当する。

イ 機能障害

「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 第1の足指にあつては末節骨の2分の1以上、その他の足指にあつては遠位指節間関節以上を失ったもの
- (イ) 第1及び第2の足指にあつては、中足指節関節又は近位指節間関節（第1の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるものをいう。）を残したもの
- (ウ) 第3、第4及び第5の足指にあつては、完全強直したもの

3 併合等の取扱い

(1) 併合

次に掲げる場合にあつては、併合して等級を決定するものとする。ただし、併合して等級が繰り上げられた結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、障害の序列に従つて等級を決定するものとする。

ア 下肢の障害

- (ア) 両下肢に器質的障害（両下肢の亡失を除く。）を残した場合

(例1) 「両下肢に長管骨の変形を残した」（それぞれ第12級第8号）場合は、併合等級第11級とする。

(例2) 「右下肢を3センチメートル以上短縮し」（第10級第8

号)、かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」(第8級第5号)場合は、併合等級第7級とする。

(例3) 「右下肢に仮関節を残し」(第8級第9号)、かつ、「左下肢を5センチメートル以上短縮した」(第8級第5号)場合は、併合等級第6級とする。

(イ) 両下肢の3大関節に機能障害(両下肢の全廃を除く。)を残した場合

(例1) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号)、かつ、「左下肢のひざ関節の用を廃した」(第8級第7号)場合は、併合等級第6級とする。

(例2) 「右下肢の用を全廃し」(第5級第6号)、かつ、「左下肢のひざ関節及び足関節の用を廃した」(第6級第7号)場合は、併合等級第3級とする。

(ウ) 1下肢の3大関節の機能障害及び他の下肢の器質的障害を残した場合

(例1) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号)、かつ、「左下肢をリスフラン関節以上で失った」(第7級第8号)場合は、併合等級第5級とする。

(例2) 「右下肢のひざ関節に著しい機能障害を残し」(第10級第11号)、かつ、「左下肢に仮関節を残した」(第8級第9号)場合は、併合等級第7級とする。

(例3) 「右下肢の用を全廃し」(第5級第6号)、かつ、「左下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第4級とする。

(エ) 同一下肢に欠損障害及び変形障害を残した場合

(例1) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」(第7級第8号)、かつ、「同下肢の長管骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第6級とする。

(例2) 「1下肢を足関節以上で失い」(第5級第5号)、かつ、「同下肢の大腿骨に仮関節を残した」(第7級第10号)場合は、併合すると第3級となるが、当該障害は、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(第4級第5号)の程度には達しないので、併合等級第5級とする。

(オ) 同一下肢に機能障害及び変形障害又は短縮障害を残した場合

(例1) 「1下肢の足関節に機能障害を残し」(第12級第7号)、かつ、「同下肢の脛骨に変形を残した」(第12級第8号)場合は、併合等級第11級とする。

(例2) 「1下肢のひざ関節に機能障害を残し」(第12級第7号)、かつ、「同下肢を3センチメートル以上短縮した」(第10級第8号)場合は、併合等級第9級とする。

(カ) 1下肢に器質的障害及び機能障害を残すとともに他の下肢等に障害を残した場合

(例) 「右下肢の足関節の用を廃し」(第8級第7号)、「同下肢を1センチメートル以上短縮し」(第13級第9号)、かつ、「左下肢を足関節で失った」(第5級第5号)場合は、まず、右下肢の機能障害と短縮障害とを併合の方法を用いて第7級とし、これと左下肢の欠損障害とを併合して併合等級第3級とする。

(キ) 同一下肢に「踵骨骨折治ゆ後の疼痛」(第12級第12号)及び「足関節の機能障害」(第12級第7号)を残した場合は、併合等級第11級とする。

イ 足指の障害

(ア) 1足の足指の欠損障害及び他足の足指の欠損障害(両足の足指の全部を失ったものを除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「左足の足指の全部を失った」(第8級第10号)場合は、併合

等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「左足の第1及び第2の足指を失った」(第9級第14号)場合は、併合等級第8級とする。

(イ) 1足の足指の機能障害及び他足の足指の機能障害(両足の足指の全廃を除く。)を残した場合

(例1) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第11号)、かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第8級とする。

(例2) 「右足の第1の足指の用を廃し」(第12級第11号)、かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第10号)場合は、併合等級第10級とする。

(ウ) 1足の足指の欠損障害及び他足の足指の機能障害を残した場合

(例1) 「右足の足指の全部を失い」(第8級第10号)、かつ、「左足の足指の全部の用を廃した」(第9級第15号)場合は、併合等級第7級とする。

(例2) 「右足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「左足の第1及び第2の足指の用を廃した」(第11級第10号)場合は、併合等級第9級とする。

(2) 準用

次に掲げる場合にあつては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもつて決定するものとする。

ア 下肢の障害

(ア) 同一下肢に2以上の変形障害を残した場合

(例) 「1下肢の大腿骨に仮関節を残し」(第7級第10号)、かつ

、「同下肢の脛骨に変形を残した」（第12級第8号）場合は、準用等級第6級とする。

(イ) 同一下肢に欠損障害及び機能障害を残した場合

(例1) 「1下肢を足関節以上で失い」（第5級第5号）、かつ、「同下肢の股関節及びひざ関節の用を廃した」（第6級第6号）場合は、併合の方法を用いると準用等級第3級となるが、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」（第4級第5号）の程度には達しないので、その直近下位の第5級とする。

(例2) 「1下肢をひざ関節以上で失い」（第4級第5号）、かつ、「同下肢の股関節の用を廃した」（第8級第7号）場合は、併合の方法を用いると準用等級第2級となるが、1下肢の最上位の等級（第4級第5号）を超えることとなり、障害の序列を乱すので、第4級とする。

(例3) 「1下肢をリスフラン関節以上で失い」（第7級第8号）、かつ、「同下肢の足関節の用を廃した」（第8級第7号）場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢を足関節以上で失ったもの」（第5級第5号）の程度には達しないので、その直近下位の第6級とする。

(ウ) 同一下肢の3大関節に機能障害を残した場合（用廃を除く。）

(例1) 「1下肢の足関節の機能に障害を残し」（第12級第7号）、かつ、「同下肢のひざ関節に著しい機能障害を残した」（第10級第11号）場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」（第6級第7号）、かつ、「同下肢の足関節に著しい機能障害を残した」（第10級第11号）場合は、併合の方法を用いると準用等級第5級となるが、「1下肢の用を全廃したもの」（第5級第7号）の程度には達しないので、その直近下位の第6級

とする。

なお、「1 下肢の 3 大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第 8 級とし、また「1 下肢の 3 大関節のすべての関節の機能に障害を残したもの」は、障害の序列を考慮し、準用等級第 10 級として取り扱うものとする。

(エ) 1 下肢の 3 大関節の機能障害及び同一下肢の足指の欠損障害又は機能障害を残した場合

(例 1) 「1 下肢の足関節の機能に障害を残し」(第 12 級第 7 号)、かつ、「同下肢の第 1 の足指の用を廃した」(第 12 級第 11 号) 場合は、準用等級第 11 級とする。

(例 2) 「1 下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し」(第 6 級第 7 号)、かつ「同下肢の足指の全部を失った」(第 8 級第 10 号) 場合は、併合の方法を用いると準用等級第 4 級となるが、「1 下肢の用を全廃したもの」(第 5 級第 7 号) の程度には達しないので、その直近下位の第 6 級とする。

イ 足指の障害

(ア) 足指を基部(足指の付け根)から失った場合は、「足指を失ったもの」に準じて取り扱うものとする。

(イ) 1 足の足指に、法別表上組合せ等級のない欠損障害又は機能障害を残した場合

(例 1) 「1 足の第 2 の足指を含み 3 の足指を失ったもの」は、「1 足の第 1 の足指以外の 4 の足指を失ったもの」(第 10 級第 9 号) と「1 足の第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの」(第 12 級第 10 号) との中間に位するものであるが、その障害の程度は第 10 級第 9 号には達しないので、その直近下位の第 11 級とする。

(例 2) 「1 足の第 2 の足指を含み 3 の足指の用を廃したもの」は

、「1足の第1の足指以外の4の足指の用を廃したもの」(第12級第11号)と「1足の第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの」(第13級第11号)との中間に位するものであるが、その障害の程度は第12級第11号には達しないので、その直近下位の第13級とする。

(ウ) 1足の足指に欠損障害を残すとともに同一足の他の足指に機能障害を残した場合

(例1) 「1足の第1の足指を失い」(第10級第9号)、かつ、「同一足の第2指以下の用を廃した」(第12級第11号)場合は、準用等級第9級とする。

(例2) 「1足の第3の足指を失い」(第13級第10号)、かつ、「同一足の第1の足指の用を廃した」(第12級第11号)場合は、準用等級第11級とする。

(3) 加重

ア 次に掲げる場合にあつては、加重として取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を有していた者が、同一下肢に系列を同じくする障害を加重した場合

(例1) 1下肢をリスフラン関節又は足関節以上で失っていた者が、更に同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢の足関節に著しい機能障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に足関節又はひざ関節以上で失った場合

(例3) 1下肢の足関節の機能に障害を残し、又はひざ関節の用を廃していた者が、更に足関節の著しい機能障害又は足関節とひざ関節の用を廃した場合

(例4) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢の大腿骨に仮関節を残した場合

(例5) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に

同一下肢を5センチメートル以上短縮した場合

(イ) 1下肢に障害を有していた者が、更に既存の障害の部位以上を失った場合（上記アの(ア)に該当する場合を除く。）

(例1) 1下肢の脛骨に変形を有していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(例2) 1下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、更に同一下肢をひざ関節以上で失った場合

(例3) 1足の足指の欠損又は機能障害を有していた者が、更に同一下肢をリスフラン関節以上で失った場合

(ウ) 1足の足指に障害を有していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

(例) 1足の第5の足指の用を廃していた者が、更に同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

イ 下肢又は足指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、施行規則第27条の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うものとする。

(ア) 1下肢に障害を残していた者が、新たに他の下肢に障害を残した結果、組合せ等級に該当する場合（両足指を含む。）において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他の下肢のみに新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(イ) 1足の足指に障害を残していた者が、同一足の他指に新たな障害を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、他指に新たな障害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(ウ) 1足の複数の足指に障害を残していた者が、新たにその一部の足指について障害を加重した場合において、施行規則第27条の規定により算定した障害補償の額が、その一部の足指に新たな障

害のみが生じたものとした場合の障害補償の額に満たないとき

(4) その他

次の場合には、いずれか上位の等級によるものとする。

ア 骨切除が関節部において行われたために、下肢に短縮障害及び関節機能障害を残した場合

イ 長管骨の骨折部位が不正ゆ合した結果、長管骨の変形又は仮関節と下肢の短縮障害とを残した場合

ウ 大腿骨又は下腿骨の骨折部に仮関節又は長管骨の変形を残すとともに、その部位に疼痛（第12級程度）を残した場合